

2026年3月

発行登録追補書類に記載の事項

モルガン・スタンレー 2046年3月13日満期
米ドル建ゼロクーポン社債

モルガン・スタンレー 2046年3月13日満期
豪ドル建ゼロクーポン社債

モルガン・スタンレー 2046年3月13日満期
円建ゼロクーポン社債

1. 発行会社は、金融商品取引法第23条の4の規定によりモルガン・スタンレー 2046年3月13日満期 米ドル建ゼロクーポン社債、モルガン・スタンレー 2046年3月13日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債及びモルガン・スタンレー 2046年3月13日満期 円建ゼロクーポン社債（以下「本社債」と総称します。）の売出しに関する訂正発行登録書を令和8年3月6日に関東財務局長に提出しております。
2. 本書および本社債に関する2026年3月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では令和8年3月6日付訂正発行登録書および令和8年3月23日付発行登録追補書類に記載された情報のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては、一部を省略しています。

【発行登録追補書類番号】 6-外1-6

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出日】 令和8年3月23日

【今回の売出金額】 **モルガン・スタンレー2046年3月13日満期 米ドル建ゼロクーポン社債**
 10,845,742米ドル（円貨額1,734,017,231円）
 （円貨額は、2026年3月19日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=159.88円を換算レートとして計算されている。）

モルガン・スタンレー2046年3月13日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債
 6,456,960豪ドル（円貨額726,989,126円）
 （円貨額は、2026年3月19日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1豪ドル=112.59円を換算レートとして計算されている。）

モルガン・スタンレー2046年3月13日満期 円建ゼロクーポン社債
 879,049,600円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

【これまでの売出実績】
 （発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
6-外1-1	令和6年12月6日	8,978,953,538円	該当事項なし	
6-外1-2	令和7年3月14日	4,011,177,075円		
6-外1-3	令和7年6月13日	6,422,852,400円		
6-外1-4	令和7年8月29日	1,302,093,856円		
6-外1-5	令和7年9月12日	4,968,500,312円		
実績合計額		25,683,577,181円	減額総額	0円

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 754,316,422,819円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】	該当事項なし
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部【証券情報】

[モルガン・スタンレー 2046年3月13日満期 米ドル建ゼロクーポン社債に関する情報]

[モルガン・スタンレー 2046年3月13日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債に関する情報]

[モルガン・スタンレー 2046年3月13日満期 円建ゼロクーポン社債に関する情報]

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出社債（短期社債を除く。）】

[米ドル建社債]

売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	31,510,000米ドル
売出価額の総額	10,845,742米ドル

[豪ドル建社債]

売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	22,420,000豪ドル
売出価額の総額	6,456,960豪ドル

[円建社債]

売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	1,768,000,000円
売出価額の総額	879,049,600円

2【売出しの条件】

[米ドル建社債]

売出価格	額面の34.42%
------	-----------

[豪ドル建社債]

売 出 価 格	額面の28.80%
---------	-----------

[円建社債]

売 出 価 格	額面の49.72%
---------	-----------

4. 償還および買入れ

4.3 課税事由による償還

[米ドル建社債]

本社債は、

(i) 米国、または米国のもしくは米国内の行政上の下部組織もしくは課税当局の法律または法律に基づき制定された規則もしくは命令において、課税に影響を及ぼす変更または修正がなされ、または、

(ii) 上述の法律、規則または命令の適用または解釈に関し公式見解に変更が生じ、かかる変更または修正がプライシングサプリメントの日付以降に効力を生じた結果、発行会社が、本社債に関して後記社債要項第6.1項（追加額）に記載される追加額を支払う義務を負っているかまたは負うことになるかと判断した場合、発行会社の選択により、後記社債要項第13項（通知）に記載する償還通知の付与をもって、以下に記載する適用償還価格（および償還日までに生じた利息）により、満期前のいつでも一括で償還（一部償還は認められない。）することができる。発行会社は、課税事由による償還が生じた場合にはこれを通知する。

償還通知は償還予定日前60日から30日までの間に付与される。日付および適用償還価格は後記社債要項第13項（通知）に従い交付される通知において特定される。

適用償還価格は、計算代理人が決定する米ドルにおける金額とし、(a)当該本社債の計算金額に(b)以下の算式に従って算出される比率を乗じて得られる積とする。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})^n$$

本項において、

「計算金額」とは、10,000米ドルをいう。

「計算代理人」とは、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社およびその承継人をいう。

「参照価格」とは、34.42%である。

「償却利回り」とは、年率5.49%を小数で表示したものである。

「n」とは、本社債の発行日（同日を含む。）から当該本社債の履行期が到来し支払われるべきものとなった日（期限前償還日を含む。）（同日を含まない。）までの年数であり、日数計算式(30/360) (ISDA)に基づき算出される。

「日数計算式(30/360) (ISDA)」とは、計算期間の日数を360で除して得られる数を意味し、その際の計算式は次のとおりとする。

$$\text{日数計算式(30/360) (ISDA)} = \frac{[360x(Y_2-Y_1)]+[30x(M_2-M_1)]+(D_2-D_1)}{360}$$

「Y₁」は、計算期間の初日が属する年を示す数値を意味する。

「Y₂」は、計算期間末日の翌日が属する年を示す数値を意味する。

「M₁」は、計算期間の初日が属する暦月を示す数値を意味する。

「M₂」は、計算期間末日の翌日が属する暦月を示す数値を意味する。

「D₁」は、計算期間に属する最初の暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31である場合には、D₁は30とする。

「D₂」は、計算期間末日の翌暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31であり、かつD₁が29より大きな数値である場合には、D₂は30とする。

[豪ドル建社債]

本社債は、

(i) 米国、または米国もしくは米国内の行政上の下部組織もしくは課税当局の法律または法律に基づき制定された規則もしくは命令において、課税に影響を及ぼす変更または修正がなされ、または、

(ii) 上述の法律、規則または命令の適用または解釈に関し公式見解に変更が生じ、かかる変更または修正がプライシングサプリメントの日付以降に効力を生じた結果、発行会社が、本社債に関して後記社債要項第6.1項（追加額）に記載される追加額を支払う義務を負っているかまたは負うことになるか判断した場合、発行会社の選択により、後記社債要項第13項（通知）に記載する償還通知の付与をもって、以下に記載する適用償還価格（および償還日までに生じた利息）により、満期前のいつでも一括で償還（一部償還は認められない。）することができる。発行会社は、課税事由による償還が生じた場合にはこれを通知する。

償還通知は償還予定日前60日から30日までの間に付与される。日付および適用償還価格は後記社債要項第13項（通知）に従い交付される通知において特定される。

適用償還価格は、計算代理人が決定する豪ドルにおける金額とし、(a)当該本社債の計算金額に(b)以下の算式に従って算出される比率を乗じて得られる積とする。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})^n$$

本項において、

「計算金額」とは、10,000豪ドルをいう。

「計算代理人」とは、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社およびその承継人をいう。

「参照価格」とは、28.80%である。

「償却利回り」とは、年率6.44%を小数で表示したものである。

「n」とは、本社債の発行日（同日を含む。）から当該本社債の履行期が到来し支払われるべきものとなった日（期限前償還日を含む。）（同日を含まない。）までの年数であり、日数計算式(30/360) (ISDA)に基づき算出される。

「日数計算式(30/360) (ISDA)」とは、計算期間の日数を360で除して得られる数を意味し、その際の計算式は次のとおりとする。

$$\text{日数計算式(30/360) (ISDA)} = \frac{[360x(Y_2 - Y_1)] + [30x(M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

「Y₁」は、計算期間の初日が属する年を示す数値を意味する。

「Y₂」は、計算期間末日の翌日が属する年を示す数値を意味する。

「M₁」は、計算期間の初日が属する暦月を示す数値を意味する。

「M₂」は、計算期間末日の翌日が属する暦月を示す数値を意味する。

「D₁」は、計算期間に属する最初の暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31である場合には、D₁は30とする。

「D₂」は、計算期間末日の翌暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31であり、かつD₁が29より大きな数値である場合には、D₂は30とする。

【円建社債】

本社債は、

- (i) 米国、または米国のもしくは米国内の行政上の下部組織もしくは課税当局の法律または法律に基づき制定された規則もしくは命令において、課税に影響を及ぼす変更または修正がなされ、または、
- (ii) 上述の法律、規則または命令の適用または解釈に関し公式見解に変更が生じ、かかる変更または修正がプライシングサプリメントの日付以降に効力を生じた結果、発行会社が、本社債に関して後記社債要項第6.1項（追加額）に記載される追加額を支払う義務を負っているかまたは負うことになるかと判断した場合、発行会社の選択により、後記社債要項第13項（通知）に記載す

る償還通知の付与をもって、以下に記載する適用償還価格（および償還日までに生じた利息）により、満期前のいつでも一括で償還（一部償還は認められない。）することができる。発行会社は、課税事由による償還が生じた場合にはこれを通知する。

償還通知は償還予定日前60日から30日までの間に付与される。日付および適用償還価格は後記社債要項第13項（通知）に従い交付される通知において特定される。

適用償還価格は、計算代理人が決定する日本円における金額とし、(a)当該本社債の計算金額に(b)以下の算式に従って算出される比率を乗じて得られる積とする。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})^n$$

本項において、

「計算金額」とは、1,000,000円をいう。

「計算代理人」とは、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社およびその承継人をいう。

「参照価格」とは、49.72%である。

「償却利回り」とは、年率3.56%を小数で表示したものである。

「n」とは、本社債の発行日（同日を含む。）から当該本社債の履行期が到来し支払われるべきものとなった日（期限前償還日を含む。）（同日を含まない。）までの年数であり、日数計算式(30/360) (ISDA)に基づき算出される。

「日数計算式(30/360) (ISDA)」とは、計算期間の日数を360で除して得られる数を意味し、その際の計算式は次のとおりとする。

$$\text{日数計算式(30/360) (ISDA)} = \frac{[360x(Y_2 - Y_1)] + [30x(M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

「Y₁」は、計算期間の初日が属する年を示す数値を意味する。

「Y₂」は、計算期間末日の翌日が属する年を示す数値を意味する。

「M₁」は、計算期間の初日が属する暦月を示す数値を意味する。

「M₂」は、計算期間末日の翌日が属する暦月を示す数値を意味する。

「D₁」は、計算期間に属する最初の暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31である場合には、D₁は30とする。

「D₂」は、計算期間末日の翌暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31であり、かつD₁が29より大きな数値である場合には、D₂は30とする。

4.5 支払遅延

[米ドル建社債]

本社債に関して支払われるべき償還金額について、履行期が到来しても支払われない場合、本社債に関する償還金額は、それ以降、(a)当該本社債の計算金額と、(b)以下の計算式により算出される百分率との積に相当する金額とする。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})^n$$

本項において、

「計算金額」とは、10,000米ドルをいう。

「参照価格」とは、34.42%である。

「償却利回り」とは、年率5.49%を小数で表示したものである。

「n」とは、本社債の発行日（同日を含む。）から当該本社債に関して支払われるべきすべての金額が支払われ、または支払のために適式に供せられた日（同日を含まない。）までの年数であり、日数計算式(30/360) (ISDA)に基づき算出される。

[豪ドル建社債]

本社債に関して支払われるべき償還金額について、履行期が到来しても支払われない場合、本社債に関する償還金額は、それ以降、(a)当該本社債の計算金額と、(b)以下の計算式により算出される百分率との積に相当する金額とする。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})^n$$

本項において、

「計算金額」とは、10,000豪ドルをいう。

「参照価格」とは、28.80%である。

「償却利回り」とは、年率6.44%を小数で表示したものである。

「n」とは、本社債の発行日（同日を含む。）から当該本社債に関して支払われるべきすべての金額が支払われ、または支払のために適式に供せられた日（同日を含まない。）までの年数であり、日数計算式(30/360) (ISDA)に基づき算出される。

【円建社債】

本社債に関して支払われるべき償還金額について、履行期が到来しても支払われない場合、本社債に関する償還金額は、それ以降、(a)当該本社債の計算金額と、(b)以下の計算式により算出される百分率との積に相当する金額とする。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})^n$$

本項において、

「計算金額」とは、1,000,000円をいう。

「参照価格」とは、49.72%である。

「償却利回り」とは、年率3.56%を小数で表示したものである。

「n」とは、本社債の発行日（同日を含む。）から当該本社債に関して支払われるべきすべての金額が支払われ、または支払のために適式に供せられた日（同日を含まない。）までの年数であり、日数計算式(30/360) (ISDA)に基づき算出される。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

第2【統合財務情報】

該当事項なし。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2024年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

令和7年6月30日関東財務局長に提出

事業年度 2025年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

令和8年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

事業年度 2025年中（自2025年1月1日 至2025年6月30日）

令和7年9月29日に関東財務局長に提出

事業年度 2026年中（自2026年1月1日 至2026年6月30日）

令和8年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（令和8年3月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を令和7年7月14日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（令和8年3月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を令和7年10月15日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（令和8年3月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を令和8年1月9日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載の「事業等のリスク」については、発行登録書（訂正を含む。）の「参照書類の補完情報」に記載された事項を除き、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（令和8年3月23日）までの間において重大な変更は生じておらず、また追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等および発行登録書（訂正を含む。）には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本発行登録追補書類提出日（令和8年3月23日）現在においてもその判断に重要な変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。

モルガン・スタンレー 米ドル建ゼロクーポン債 4603

モルガン・スタンレー 豪ドル建ゼロクーポン債 4603

モルガン・スタンレー 円建ゼロクーポン債 4603

2026年3月

発行登録目論見書

モルガン・スタンレー 2046年3月13日満期
米ドル建ゼロクーポン社債

モルガン・スタンレー 2046年3月13日満期
豪ドル建ゼロクーポン社債

モルガン・スタンレー 2046年3月13日満期
円建ゼロクーポン社債

Morgan Stanley

モルガン・スタンレー
(Morgan Stanley)

売出人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
(Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd.)

モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社
(Morgan Stanley MUFG Securities Co., Ltd.)

1. この発行登録目論見書が対象とする社債7,800億円の売出しに関する発行登録については、発行会社は、金融商品取引法第23条の3第1項の規定により、発行登録書を令和6年9月27日に関東財務局長に提出し、令和6年10月5日にその効力が生じています。また、金融商品取引法第23条の4の規定により、モルガン・スタンレー 2046年3月13日満期 米ドル建ゼロクーポン社債、モルガン・スタンレー 2046年3月13日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債およびモルガン・スタンレー 2046年3月13日満期 円建ゼロクーポン社債の売出しに関する訂正発行登録書を令和8年3月6日に関東財務局長に提出しております。
2. この発行登録目論見書に記載された内容については、今後訂正されることがあります。また、参照すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがあります。
3. この発行登録目論見書に基づき、本社債を売り付ける場合には、発行登録追補目論見書を交付致します。
4. モルガン・スタンレー 2046年3月13日満期 米ドル建ゼロクーポン社債（「米ドル建社債」といいます。）、モルガン・スタンレー 2046年3月13日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債（「豪ドル建社債」といいます。）およびモルガン・スタンレー 2046年3月13日満期 円建ゼロクーポン社債（「円建社債」といい、米ドル建社債および豪ドル建社債とあわせて「本社債」と総称します。）は、1933年米国証券法（「証券法」）に基づき登録されておらず、今後もその予定はありません。いかなるときにおいても米国内で、または米国人に対し、米国人の計算でもしくは米国人のために本社債の募集、売出または売付けをすることはできません。本段落で用いる用語は、証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義された意味を有します。
5. 米ドル建社債および豪ドル建社債はそれぞれ米ドル貨および豪ドル貨をもって表示されておりますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。
6. 本社債に投資しようとする投資家は、本社債への投資を判断するにあたって、必要に応じ、自身の独立した法務、税務、会計等の専門家の助言を受けるべきであり、本社債の投資に伴うリスクを理解し、かかるリスクに耐えうる投資家のみが本社債に対する投資を行うべきです。
7. この特記事項の直後に挿入される「FP情報 税制割引債の源泉徴収」および「無登録格付に関する説明書」は、本社債の売出人である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。

F P 情報

税制割引債の源泉徴収

居住者等の個人の税制割引債の譲渡及び償還による所得は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として、所得税及び復興特別所得税 15.315%と住民税 5%の合計 20.315%の申告分離課税です。2016年より、税制割引債^(注1)の償還金からは、実際の償還差損益に関わらず、「償還金額×みなし割引率^(注2)×源泉徴収税率(20.315%)」の金額が源泉徴収されます。よって、税制割引債の償還は原則として確定申告^(注3)が必要であり、申告時に、実際の償還差損益に基づき納付すべき税額を計算し、償還時に源泉徴収された税額が過大である時は、納付すべき税額から控除する(あるいは還付を受ける)ことになります。

ただし、特定口座内で償還した場合はみなし割引率の適用はなく、特定口座上の取得価額に基づき償還差損益が計算されます。また、源泉徴収ありの特定口座での償還は、譲渡益税が源泉徴収されるため、申告不要を選択することができます。

(注1) 税制割引債とは、以下の①～④の公社債です。

- ① 割引の方法により発行された公社債(発行時源泉徴収済のものを除く)
- ② 分離元本公社債
- ③ 分離利子公社債
- ④ 発行価額が額面金額の90%以下の利付公社債

(注2) みなし割引率は下表のとおりです。

	みなし割引率	源泉徴収税率	
		個人(20.315%)	法人(15.315%)
発行から償還までの期限が1年以内(分離利子公社債を除く)	0.2%	償還金額の 0.04063%	償還金額の 0.03063%
発行から償還までの期限が1年超及び分離利子公社債	25%	償還金額の 5.07875%	償還金額の 3.82875%

(注3) 証券会社より『特定割引債の償還金の支払通知書』または『特定口座年間取引報告書』を交付します。

また、普通法人等以外の法人^(注4)の保有する税制割引債の償還金からも、上記みなし割引率^(注2)に基づき、所得税及び復興特別所得税 15.315%が源泉徴収されます。法人税の申告による源泉所得税等の控除の機会が無い法人は注意が必要です。ただし、証券会社等と割引債管理契約を締結している普通法人等以外の法人^(注5)が、管理契約締結後に購入した税制割引債は、実際の償還差益に対して所得税及び復興特別所得税 15.315%が源泉徴収されます。

(注4) 普通法人等以外の法人には、以下の①～④が該当します。

- ① 一般社団法人および一般財団法人(公益社団法人および公益財団法人を除く)
- ② 人格の無い社団
- ③ 法人税法以外の法律によって法人税法の公益法人とみなされている法人
(認可地縁団体、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション管理組合等)
- ④ 外国法人

(注5) 外国法人は、割引債管理契約を締結することはできません。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。以下は、同法に基づいた無登録格付業者に関する説明です。

1. 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

2. 無登録の格付会社の例について

格付情報を付与している格付会社のうち、下記の格付会社グループは金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けておりません。

【S&P グローバル・レーティング】

➤ 格付会社グループの呼称について

S&P グローバル・レーティング

➤ 同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

➤ 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ

(<http://www.spglobal.co.jp/ratings>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」

(<http://www.spglobal.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

➤ 信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却又は保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質及び量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

【ムーディーズ】

➤ 格付会社グループの呼称について

ムーディーズ・レーティングス

➤ 同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

➤ 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト

(<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>) の「規制関連」のタブ下にある「開示」を

クリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」の欄に掲載されております。

- 信用格付の前提、意義及び限界について
ムーディーズ・レーティングス（以下、「ムーディーズ」といいます。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。
ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

【フィッチ・レーティングス】

- 格付会社グループの呼称について
フィッチ・レーティングス
- 同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号
同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）
- 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<https://www.fitchratings.com/ja>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。
- 信用格付の前提、意義及び限界について
フィッチ・レーティングス（以下、「フィッチ」といいます。）の格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。
フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。
信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2025年4月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

【表紙】	
【提出書類】	発行登録書（訂正発行登録書を含む。）
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和6年9月27日 発行登録書提出 令和7年6月30日 訂正発行登録書提出 令和7年7月14日 訂正発行登録書提出 令和7年9月29日 訂正発行登録書提出 令和7年10月15日 訂正発行登録書提出 令和7年11月28日 訂正発行登録書提出 令和8年1月9日 訂正発行登録書提出 令和8年3月5日 訂正発行登録書提出 令和8年3月6日 訂正発行登録書提出 令和8年3月6日 訂正発行登録書提出
【会社名】	モルガン・スタンレー (Morgan Stanley)
【代表者の役職氏名】	授權署名者 山来 信子 (Nobuko Yamaki, Authorized Signatory)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国 10036 ニューヨーク州 ニューヨーク、ブロードウェイ1585 (1585 Broadway, New York, New York 10036, U. S. A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁 護 士 庭 野 議 隆
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	(03)6775-1000
【事務連絡者氏名】	弁 護 士 塩 見 竜 一 同 早 田 尚 史 同 伊 藤 公 洋 同 香 西 佑 樹 同 上 部 大 樹 同 前 田 康 熙
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	(03)6775-1000
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【発行登録書の内容】	
提出日	令和6年9月27日
効力発生日	令和6年10月5日
有効期限	令和8年10月4日
発行登録番号	6-外1
発行予定額又は発行残高の上限	7,800億円
発行可能額	754,316,422,819円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
第2【売出要項】	1
1【売出有価証券】	1
(1)【売出社債（短期社債を除く。）】	1
2【売出しの条件】	6
第3【その他の記載事項】	24
第二部【参照情報】	24
第1【参照書類】	24
1【有価証券報告書及びその添付書類】	24
2【半期報告書】	24
3【臨時報告書】	24
4【外国会社報告書及びその補足書類】	24
5【外国会社半期報告書及びその補足書類】	24
6【外国会社臨時報告書】	25
7【訂正報告書】	25
第2【参照書類の補完情報】	25
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	48
第三部【保証会社等の情報】	48
発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしている ことを示す書面に記載された事項.....	49
2024年度有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実.....	51
事業内容の概要および主要な経営指標等の推移.....	113

第一部【証券情報】

[モルガン・スタンレー 2046年3月13日満期 米ドル建ゼロクーポン社債に関する情報]

[モルガン・スタンレー 2046年3月13日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債に関する情報]

[モルガン・スタンレー 2046年3月13日満期 円建ゼロクーポン社債に関する情報]

(注) 本書中に別段の表示がある場合を除き、「米ドル」および「米セント」はアメリカ合衆国の法定通貨を、「豪ドル」はオーストラリアの法定通貨を、「円」は日本の法定通貨を指す。

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

本「第2 売出要項」には3本の異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、モルガン・スタンレー 2046年3月13日満期 米ドル建ゼロクーポン社債（以下「米ドル建社債」という。）、モルガン・スタンレー 2046年3月13日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債（以下「豪ドル建社債」という。）およびモルガン・スタンレー 2046年3月13日満期 円建ゼロクーポン社債（以下「円建社債」という。）毎に異なる取扱いがなされる場合には、それぞれの社債毎に記載内容を分けて記載している。一方、それぞれの社債の内容に差異がない場合または一定の事項を除き差異がない場合には、それぞれの社債に関する記載は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。この場合であっても、社債の要項は米ドル建社債、豪ドル建社債および円建社債の各々に対し個別に適用される。まとめて記載した場合、これら3本の社債をそれぞれ「本社債」という。

1【売出有価証券】

(1)【売出社債（短期社債を除く。）】

【米ドル建社債】

銘 柄	モルガン・スタンレー2046年3月13日満期 米ドル建ゼロクーポン社債（別段の記載がある場合を除き、以下「本社債」という。）		
売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額	(未定) 米ドル (注1)	売出価額の総額	(未定) 米ドル (注1)
売出しに係る社債の 所有者の住所及び氏 名又は名称	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番7号 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 (以下「売出人」と総称する。)		
記名・無記名の別	記名式	各社債の金額	10,000米ドル
利 率	該当事項なし		

利 払 日	該当事項なし
満 期 日	2046年3月13日とし、修正翌営業日規則に従う。(注2)

摘要

- (1) 本社債は、社債（シリーズAおよびシリーズB）、ワラントおよび券面発行レギュレーションSプログラム（「本プログラム」）に基づきユーロ市場で発行され、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーがこれを引き受ける。本社債は上場されない。
- (2) 本社債について、発行会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付は無い。本訂正発行登録書の日付現在、発行会社の長期債務は、S&Pグローバル・レーティング（「S&P」）からA-格、フィッチ・レーティングス（「フィッチ」）からA+格、ムーディーズ・レーティングス（「ムーディーズ」）からA1格および株式会社格付投資情報センターからA+格の格付を付与されている。S&P、フィッチおよびムーディーズは金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者ではないが、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）およびムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/ja/region/japan>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」の「信用格付の前提、意義及び限界」およびムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<https://www.moodys.com/web/ja/jp.html>））の「信用格付事業」のページ）の「規制関連」の「開示」の「無登録格付説明関連」欄に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。
- (3) 本社債は預金または貯蓄口座ではなく、米国連邦預金保険公社または他の政府機関もしくは預金保護制度（国を問わない。）による保険を受けておらず、また、本社債は銀行の債務ではなく、銀行による保証は付されていない。
- (4) 欧州経済領域（「EEA」）における個人投資家に対する販売の禁止：
 本社債は、EEAにおける個人投資家に対して、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされることを企図しておらず、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされるべきではない。これらの目的上、個人投資家とは、以下のいずれか（または複数）に該当する者をいう。
 (a) 指令第2014/65/EU号（その後の改正を含み、以下「MiFID II」という。）第4条第1項(11)において定義される個人顧客。
 (b) EU指令第2016/97号（その後の改正を含む。）の意味における顧客（かかる顧客が、MiFID II第4条第1項(10)において定義されるプロ顧客として認められない場合）。
 (c) EU規則第2017/1129号（その後の改正を含む。）において定義される適格投資家ではない者。
 結果的には、EEAにおける個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることに関し、EU規則第1286/2014号（その後の改正を含み、以下「PRIIPs規則」という。）により求められる重要情報書面は作成されておらず、その予定もない。したがって、EEAにおける個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき違法となる可能性がある。
- (5) 英国における個人投資家に対する販売の禁止：
 本社債は、英国における個人投資家に対して、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされることを企図しておらず、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされるべきではない。これらの目的上、個人投資家とは、英国法の一部を構成するEU規則第600/2014号第2条第1項(8)において定義されるプロ顧客に該当しない者をいう。
 結果的には、英国における個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることに関し、英国法の一部を構成するPRIIPs規則（「英国PRIIPs規則」）により求められる重要情報書面は作成されておらず、その予定もない。したがって、英国における個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることは、英国PRIIPs規則に基づき違法となる可能性がある。

- (注1) 本社債に関する未定の発行条件は、需要状況を勘案したうえで、2026年3月下旬までに決定される予定である。
- (注2) 「修正翌営業日規則」とは、該当の日が営業日でない場合、翌営業日とする（翌営業日が翌暦月となる場合は前営業日とする）ことを意味し、また「営業日」とは、土曜日および日曜日を除く日のうち、法定休日または東京、ニューヨーク市またはロンドンにおいて金融機関が法令上休業を認められるかもしくは要求される日に該当しない日をいう。

[豪ドル建社債]

銘 柄	モルガン・スタンレー2046年3月13日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債（別段の記載がある場合を除き、以下「本社債」という。）		
売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額	(未定) 豪ドル (注1)	売出価額の総額	(未定) 豪ドル (注1)
売出しに係る社債の 所有者の住所及び氏 名又は名称	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番7号 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 (以下「売出人」と総称する。)		
記名・無記名の別	記名式	各社債の金額	10,000豪ドル
利 率	該当事項なし		
利 払 日	該当事項なし		
満 期 日	2046年3月13日とし、修正翌営業日規則に従う。(注2)		

摘要

- (1) 本社債は、社債（シリーズAおよびシリーズB）、ワラントおよび券面発行レギュレーションSプログラム（「本プログラム」）に基づきユーロ市場で発行され、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ビーエルシーがこれを引き受ける。本社債は上場されない。
- (2) 本社債について、発行会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付は無い。本訂正発行登録書の日付現在、発行会社の長期債務は、S&Pグローバル・レーティング（「S&P」）からA-格、フィッチ・レーティングス（「フィッチ」）からA+格、ムーディーズ・レーティングス（「ムーディーズ」）からA1格および株式会社格付投資情報センターからA+格の格付を付与されている。S&P、フィッチおよびムーディーズは金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者ではないが、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）およびムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/ja/region/japan>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」の「信用格付の前提、意義及び限界」およびムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ

(ムーディーズ日本語ホームページ (<https://www.moodys.com/web/ja/jp.html>) の「信用格付事業」のページ) の「規制関連」の「開示」の「無登録格付説明関連」欄に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

(3) 本社債は預金または貯蓄口座ではなく、米国連邦預金保険公社または他の政府機関もしくは預金保護制度(国を問わない。)による保険を受けておらず、また、本社債は銀行の債務ではなく、銀行による保証は付されていない。

(4) 欧州経済領域(「EEA」)における個人投資家に対する販売の禁止:

本社債は、EEAにおける個人投資家に対して、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされることを企図しておらず、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされるべきではない。これらの目的上、個人投資家とは、以下のいずれか(または複数)に該当する者をいう。

(a) 指令第2014/65/EU号(その後の改正を含み、以下「MiFID II」という。)第4条第1項(11)において定義される個人顧客。

(b) EU指令第2016/97号(その後の改正を含む。)の意味における顧客(かかる顧客が、MiFID II第4条第1項(10)において定義されるプロ顧客として認められない場合)。

(c) EU規則第2017/1129号(その後の改正を含む。)において定義される適格投資家ではない者。

結果的には、EEAにおける個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることに関し、EU規則第1286/2014号(その後の改正を含み、以下「PRIIPs規則」という。)により求められる重要情報書面は作成されておらず、その予定もない。したがって、EEAにおける個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき違法となる可能性がある。

(5) 英国における個人投資家に対する販売の禁止:

本社債は、英国における個人投資家に対して、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされることを企図しておらず、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされるべきではない。これらの目的上、個人投資家とは、英国法の一部を構成するEU規則第600/2014号第2条第1項(8)において定義されるプロ顧客に該当しない者をいう。

結果的には、英国における個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることに関し、英国法の一部を構成するPRIIPs規則(「英国PRIIPs規則」)により求められる重要情報書面は作成されておらず、その予定もない。したがって、英国における個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることは、英国PRIIPs規則に基づき違法となる可能性がある。

(注1) 本社債に関する未定の発行条件は、需要状況を勘案したうえで、2026年3月下旬までに決定される予定である。

(注2) 「修正翌営業日規則」とは、該当の日が営業日でない場合、翌営業日とする(翌営業日が翌暦月となる場合は前営業日とする)ことを意味し、また「営業日」とは、土曜日および日曜日を除く日のうち、法定休日または東京、シドニー、ニューヨーク市またはロンドンにおいて金融機関が法令上休業を認められるかもしくは要求される日に該当しない日をいう。

[円建社債]

銘 柄	モルガン・スタンレー2046年3月13日満期 円建ゼロクーポン社債(別段の記載がある場合を除き、以下「本社債」という。)		
売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額	(未定)円(注1)	売出価額の総額	(未定)円(注1)
売出しに係る社債の 所有者の住所及び氏 名又は名称	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番7号 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社 (以下「売出人」と総称する。)		

記名・無記名の別	記名式	各社債の金額	1,000,000円
利 率	該当事項なし		
利 払 日	該当事項なし		
満 期 日	2046年3月13日とし、修正翌営業日規則に従う。(注2)		

摘要

- (1) 本社債は、社債（シリーズAおよびシリーズB）、ワラントおよび券面発行レギュレーションSプログラム（「本プログラム」）に基づきユーロ市場で発行され、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーがこれを引き受ける。本社債は上場されない。
- (2) 本社債について、発行会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付けはない。本訂正発行登録書の日付現在、発行会社の長期債務は、S&Pグローバル・レーティング（「S&P」）からA-格、フィッチ・レーティングス（「フィッチ」）からA+格、ムーディーズ・レーティングス（「ムーディーズ」）からA1格および株式会社格付投資情報センターからA+格の格付を付与されている。S&P、フィッチおよびムーディーズは金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者ではないが、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）およびムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/ja/region/japan>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」の「信用格付の前提、意義及び限界」およびムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<https://www.moodys.com/web/ja/jp.html>））の「信用格付事業」のページ）の「規制関連」の「開示」の「無登録格付説明関連」欄に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。
- (3) 本社債は預金または貯蓄口座ではなく、米国連邦預金保険公社または他の政府機関もしくは預金保護制度（国を問わない。）による保険を受けておらず、また、本社債は銀行の債務ではなく、銀行による保証は付されていない。
- (4) 欧州経済領域（「EEA」）における個人投資家に対する販売の禁止：

本社債は、EEAにおける個人投資家に対して、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされることを企図しておらず、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされるべきではない。これらの目的上、個人投資家とは、以下のいずれか（または複数）に該当する者をいう。

 - (a) 指令第2014/65/EU号（その後の改正を含み、以下「MiFID II」という。）第4条第1項(11)において定義される個人顧客。
 - (b) EU指令第2016/97号（その後の改正を含む。）の意味における顧客（かかる顧客が、MiFID II第4条第1項(10)において定義されるプロ顧客として認められない場合）。
 - (c) EU規則第2017/1129号（その後の改正を含む。）において定義される適格投資家ではない者。

結果的には、EEAにおける個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることに関し、EU規則第1286/2014号（その後の改正を含み、以下「PRIIPs規則」という。）により求められる重要情報書面は作成されておらず、その予定もない。したがって、EEAにおける個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき違法となる可能性がある。
- (5) 英国における個人投資家に対する販売の禁止：

本社債は、英国における個人投資家に対して、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされることを企図しておらず、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされるべきではない。これらの目的上、個人投資家とは、英国法の一部を構成するEU規則第600/2014号第2条第1項(8)において定義されるプロ顧客に該当しない者をいう。

結果的には、英国における個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることに関し、英国法の一部を構成するPRIIPs規則（「英国PRIIPs規則」）により求められる重要情報書面は作成されておらず、その予定もない。したがって、英国における個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることは、英国PRIIPs規則に基づき違法となる可能性がある。

- (注1) 本社債に関する未定の発行条件は、需要状況を勘案したうえで、2026年3月下旬までに決定される予定である。
- (注2) 「修正翌営業日規則」とは、該当の日が営業日でない場合、翌営業日とする（翌営業日が翌暦月となる場合は前営業日とする）ことを意味し、また「営業日」とは、土曜日および日曜日を除く日のうち、法定休日または東京、ニューヨーク市またはロンドンにおいて金融機関が法令上休業を認められるかもしくは要求される日に該当しない日をいう。

2【売出しの条件】

【米ドル建社債】

売 出 価 格	額面の（未定）%（額面の28.00%から48.00%までを仮条件とする。） （注1）
申 込 期 間	2026年3月24日より2026年3月31日まで
申 込 単 位	額面10,000米ドル単位（注2）
申 込 証 拠 金	なし
申 込 受 付 場 所	売出人の日本国内の本店、各支店および各営業部店
売出しの委託を受け た者の住所及び氏名 又は名称	該当事項なし
売出しの委託契約の 内容	該当事項なし

摘要

- (1) 本社債は2026年4月1日にユーロ市場で発行され、2026年4月2日に日本で受渡しが行われる。
- (2) 本社債の購入および払込みは、本社債の購入者と売出人の間で締結される外国証券取引口座約款に従って行われる。同約款を締結していない購入者は、締結しなければならない。証券が外国証券取引口座により購入される場合には、外国証券取引口座約款に従い本社債の券面は交付されない。
- (3) 本社債は、1933年米国証券法（「証券法」）に基づき登録されておらず、今後もその予定はない。いかなるときにおいても米国内で、または米国人に対し、米国人の計算でもしくは米国人のために本社債の募集、売出しまたは売付けをすることはできない。本段落で用いる用語は、証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義された意味を有する。
- (4) 発行会社の格付の変更や金融市場の重大な変動により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

(注1) 本社債の売出価格は、上記の仮条件に基づく本社債の需要状況を勘案したうえで、2026年3月下旬までに決定される予定であるため、上記仮条件の範囲外となる可能性がある。上記の仮条件は、市場の状況を勘案して変更されることがある。

(注2) 本社債の申込人は、売出人が別途定めるところにより、米ドルにて本社債の払込みを行う。

[豪ドル建社債]

売 出 価 格	額面の（未定）%（額面の22.00%から42.00%までを仮条件とする。） （注1）
申 込 期 間	2026年3月24日より2026年3月31日まで
申 込 単 位	額面10,000豪ドル単位（注2）
申 込 証 拠 金	なし
申 込 受 付 場 所	売出人の日本国内の本店、各支店および各営業部店
売出しの委託を受け た者の住所及び氏名 又は名称	該当事項なし
売出しの委託契約の 内容	該当事項なし

摘要

- （1） 本社債は2026年4月1日にユーロ市場で発行され、2026年4月2日に日本で受渡しが行われる。
- （2） 本社債の購入および払込みは、本社債の購入者と売出人の間で締結される外国証券取引口座約款に従って行われる。同約款を締結していない購入者は、締結しなければならない。証券が外国証券取引口座により購入される場合には、外国証券取引口座約款に従い本社債の券面は交付されない。
- （3） 本社債は、1933年米国証券法（「証券法」）に基づき登録されておらず、今後もその予定はない。いかなるときにおいても米国内で、または米国人に対し、米国人の計算でもしくは米国人のために本社債の募集、売出または売付けをすることはできない。本段落で用いる用語は、証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義された意味を有する。
- （4） 発行会社の格付の変更や金融市場の重大な変動により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

（注1） 本社債の売出価格は、上記の仮条件に基づく本社債の需要状況を勘案したうえで、2026年3月下旬までに決定される予定であるため、上記仮条件の範囲外となる可能性がある。上記の仮条件は、市場の状況を勘案して変更されることがある。

（注2） 本社債の申込人は、売出人が別途定めるところにより、豪ドルにて本社債の払込みを行う。

[円建社債]

売 出 価 格	額面の（未定）%（額面の44.50%から64.50%までを仮条件とする。） （注1）
申 込 期 間	2026年3月24日より2026年3月31日まで
申 込 単 位	額面1,000,000円単位（注2）
申 込 証 拠 金	なし
申 込 受 付 場 所	売出人の日本国内の本店、各支店および各営業部店
売出しの委託を受け た者の住所及び氏名 又は名称	該当事項なし

売出しの委託契約の内容	該当事項なし
-------------	--------

摘要

- (1) 本社債は2026年4月1日にユーロ市場で発行され、2026年4月2日に日本で受渡しが行われる。
- (2) 本社債の購入および払込みは、本社債の購入者と売出人の間で締結される外国証券取引口座約款に従って行われる。同約款を締結していない購入者は、締結しなければならない。証券が外国証券取引口座により購入される場合には、外国証券取引口座約款に従い本社債の券面は交付されない。
- (3) 本社債は、1933年米国証券法（「証券法」）に基づき登録されておらず、今後もその予定はない。いかなるときにおいても米国内で、または米国人に対し、米国人の計算でもしくは米国人のために本社債の募集、売出しまたは売付けをすることはできない。本段落で用いる用語は、証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義された意味を有する。
- (4) 発行会社の格付の変更や金融市場の重大な変動により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

(注1) 本社債の売出価格は、上記の仮条件に基づく本社債の需要状況を勘案したうえで、2026年3月下旬までに決定される予定であるため、上記仮条件の範囲外となる可能性がある。上記の仮条件は、市場の状況を勘案して変更されることがある。

(注2) 本社債の申込人は、売出人が別途定めるところにより、日本円にて本社債の払込みを行う。

売出社債のその他の主要な要項

本社債は、発行兼支払代理人契約（下記において定義する。）に従いモルガン・スタンレー（「発行会社」）が発行する社債の1シリーズである。

本社債は、発行会社、登録機関としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エイ/エヌ・ヴィー（ルクセンブルク支店）（以下「登録機関」といい、これには本社債に関し随時任命される承継登録機関を含む。）、契約中に記載される各名義書換代理人（登録機関と総称して以下「名義書換代理人」といい、これには本社債に関し随時任命される承継名義書換代理人および追加名義書換代理人を含む。）および財務代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（ロンドン支店）（以下「財務代理人」といい、これには本社債に関し随時任命される承継財務代理人を含む。また発行兼支払代理人契約に基づき任命される追加の支払代理人と総称して「支払代理人」といい、これには本社債に関し随時任命される承継支払代理人を含む。）の間で2025年7月21日付で締結された発行兼支払代理人契約（その後随時の修正および/または改訂を含み、以下「発行兼支払代理人契約」という。）に従っている。以下、「代理人」とは、支払代理人および名義書換代理人を意味する。

以下に本社債の要項（「社債要項」）を記載する。

1. 様式、単位および権利

1.1 様式

発行会社は、本社債を記名式で発行する。

記名社債は、個別社債券または包括社債券の様式で発行される。

[米ドル建社債]

本社債は額面10,000米ドル（「額面金額」）で発行される。

[豪ドル建社債]

本社債は額面10,000豪ドル（「額面金額」）で発行される。

[円建社債]

本社債は額面1,000,000円（「額面金額」）で発行される。

1.2 権利

本社債の所有権は、発行兼支払代理人契約の規定に従って登録機関が管理する社債登録簿に登録することにより移転する。社債の券面（個別に「本社債券」）は、本社債の各保有者に対し、その登録された保有者に関して発行される。各本社債券には券面番号が付され、社債登録簿に記録される。「保有者」とは、本社債の場合、当該時点において社債登録簿上に登録されている本社債の名義人（共同保有の場合には、社債登録簿上最初に氏名が記載されている者）をいい、「社債権者」も同様に解釈される。

1.3 保有

本社債の保有者は（法により別段求められる場合を除き）、（該当の記名社債の期日が経過しているか否かを問わず、またこれに対する所有権、信託その他の利害の通知、その券面上の記述もしくは本社債に関する本社債券上の記述（裏書方式の譲渡を除く。）または従前における喪失もしくは盗失の通知にもかかわらず）あらゆる目的においてその絶対的な所有者とみなされ、いかなる者も当該保有者をそのようにみなすことにつき、責任を負うものではない。

1.4 譲渡

下記第1.7項（登録停止期間）および第1.8項（譲渡および登録に関する規則）に従うことを条件として、本社債は、登録機関または名義書換代理人の指定事務所において、必要事項を記載した裏書形式による譲渡証書が付された該当の本社債券を、当該登録機関または（場合により）当該名義書換代理人が譲渡人の所有権および譲渡証書に署名した個人の権限を証明するために合理的に要求する証拠を添えて引き渡すことにより譲渡することができる。ただし、本社債は、譲渡される本社債の元本金額および（保有者の保有する本社債の全部が譲渡されない場合は）譲渡されない本社債の残高に係る元本金額が額面金額でない場合は譲渡することができない。引き渡された本社債券の表章する本社債全部について譲渡対象とされていない場合、譲渡人に対して、本社債の残高につき新規の本社債券が発行される。

1.5 登録および交付

登録機関は、第1.4項（譲渡）に基づく本社債券の引渡しから5営業日以内に当該譲渡を登録し、その指定事務所もしくは（場合により）名義書換代理人の指定事務所において、または（当該保有者の請求により、その危険負担において）当該保有者が特定した住所宛の無保険の第1種郵便（海外宛の場合は航空便）による郵送で、譲渡された本社債と同額の元本金額を記載した新規の本社債券を、関連する各保有者に対して交付する。本第1.5項（登録および交付）にいう「営業日」とは、登録機関または（場合により）名義書換代理人が指定事務所を置く都市において商業銀行が営業（外貨取引を含む。）を行う日をいう。

1.6 費用

本社債の譲渡は、発行会社もしくは登録機関または名義書換代理人、あるいはそれらを代理する者が無料で行うが、当該譲渡との関連で賦課または課税されるあらゆる性質の公租公課について、登録機関または（場合により）当該名義書換代理人が要求する補償と引き換えとする。

1.7 登録停止期間

本社債の保有者は、当該本社債の元利金の支払期日前15日間において譲渡の登録を要求することができない。

1.8 譲渡および登録に関する規則

本社債の一切の譲渡および社債登録簿への記入にあたっては、発行兼支払代理人契約に別紙として添付される本社債の譲渡に関する細則に従う。この規則は、登録機関の事前の書面による承認を得て、発行会社によって変更される場合がある。現行規則の写しは、これを書面で請求した本社債の保有者に対し、登録機関から（無料で）郵送される。

2. 地位

本社債は、発行会社の上位債務の一部を構成し、発行会社のその他のすべての無担保非劣後債務と同順位である。

発行会社は、本社債が、発行された時点で、連邦準備制度理事会が公表した最終規則に定める意味の「損失吸収力」を構成し、したがって、本プログラムに関して2025年7月21日付で策定された募集目論見書（Base Prospectus）（その後の補足を含む。）に記載された規定のうち、当該発行時に同規則を遵守しうるもののみが適用されることを意図している。この点に関し、発行会社は、持株親会社であって事業を営んでいないため、発行会社の債務（本社債を含む。）を支払うために、発行会社の子会社からの配当金、分配金およびその他の支払金に依拠している。発行会社の重要な子会社との間で締結しているサポート契約に基づき、発行会社は、破綻処理シナリオ（発行会社の破綻処理計画において企図されている、シングル・ポイント・オブ・エントリー破綻処理戦略を含む。）が生じた場合、発行会社の子会社の株式および一定のグループ会社間債権債務を除き、発行会社の重要な資産すべてを、発行会社の重要な子会社への資本および流動性（場合による。）の提供のために拠出し、または劣後ベースで貸し付けることを義務付けられる。かかる債務は、修正再表示担保付サポート契約に従い、発行会社の資産（発行会社の子会社の株式を除く。）によって優先的に担保される。その結果、発行会社の重要な子会社が発行会社の資産（発行会社の子会社の株式を除く。）に対して有する請求権は、実質的に、発行会社および発行会社の子会社の損失吸収のリスクにさらされる発行会社の無担保債務（本社債を含む。）に優先することとなる。

3. 利息

本社債には利息は付されない。

4. 償還および買入れ

4.1 約定償還

本社債は、従前に償還または消却が行われておらず、かつ、社債要項に別段の定めのない限り、社債要項第5項（支払）の定めに従い2046年3月13日（「満期日」）に額面で償還される。

4.2 買入れ

発行会社またはその各子会社は、本社債をいつでも公開市場その他を通じて任意の価格で買入れることができる。

4.3 課税事由による償還

[米ドル建社債]

本社債は、

(i) 米国、または米国のもしくは米国内の行政上の下部組織もしくは課税当局の法律または法律に基づき制定された規則もしくは命令において、課税に影響を及ぼす変更または修正がなされ、または、

(ii) 上述の法律、規則または命令の適用または解釈に関し公式見解に変更が生じ、

かかる変更または修正がプライシングサプリメントの日付以降に効力を生じた結果、発行会社が、本社債に関して後記社債要項第6.1項（追加額）に記載される追加額を支払う義務を負っているかまたは負うことになるかと判断した場合、発行会社の選択により、後記社債要項第13項（通知）に記載する償還通知の付与をもって、以下に記載する適用償還価格（および償還日までに生じた利息）により、満期前のいつでも一括で償還（一部償還は認められない。）することができる。発行会社は、課税事由による償還が生じた場合にはこれを通知する。

償還通知は償還予定日前60日から30日までの間に付与される。日付および適用償還価格は後記社債要項第13項（通知）に従い交付される通知において特定される。

適用償還価格は、計算代理人が決定する米ドルにおける金額とし、(a)当該本社債の計算金額に(b)以下の算式に従って算出される比率を乗じて得られる積とする。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})^n$$

本項において、

「計算金額」とは、10,000米ドルをいう。

「計算代理人」とは、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社およびその承継人をいう。

「参照価格」とは、(未定)%である。

「償却利回り」とは、年率(未定)%を小数で表示したものである。

「n」とは、本社債の発行日(同日を含む。)から当該本社債の履行期が到来し支払われるべきものとなった日(期限前償還日を含む。)(同日を含まない。)までの年数であり、日数計算式(30/360)(ISDA)に基づき算出される。

「日数計算式(30/360)(ISDA)」とは、計算期間の日数を360で除して得られる数を意味し、その際の計算式は次のとおりとする。

$$\text{日数計算式(30/360)(ISDA)} = \frac{[360x(Y_2 - Y_1)] + [30x(M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

「Y₁」は、計算期間の初日が属する年を示す数値を意味する。

「Y₂」は、計算期間末日の翌日が属する年を示す数値を意味する。

「M₁」は、計算期間の初日が属する暦月を示す数値を意味する。

「M₂」は、計算期間末日の翌日が属する暦月を示す数値を意味する。

「D₁」は、計算期間に属する最初の暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31である場合には、D₁は30とする。

「D₂」は、計算期間末日の翌暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31であり、かつD₁が29より大きな数値である場合には、D₂は30とする。

[豪ドル建社債]

本社債は、

(i) 米国、または米国のもしくは米国内の行政上の下部組織もしくは課税当局の法律または法律に基づき制定された規則もしくは命令において、課税に影響を及ぼす変更または修正がなされ、または、

(ii) 上述の法律、規則または命令の適用または解釈に関し公式見解に変更が生じ、

かかる変更または修正がプライシングサブプレメントの日付以降に効力を生じた結果、発行会社が、本社債に関して後記社債要項第6.1項（追加額）に記載される追加額を支払う義務を負っているかまたは負うことになるか判断した場合、発行会社の選択により、後記社債要項第13項（通知）に記載する償還通知の付与をもって、以下に記載する適用償還価格（および償還日までに生じた利息）により、満期前のいつでも一括で償還（一部償還は認められない。）することができる。発行会社は、課税事由による償還が生じた場合にはこれを通知する。

償還通知は償還予定日前60日から30日までの間に付与される。日付および適用償還価格は後記社債要項第13項（通知）に従い交付される通知において特定される。

適用償還価格は、計算代理人が決定する豪ドルにおける金額とし、(a)当該本社債の計算金額に(b)以下の算式に従って算出される比率を乗じて得られる積とする。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})^n$$

本項において、

「計算金額」とは、10,000豪ドルをいう。

「計算代理人」とは、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社およびその承継人をいう。

「参照価格」とは、（未定）%である。

「償却利回り」とは、年率（未定）%を小数で表示したものである。

「n」とは、本社債の発行日（同日を含む。）から当該本社債の履行期が到来し支払われるべきものとなった日（期限前償還日を含む。）（同日を含まない。）までの年数であり、日数計算式(30/360) (ISDA)に基づき算出される。

「日数計算式(30/360) (ISDA)」とは、計算期間の日数を360で除して得られる数を意味し、その際の計算式は次のとおりとする。

$$\text{日数計算式(30/360) (ISDA)} = \frac{[360x(Y_2 - Y_1)] + [30x(M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

「Y₁」は、計算期間の初日が属する年を示す数値を意味する。

「Y₂」は、計算期間末日の翌日が属する年を示す数値を意味する。

「M₁」は、計算期間の初日が属する暦月を示す数値を意味する。

「M₂」は、計算期間末日の翌日が属する暦月を示す数値を意味する。

「D₁」は、計算期間に属する最初の暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31である場合には、D₁は30とする。

「D₂」は、計算期間末日の翌暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31であり、かつD₁が29より大きな数値である場合には、D₂は30とする。

[円建社債]

本社債は、

(i) 米国、または米国のもしくは米国内の行政上の下部組織もしくは課税当局の法律または法律に基づき制定された規則もしくは命令において、課税に影響を及ぼす変更または修正がなされ、または、

(ii) 上述の法律、規則または命令の適用または解釈に関し公式見解に変更が生じ、

かかる変更または修正がプライシングサブプレメントの日付以降に効力を生じた結果、発行会社が、本社債に関して後記社債要項第6.1項（追加額）に記載される追加額を支払う義務を負っているかまたは負うことになるか判断した場合、発行会社の選択により、後記社債要項第13項（通知）に記載する償還通知の

付与をもって、以下に記載する適用償還価格（および償還日までに生じた利息）により、満期前のいつでも一括で償還（一部償還は認められない。）することができる。発行会社は、課税事由による償還が生じた場合にはこれを通知する。

償還通知は償還予定日前60日から30日までの間に付与される。日付および適用償還価格は後記社債要項第13項（通知）に従い交付される通知において特定される。

適用償還価格は、計算代理人が決定する日本円における金額とし、(a)当該本社債の計算金額に(b)以下の算式に従って算出される比率を乗じて得られる積とする。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})^n$$

本項において、

「計算金額」とは、1,000,000円をいう。

「計算代理人」とは、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社およびその承継人をいう。

「参照価格」とは、（未定）%である。

「償却利回り」とは、年率（未定）%を小数で表示したものである。

「n」とは、本社債の発行日（同日を含む。）から当該本社債の履行期が到来し支払われるべきものとなった日（期限前償還日を含む。）（同日を含まない。）までの年数であり、日数計算式(30/360) (ISDA)に基づき算出される。

「日数計算式(30/360) (ISDA)」とは、計算期間の日数を360で除して得られる数を意味し、その際の計算式は次のとおりとする。

$$\text{日数計算式(30/360) (ISDA)} = \frac{[360x(Y_2 - Y_1)] + [30x(M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

「Y₁」は、計算期間の初日が属する年を示す数値を意味する。

「Y₂」は、計算期間末日の翌日が属する年を示す数値を意味する。

「M₁」は、計算期間の初日が属する暦月を示す数値を意味する。

「M₂」は、計算期間末日の翌日が属する暦月を示す数値を意味する。

「D₁」は、計算期間に属する最初の暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31である場合には、D₁は30とする。

「D₂」は、計算期間末日の翌暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31であり、かつD₁が29より大きな数値である場合には、D₂は30とする。

4.4 消却

償還された本社債の全部は、消却され、また、発行会社またはその各子会社が買い入れた本社債の全部は、かかる買入を行った者の裁量により消却することができる。償還または買入消却された本社債については、いずれもこれを再発行または再販売することはできない。

4.5 支払遅延

[米ドル建社債]

本社債に関して支払われるべき償還金額について、履行期が到来しても支払われない場合、本社債に関する償還金額は、それ以降、(a)当該本社債の計算金額と、(b)以下の計算式により算出される百分率との積に相当する金額とする。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})^n$$

本項において、

「計算金額」とは、10,000米ドルをいう。

「参照価格」とは、（未定）%である。

「償却利回り」とは、年率（未定）%を小数で表示したものである。

「n」とは、本社債の発行日（同日を含む。）から当該本社債に関して支払われるべきすべての金額が支払われ、または支払のために適式に供せられた日（同日を含まない。）までの年数であり、日数計算式(30/360) (ISDA)に基づき算出される。

[豪ドル建社債]

本社債に関して支払われるべき償還金額について、履行期が到来しても支払われない場合、本社債に関する償還金額は、それ以降、(a)当該本社債の計算金額と、(b)以下の計算式により算出される百分率との積に相当する金額とする。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})n$$

本項において、

「計算金額」とは、10,000豪ドルをいう。

「参照価格」とは、(未定)%である。

「償却利回り」とは、年率(未定)%を小数で表示したものである。

「n」とは、本社債の発行日（同日を含む。）から当該本社債に関して支払われるべきすべての金額が支払われ、または支払のために適式に供せられた日（同日を含まない。）までの年数であり、日数計算式(30/360) (ISDA)に基づき算出される。

[円建社債]

本社債に関して支払われるべき償還金額について、履行期が到来しても支払われない場合、本社債に関する償還金額は、それ以降、(a)当該本社債の計算金額と、(b)以下の計算式により算出される百分率との積に相当する金額とする。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})n$$

本項において、

「計算金額」とは、1,000,000円をいう。

「参照価格」とは、(未定)%である。

「償却利回り」とは、年率(未定)%を小数で表示したものである。

「n」とは、本社債の発行日（同日を含む。）から当該本社債に関して支払われるべきすべての金額が支払われ、または支払のために適式に供せられた日（同日を含まない。）までの年数であり、日数計算式(30/360) (ISDA)に基づき算出される。

5. 支払

5.1 支払

[米ドル建社債]

元本の支払は、米ドル建てで振り出された小切手により、または財務代理人の指定事務所に対して当該支払の期日の15日前までに本社債の保有者が申請した場合には、支払受領者がニューヨーク市の銀行において維持する米ドル建て口座に振り込むことにより、（償還の場合）支払代理人の指定事務所にて当該本社債券を引渡し（一部のみの支払の場合、裏書き）の上、行われる。

[豪ドル建社債]

元本の支払は、豪ドル建てで振り出された小切手により、または財務代理人の指定事務所に対して当該支払の期日の15日前までに本社債の保有者が申請した場合には、支払受領者がシドニーの銀行において維持する豪ドル建て口座に振り込むことにより、（償還の場合）支払代理人の指定事務所にて当該本社債券を引渡し（一部のみの支払の場合、裏書き）の上、行われる。

[円建社債]

元本の支払は、円建てで振り出された小切手により、または財務代理人の指定事務所に対して当該支払の期日の15日前までに本社債の保有者が申請した場合には、支払受領者が東京の銀行において維持する円建て口座に振り込むことにより、（償還の場合）支払代理人の指定事務所にて当該本社債券を引渡し（一部のみの支払の場合、裏書き）の上、行われる。

5.2 会計関連法令に基づく支払

本社債に関する一切の支払は、いずれの場合も、(i)適用される会計その他の法令（ただし、社債要項第6項（課税）の規定を損なわない。）、ならびに(ii)1986年米国内国歳入法（その後の改正を含み、「内国歳入法」）第1471条(b)に定める合意に基づき要求される源泉徴収または控除あるいは内国歳入法第1471条ないし第1474条、同法に基づく規則もしくは合意、同法の公式解釈または同法に関する政府間対応を実施する法令もしくは公式指針に基づき課される源泉徴収または控除に従って行われる。かかる支払に関して、社債権者にはいかなる手数料または費用も請求されない。

5.3 支払営業日における支払

[米ドル建社債]および[円建社債]

支払が口座送金によって行われる場合、（支払期日付け、または支払期日が支払営業日に該当しない場合は翌支払営業日付けで）支払指図が行われ、また支払が小切手によって行われる場合、小切手は、支払期日と、支払代理人の指定事務所における当該本社債券の引渡し（または、一部のみの支払の場合、裏書き）の日のうちいずれか後に到来する日に郵送される。本社債の保有者は、(A)支払期日が支払営業日に該当しないこと、または(B)本第5項（支払）に従って郵送された小切手が支払期日後に到着したか、または郵送中に紛失したことに起因する支払の遅延に関して、利息その他の支払を受領することはできない。

本項において、「支払営業日」とは、(a)東京、ニューヨーク市およびロンドンのいずれかの都市において商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、かつ通常の営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行う日をいい、(b)支払われるべき金員については、東京、ニューヨーク市およびロンドンのいずれかの都市において商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、かつ通常の営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行う日をいう。

[豪ドル建社債]

支払が口座送金によって行われる場合、（支払期日付け、または支払期日が支払営業日に該当しない場合は翌支払営業日付けで）支払指図が行われ、また支払が小切手によって行われる場合、小切手は、支払期日と、支払代理人の指定事務所における当該本社債券の引渡し（または、一部のみの支払の場合、裏書き）の日のうちいずれか後に到来する日に郵送される。本社債の保有者は、(A)支払期日が支払営業日に該当しないこと、または(B)本第5項（支払）に従って郵送された小切手が支払期日後に到着したか、または郵送中に紛失したことに起因する支払の遅延に関して、利息その他の支払を受領することはできない。

本項において、「支払営業日」とは、(a)東京、シドニー、ニューヨーク市およびロンドンのいずれかの都市において商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、かつ通常の営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行う日をいい、(b)支払われるべき金員については、東京、シドニー、ニューヨーク市およびロンドンのいずれかの都市において商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、かつ通常の営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行う日をいう。

5.4 一部支払

発行会社は、支払代理人が本社債に関し一部のみを支払った場合、かかる支払の金額および日付を社債登録簿に記載させ、また本社債券の呈示に対して一部の支払が行われた場合、かかる支払の金額および日付の明細をかかると本社債券に裏書きさせる。

5.5 基準日

本社債に関する各支払は、かかる支払の期日から適用されるプライシングサプリメントに定める日数前（「基準日」）において、登録機関の指定事務所所在地における営業開始の時点で、社債登録簿に保有者として記載されている者に対して行われる。本社債に関する支払が小切手で行われる場合、当該基準日の営業開始の時点で、社債登録簿に保有者の住所として記載される住所宛に当該小切手を郵送する。

5.6 通貨の利用不能

[米ドル建社債]

該当事項なし

[豪ドル建社債]

発行会社が、本社債の元本ならびにプレミアム、利息および／または追加額（もしあれば）の支払に当たって指定通貨（本第5.6項においては豪ドルを指す。以下同じ。）を利用できない場合（為替管理の発動その他発行会社の制御を超える状況によるか、または指定通貨の発行国政府が当該通貨の使用を中止し、

もしくは国際的な銀行業界における公共の機関が取引の決済にこれを用いなくなったことによるかを問わない。) 発行会社は、支払日において、当該支払日または直近の実施可能な日付の実勢為替相場に基づき米ドル建てで支払を行うことにより、社債権者に対する義務を充足することができる。この相場は、当該支払日の2営業日前のニューヨーク市時間午前11時頃に、相場提示ディーラーが、

- (i) 支払日における決済のため、指定通貨を米ドルで、
- (ii) かかる本社債の保有者または実質所有者に支払うべき指定通貨の金額の合計において、かつ、
- (iii) 該当のディーラーが契約履行を約する条件で

購入するために、為替相場決定代理人が定評ある外国為替ディーラー3社から受領する、ニューヨーク市における買い気配値の最高値を基礎とする。

かかる買い気配値が入手できない場合、為替相場決定代理人は、その合理的な裁量により、市場為替相場を決定する。為替相場決定代理人による一切の決定は、明白な誤りのない限り、あらゆる目的において確定的であり、発行会社および社債権者に対して拘束力を有する。プライシングサプリメントに別段注記される場合を除き、発行会社の関連会社であるモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーが為替相場決定代理人を務める。為替相場決定代理人がモルガン・スタンレーの関連会社でない場合は、相場提示ディーラーの1社がこれを務める場合がある。

必要な支払が利用不能な指定通貨建てである場合、実勢為替相場に基づき米ドル建てで支払が行われても、期限の利益喪失事由または債務不履行とはならない。

[円建社債]

発行会社が、本社債の元本ならびにプレミアム、利息および/または追加額(もしあれば)の支払に当たって指定通貨(本第5.6項においては日本円を指す。以下同じ。)を利用できない場合(為替管理の発動その他発行会社の制御を超える状況によるか、または指定通貨の発行国政府が当該通貨の使用を中止し、もしくは国際的な銀行業界における公共の機関が取引の決済にこれを用いなくなったことによるかを問わない。) 発行会社は、支払日において、当該支払日または直近の実施可能な日付の実勢為替相場に基づき米ドル建てで支払を行うことにより、社債権者に対する義務を充足することができる。この相場は、当該支払日の2営業日前のニューヨーク市時間午前11時頃に、相場提示ディーラーが、

- (i) 支払日における決済のため、指定通貨を米ドルで、
- (ii) かかる本社債の保有者または実質所有者に支払うべき指定通貨の金額の合計において、かつ、
- (iii) 該当のディーラーが契約履行を約する条件で

購入するために、為替相場決定代理人が定評ある外国為替ディーラー3社から受領する、ニューヨーク市における買い気配値の最高値を基礎とする。

かかる買い気配値が入手できない場合、為替相場決定代理人は、その合理的な裁量により、市場為替相場を決定する。為替相場決定代理人による一切の決定は、明白な誤りのない限り、あらゆる目的において確定的であり、発行会社および社債権者に対して拘束力を有する。プライシングサプリメントに別段注記される場合を除き、発行会社の関連会社であるモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーが為替相場決定代理人を務める。為替相場決定代理人がモルガン・スタンレーの関連会社でない場合は、相場提示ディーラーの1社がこれを務める場合がある。

必要な支払が利用不能な指定通貨建てである場合、実勢為替相場に基づき米ドル建てで支払が行われても、期限の利益喪失事由または債務不履行とはならない。

6. 課税

6.1 追加額

発行会社は、本社債に関して、下記の例外と限定に従い、本社債に係る元金およびその他本社債について支払われる金員の発行会社またはその代理人による純支払額が、当該支払に対してまたはその支払の結果、米国、または米国もしくは米国内の行政上の下部組織もしくは課税当局によって課される租税、賦課金または公租公課の源泉徴収後においてもしくはこれらを理由として、当該時点に支払期の到来している本社債の所定の金額を下回らないようにするために必要な追加額(「追加額」)を、非米国人(下記において定義する。)である社債権者に支払うものとする。

ただし、発行会社は、下記を理由とする社債権者に対する追加額の支払を行うことを要しない。

- (i) 以下が生じていなければ課されなかったであろう租税、賦課金その他の公租公課
 - (a) 社債権者もしくは実質所有者、または当該社債権者が遺産財団、信託、パートナーシップもしくは法人である場合は、その受託者、信託設定者、受益者、構成員もしくは株主が、現在または過去において米国およびその属領と関係を有していたかまたは有していること(当該社債権者もしくは実質所有者、または受託者、信託設定者、受益者、構成員もしくは株主が、米国市民もしくは米国の居住者であることもしくはあったこと、米国内で取引もしくは事業を行っていることもしくは行っていたこと、もしくは米国内に滞在していることもしくは滞在していたこと、または米国内に恒久的施設を有していることもしくは有していたことを含むが、これらに限定されない。)、または、
 - (b) 社債権者が、支払期日または支払額に対する引当金設定日のうちいずれか後に到来する日から15日を超えて支払のために呈示を行ったこと。
- (ii) 遺産税、相続税、贈与税、売上税、資産移転税、キャピタル・ゲイン課税、法人税、所得税もしくは人的財産税またはこれらに類する税金、賦課金もしくは公租公課

- (iii) 社債権者もしくは実質所有者が現在または過去において、米国連邦所得税上の同族持株会社もしくは被支配外国法人、もしくはパッシブ外国投資会社であるかもしくはあったこと、米国連邦所得税を免脱するために収益を蓄積した法人であるかもしくはあったこと、または民間財団その他の非課税団体であるかもしくはあったことを理由に課される税金、賦課金その他の公租公課
- (iv) 本社債に関する支払からの源泉徴収以外の方法で支払われる税金、賦課金その他の公租公課
- (v) 税金、賦課金その他の公租公課の免除もしくは適用除外の前提条件として、米国または米国のもしくは米国内の行政上の下部組織もしくは課税当局の法律、規則または公表済みの行政指針により、本社債の保有者または実質所有者の国籍、居住地もしくは身元または米国との関係に関する証明、情報その他につき報告要件を遵守するよう要求されている場合において、かかる遵守を怠らなければ課されることのない税金、賦課金その他の公租公課
- (vi) 内国歳入法第1471条ないし第1474条または当該条項に基づく米国内国歳入庁（「IRS」）との間の合意、同法に基づき公布された適用される米国財務省規則または当該条項を実施する公表済みの行政指針および米国以外の法令であってこれに類似または関連するものに従って課される源泉徴収税（内国歳入法の当該条項、規則、指針または法令に関連した政府間合意（「政府間合意」）または米国と米国以外の課税当局との間のその他の合意に基づく源泉徴収を含む。）
- (vii) 社債権者または実質所有者が、発行会社の全クラスの議決権株式に係る総議決権の10パーセント以上の直接的な、間接的なもしくは推定上の所有者としての地位を従前に有していたかまたは現在有していることを理由に課される税金、賦課金その他の公租公課
- (viii) 社債権者または実質所有者が、通常取引または事業の過程において締結したローン契約に基づき行う与信との関係で本社債を保有する銀行であることを理由に課される税金、賦課金その他の公租公課
- (ix) 該当する本社債を欧州連合加盟国または英国における他の支払代理人に呈示することによって社債権者または実質所有者が回避することができたはずの税金、賦課金その他の公租公課
- (x) 上記各号のいずれかの組合せ

また受託者、パートナーシップまたは当該支払の唯一の実質所有者以外の者である非米国人に対する本社債に係る一切の支払について、かかる支払が、自らが社債権者であれば追加額を受領する権利を有していなかったであろう当該受託者に関する受益者もしくは設定者、当該パートナーシップの構成員、または実質所有者の所得に税務上算入されることが米国（またはその行政上の下部組織）の法律によって求められる場合、追加額は支払われない。

なお、「非米国人」とは、米国連邦所得税法上の外国法人、非居住者の外国人個人もしくは外国信託、または構成員の1名以上が外国法人、非居住者の外国人個人もしくは外国遺産財団もしくは外国信託の非居住者の外国人受託者である外国パートナーシップをいう。

疑義を生じないよう明記すると、いずれかの法域の法律（いずれかの法域のまたは法域内の行政上の下部組織を含む。）により、税金、賦課金その他の公租公課の源泉徴収または控除が要求される場合、発行会社、代理人、またはその他の者のいずれも、本第6.1項に規定された範囲を除き、当該源泉徴収または控除に関して、社債権者または本社債の実質的所有者に対する追加額の支払を行うことを要しない。

6.2 米国の租税

本社債に係る支払は、米国もしくはその行政上の下部組織またはこれらの課税当局もしくは課税機関によってまたはこれを代理して課される現在または将来の租税のためのまたはこれを理由とする源泉徴収または控除なく行われる。ただし、法律に基づき公租公課の源泉徴収または控除が求められる場合はこの限りではない。源泉徴収を回避するために、本社債の実質所有者（または米国人以外の実質所有者に代わって本社債を保有する金融機関）は、現行の適用法により、実質所有者が偽証した場合は罪に問われることを了解したうえで自らが米国人でないことおよび米国源泉税の非課税制度に係る基準を充足することを証する、適切なIRS様式W-8を適時に提出することを要求される。適切なIRS様式W-8または外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に基づく源泉徴収税を適時に提供しなかったことに起因して課された税金に関する追加額の支払は行われない。

「FATCA」とは、内国歳入法第1471条ないし第1474条、同法の当該条項に基づき締結されたIRSとの間の合意、または同法の当該条項を実施する米国と米国以外の法域間の政府間合意（かかる政府間合意を実施する米国以外の法令を含む。）をいう。

6.3 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（「日本の税法」）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本社債のような支払が不確定である社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が支払が不確定である社債に関する取扱いを新たに取り決め、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をした場合、本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、本書に述べるものと著しく異なる可能性がある。

- (i) 本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ii) 本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益又は償還差益は、20%（15%の国税と5%の地方税）（2037年12月31日までの期間については、税率は20.315%（15.315%の国税と5%の地方税））の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- (iii) 日本国の居住者である個人に関し、本社債の利息、譲渡損益及び償還差損益については、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。
- (iv) 本社債に係る利息及び償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、原則として日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

7. 期限の利益喪失事由

7.1 期限の利益喪失事由

[米ドル建社債]

下記事由（それぞれ「期限の利益喪失事由」）のいずれかが発生し継続している場合、すなわち、

(a) 不払

発行会社が、本社債の元本をその支払期日から30日以内に支払わない場合、または本社債の利息をその支払期日から30日以内に支払わない場合

(b) 倒産等

(i) 発行会社が倒産または債務をその履行期に支払うことができなくなった場合、

(ii) 発行会社またはその事業、資産もしくは収益の全部もしくは大部分に関して管理人または清算人が任命された場合（合併、組織再編または支払能力を有する場合の再建を目的としまたはこれに従って行われる場合を除く。）、

(iii) 発行会社が債権者一般との間でまたはその利益のために和解手続を講ずる場合、または

(iv) 発行会社の閉鎖、清算または解散が命令されたかこれに関して有効な決議が可決され（合併、組織再編または支払能力を有する場合の再建を目的としまたはこれに従って行われる場合を除く。）、かかる命令が下された日またはかかる有効な決議が可決された日から60日間にわたって効力を維持し、取消し、撤回または破棄されていない場合、

本社債の元本総額の25%以上を有する社債権者は、発行会社に対する（かつ発行会社または財務代理人の指定事務所に交付される）書面通知をもって、本社債の期限の利益喪失を宣言することができ、これにより本社債は、何ら追加的な行為または手続も要することなく、その期限前償還金額で支払われるべきこととなる。かかる宣言の通知は、社債権者に対しても速やかに行われる。

本項において、「期限前償還金額」とは、計算代理人が決定する米ドルにおける金額とし、(a) 当該本社債の計算金額に (b) 以下の算式に従って算出される比率を乗じて得られる積とする。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})^n$$

「 n 」とは、本社債の発行日（同日を含む。）から当該本社債の履行期が到来し支払われるべきものとなった日（期限前償還日を含む。）（同日を含まない。）までの年数であり、日数計算式(30/360) (ISDA) に基づき算出される。

[豪ドル建社債]

下記事由（それぞれ「期限の利益喪失事由」）のいずれかが発生し継続している場合、すなわち、

(a) 不払

発行会社が、本社債の元本をその支払期日から30日以内に支払わない場合、または本社債の利息をその支払期日から30日以内に支払わない場合

(b) 倒産等

(i) 発行会社が倒産または債務をその履行期に支払うことができなくなった場合、

(ii) 発行会社またはその事業、資産もしくは収益の全部もしくは大部分に関して管理人または清算人が任命された場合（合併、組織再編または支払能力を有する場合の再建を目的としまたはこれに従って行われる場合を除く。）、

(iii) 発行会社が債権者一般との間でまたはその利益のために和解手続を講ずる場合、または

(iv) 発行会社の閉鎖、清算または解散が命令されたかこれに関して有効な決議が可決され（合併、組織再編または支払能力を有する場合の再建を目的としたまたはこれに従って行われる場合を除く。）、かかる命令が下された日またはかかる有効な決議が可決された日から60日間にわたって効力を維持し、取消し、撤回または破棄されていない場合、

本社債の元本総額の25%以上を有する社債権者は、発行会社に対する（かつ発行会社または財務代理人の指定事務所に交付される）書面通知をもって、本社債の期限の利益喪失を宣言することができ、これにより本社債は、何ら追加的な行為または手続も要することなく、その期限前償還金額で支払われるべきこととなる。かかる宣言の通知は、社債権者に対しても速やかに行われる。

本項において、「期限前償還金額」とは、計算代理人が決定する豪ドルにおける金額とし、(a) 当該本社債の計算金額に (b) 以下の算式に従って算出される比率を乗じて得られる積とする。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})^n$$

「n」とは、本社債の発行日（同日を含む。）から当該本社債の履行期が到来し支払われるべきものとなった日（期限前償還日を含む。）（同日を含まない。）までの年数であり、日数計算式(30/360) (ISDA) に基づき算出される。

[円建社債]

下記事由（それぞれ「期限の利益喪失事由」）のいずれかが発生し継続している場合、すなわち、

(a) 不払

発行会社が、本社債の元本をその支払期日から30日以内に支払わない場合、または本社債の利息をその支払期日から30日以内に支払わない場合

(b) 倒産等

(i) 発行会社が倒産または債務をその履行期に支払うことができなくなった場合、

(ii) 発行会社またはその事業、資産もしくは収益の全部もしくは大部分に関して管理人または清算人が任命された場合（合併、組織再編または支払能力を有する場合の再建を目的としたまたはこれに従って行われる場合を除く。）、

(iii) 発行会社が債権者一般との間でまたはその利益のために和解手続を講ずる場合、または

(iv) 発行会社の閉鎖、清算または解散が命令されたかこれに関して有効な決議が可決され（合併、組織再編または支払能力を有する場合の再建を目的としたまたはこれに従って行われる場合を除く。）、かかる命令が下された日またはかかる有効な決議が可決された日から60日間にわたって効力を維持し、取消し、撤回または破棄されていない場合、

本社債の元本総額の25%以上を有する社債権者は、発行会社に対する（かつ発行会社または財務代理人の指定事務所に交付される）書面通知をもって、本社債の期限の利益喪失を宣言することができ、これにより本社債は、何ら追加的な行為または手続も要することなく、その期限前償還金額で支払われるべきこととなる。かかる宣言の通知は、社債権者に対しても速やかに行われる。

本項において、「期限前償還金額」とは、計算代理人が決定する日本円における金額とし、(a) 当該本社債の計算金額に (b) 以下の算式に従って算出される比率を乗じて得られる積とする。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})^n$$

「n」とは、本社債の発行日（同日を含む。）から当該本社債の履行期が到来し支払われるべきものとなった日（期限前償還日を含む。）（同日を含まない。）までの年数であり、日数計算式(30/360) (ISDA) に基づき算出される。

7.2 期限の利益喪失の取消しおよび債務不履行の放棄

一定の状況において、期限の利益喪失事由の一部または全部（期限の利益喪失により支払期の到来したあるシリーズの本社債の元本の不払を除く。）が治癒、免除またはその他の方法で是正された場合、当該シリーズの本社債の元本金額の過半数に係る保有者（一体となって議決権を行使する。）は、本社債に関する従前の期限の利益喪失の宣言を取り消し、または従前の不履行を免責することができる。ただし、当該本社債につき、元本またはプレミアムもしくは利息の支払に関して不履行が継続している場合、その不履行を免除することはできない。

8. 時効

[米ドル建社債]

本社債の償還時の元利金に係る請求権は、該当する本社債券が該当の関連日から10年以内に支払のために引き渡されなければ無効となる。

本項において「関連日」とは、いずれかの支払に関して、(a)当該支払の期限が初めて到来する日、または(b)当該期日までに財務代理人が支払われるべき金額の全額をニューヨークにおいて受領していない場合において、全額が受領されたことが社債権者に通知された日のうち、いずれか遅い方の日をいう。

【豪ドル建社債】

本社債の償還時の元利金に係る請求権は、該当する本社債券が該当の関連日から10年以内に支払のために引き渡されなければ無効となる。

本項において「関連日」とは、いずれかの支払に関して、(a)当該支払の期限が初めて到来する日、または(b)当該期日までに財務代理人が支払われるべき金額の全額をシドニーにおいて受領していない場合において、全額が受領されたことが社債権者に通知された日のうち、いずれか遅い方の日をいう。

【円建社債】

本社債の償還時の元利金に係る請求権は、該当する本社債券が該当の関連日から10年以内に支払のために引き渡されなければ無効となる。

本項において「関連日」とは、いずれかの支払に関して、(a)当該支払の期限が初めて到来する日、または(b)当該期日までに財務代理人が支払われるべき金額の全額を東京において受領していない場合において、全額が受領されたことが社債権者に通知された日のうち、いずれか遅い方の日をいう。

9. 本社債の代り券

本社債または本社債券が紛失、盗失、毀損、汚損または破損した場合には、適用される一切の法律および証券取引所の要件に従って、登録機関（本社債が当該時点において、特定の場所に所在する支払代理人または名義書換代理人の任命を要求する上場機関、証券取引所および／または価格決定システムにおいて上場、売買および／または気配表示が許可されている場合には、かかる上場機関、証券取引所および／または価格決定システムにより要求される場所に指定事務所を有する支払代理人または名義書換代理人）の指定事務所で、通常の営業時間内に、その代り券の発行に関して発生する費用を請求者が支払った上で、また発行会社が合理的に要求する証拠、担保、補償その他の条件に従って、代り券が発行される。毀損または汚損した本社債または本社債券は、代り券が発行されるよりも前に引き渡されなければならない。

10. 代理人

各代理人は、発行兼支払代理人契約に基づき、また本社債に関して行為する場合は、発行会社の代理人としてのみ行為し、社債権者に対し義務を引き受けたり、またはこれらに関して代理人もしくは信託の関係を引き受けたりするものではない。かかる代理人に求められる計算・決定機能は、すべて当該代理人が決定する者に委任することができ、また代理人または発行会社が本社債に関して付与、表明、実施または入手した通知、意見、決定、証明、計算、見積りおよび判断は、すべて（明白な誤りまたは故意の不正行為がない限り）発行会社および社債権者を拘束し、かつ（上記に従うことを条件として）代理人または発行会社のいずれかが、本社債に関する権限、義務および裁量を行使しまたは行使しなかったことに関して、社債権者（またはそのいずれか）に対していかなる責任も負わない。

当初代理人およびその当初指定事務所は、下記のとおりである。

名義書換代理人

名称 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エイ／エヌ・ヴィー（ルクセンブルク支店）
住所 ルクセンブルク大公国、ルクセンブルクL-2453、ユージーン・ルパート通り2-4、ベルティゴ・ビルディング - ポラリス

支払代理人

名称 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
住所 EC4V 4LA ロンドン市、クイーン・ビクトリア・ストリート160

発行会社は、常に代理人を変更または解任し、後任の財務代理人および登録機関もしくは計算代理人、または追加もしくは後任の支払代理人を任命する権利を留保する。ただし、次の各号に従う。

- (i) 本社債に関して、常に登録機関が任命されていること、および
- (ii) 発行会社が常に計算代理人を維持していること

支払代理人またはその指定事務所に変更が生じた場合には、社債要項第13項（通知）に従い社債権者に対して速やかにこれを通知する。

他の規定にかかわらず、計算代理人は、発行会社または社債権者の代理人としてではなく、専門家として行為する。計算代理人が行った一切の決定、検討および判断は、明白な誤り、故意の不履行または背信がない限り、最終的かつ確定的であり、計算代理人は、自己に故意の不履行または背信がある場合以外は当該決定に関して何らの責任も負わない。

11. 社債権者集会および修正

11.1 社債権者集会

発行兼支払代理人契約には、本社債に関する事項（社債要項の規定の修正を含み、かかる修正は特別決議で承認された場合に行うことができる。）について検討する社債権者集会の招集に関する規定が含まれている。当該集会は発行会社がこれを招集することができ、また発行済未償還本社債の元本総額の10%以上を有する社債権者が書面により請求した場合には、発行会社はこれを招集しなければならない。招集された集会において特別決議につき議決権行使するための定足数は、発行済未償還本社債の元本総額の過半数を保有または表章する2名以上の者とし、また延会においては、保有または表章される本社債の元本金額にかかわらず、社債権者もしくはその代理人である2名以上とする。ただし、留保事項については、発行済未償還本社債の元本総額の4分の3以上（延会の場合は4分の1以上）を保有または表章する2名以上の者によって定足数が構成される社債権者集会で可決された特別決議によってのみこれを承認することができる。当該集会で正当に可決された特別決議は、出席の有無にかかわらずすべての社債権者を拘束する。

また、社債権者集会の通知を当該時点において受領する権利を有する全社債権者により、またはこれを代理して署名された書面決議は、特別決議効力を有するものとみなされる。かかる書面決議は、1通の書面または同一様式の複数の書面に記載することができ、そのいずれも、1名以上の社債権者により、またはこれを代理して署名される。

本項において、

「特別決議」とは、投票された議決権の4分の3以上の多数により正当に招集・開催された集会で可決された決議をいう。

「留保事項」とは、本社債の元利金の支払予定日の変更、本社債につきいずれかの日付で支払われる元利金の減額、本社債に関する支払額の計算方法もしくは支払日の変更、本社債に基づく支払に係る通貨の変更、または集会に係る定足数の要件もしくは特別決議の可決に必要な多数要件の変更に関する提案をいう。

11.2 修正

- (i) 本社債および社債要項は、発行会社が次の各号に該当すると合理的に判断する場合、社債権者の同意なく修正することができる。
 - (a) 明白な誤りの是正、または形式的、軽微もしくは技術的な性質の修正
 - (b) 曖昧性を解消しまたは瑕疵のある規定を是正もしくは補足するための修正
 - (c) 是正しなければ、是正対象の条件が本社債の販売時およびその後の取引時に意図された条件を表章しなくなる場合における、誤りもしくは脱漏を是正するための修正
 - (d) あるいは社債権者の利益を重大に損なわない修正
- (ii) 発行兼支払代理人契約の当事者は、その規定の修正に合意することができるが、発行会社は、かかる修正が上記第11.2(i)項の類型に該当する修正でない限り、社債権者の同意なくかかる修正に合意してはならない。

11.3 社債権者の利益

社債要項に関して、発行会社および財務代理人は、社債権者一体としての利益を考慮しなければならない。また特に、発行会社および財務代理人は、個々の社債権者に関して、これらが目的の如何を問わずある特定の地域に所在もしくは居住し、またはその他当該地域と関係性を有するかその管轄に服していることにより、かかる社債権者に生ずる影響（ただしこれらに限定されない。）については考慮しない。

11.4 可分性

社債要項の規定のいずれかが無効であるか無効となった場合にも、その他の規定の有効性に何ら影響を及ぼすものではない。

12. 追加発行

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、あらゆる点について（または初回の利払を除くあらゆる点について）本社債と同一の条件を有する追加の社債を、本社債と同一のシリーズを構成するように随時追加的に設定し発行することができる。

13. 通知

13.1 通知

本社債の保有者に対する通知は、社債登録簿に記載される保有者それぞれの最新の住所宛に、第1種郵便（またはそれと同等のもの）または（海外の住所に宛てた場合）航空便により送付される。包括様式による記名式の本社債の保有者に対する通知は、当該通知を、ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ヴィー（「ユーロクリア」）および/もしくはクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム

(「クリアストリーム・ルクセンブルグ」)ならびに／またはその他の関連決済機関に、これらによる本社債の保有者に対する連絡のために交付することによって送付される。

13.2 非上場の場合の通知

非上場の本社債の社債権者に対する通知は、新聞、発行会社のウェブサイト (<http://sp.morganstanley.com/EU/Documents>) その他において公表される場合がある。

14. 損害

発行会社または代理人は、本社債に関して期日に支払われなかった金員または期日に引き渡されなかった資産の引渡日までの利息を除き、いかなる場合も間接的、偶発的、派生的その他の損害に対し(かかる損害の可能性を通知されていたか否かにかかわらず)責任を負わない。社債権者は、損害賠償を受ける権利のみを有しており、本社債の特定の履行に関する救済を受ける権利を有しない。

15. 端数処理

[米ドル建社債]

社債要項に記載される計算について(社債要項に別段の定めがある場合を除き)、(a)かかる計算の結果得られた百分率についてはすべて、必要があれば小数点以下第6位以下を四捨五入し(すなわち0.000005%は0.00001%となる。)、(b)かかる計算において用いられるかまたはその結果得られた米ドル額はすべて、1米セント未満を四捨五入し(すなわち0.5米セントは切り上げる。)、また(c)かかる計算において用いられるかまたはその結果得られたその他の通貨額はすべて、小数点以下第3位以下を四捨五入(すなわち0.005は0.01となる。)する。

[豪ドル建社債]

社債要項に記載される計算について(社債要項に別段の定めがある場合を除き)、(a)かかる計算の結果得られた百分率についてはすべて、必要があれば小数点以下第6位以下を四捨五入し(すなわち0.000005%は0.00001%となる。)、(b)かかる計算において用いられるかまたはその結果得られた米ドル額はすべて、1米セント未満を四捨五入し(すなわち0.5米セントは切り上げる。)、(c)かかる計算において用いられるかまたはその結果得られた豪ドル額はすべて小数点以下第3位以下を四捨五入し(すなわち、0.005豪ドルは0.01豪ドルとなる。)、また(d)かかる計算において用いられるかまたはその結果得られたその他の通貨額はすべて、小数点以下第3位以下を四捨五入(すなわち0.005は0.01となる。)する。

[円建社債]

社債要項に記載される計算について(社債要項に別段の定めがある場合を除き)、(a)かかる計算の結果得られた百分率についてはすべて、必要があれば小数点以下第6位以下を四捨五入し(すなわち0.000005%は0.00001%となる。)、(b)かかる計算において用いられるかまたはその結果得られた米ドル額はすべて、1米セント未満を四捨五入し(すなわち0.5米セントは切り上げる。)、(c)かかる計算において用いられるかまたはその結果得られた日本円額はすべて、1円未満を四捨五入し(すなわち0.5円は切り上げる。)、また(d)かかる計算において用いられるかまたはその結果得られたその他の通貨額はすべて、小数点以下第3位以下を四捨五入(すなわち0.005は0.01となる。)する。

16. 発行会社の代替

16.1 モルガン・スタンレー・グループ法人による発行会社の代替

発行会社は、本第16項(発行会社の代替)に定める条件に従い、社債権者の同意を得ることなく、いつでも本社債の主債務者としての発行会社の地位を、発行会社の子会社に代替させることができる。ただし、かかる代替が行われる本社債の元本、プレミアム、利息および補足支払金(もしあれば)ならびに当該本社債に係る追加額が、満期その他により支払期日が到来した時点で支払われることについて、発行会社による保証に基づき全額かつ無条件に保証されることを条件とする。さらに、社債権者が、保証の条件に基づき、(保証会社としての)発行会社に対して直接訴訟を提起する前に、代替法人に対して求償権を行使することを要求されないことを条件とする。

16.2 モルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人による発行会社の代替

発行会社は、本第16項(発行会社の代替)に定める条件に従い、社債権者の同意を得ることなく、いつでも自己の地位を、モルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人に代替させることができる。ただし、かかる法人が、当該代替日においてかつ発行会社の意見において発行会社と同等以上の信用力を有していること(これは代替法人(以下に定義される。))が、少なくとも1社以上の国際資本市場において標準的に採用される格付機関(S&P、ムーディーズおよびフィッチを含むがこれらに限定されない。)から発行会社と同等以上の長期信用格付けを取得している場合をいう。)を条件とする。

16.3 代替の条件

前第16.1項（モルガン・スタンレー・グループ法人による発行会社の代替）または第16.2項（モルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人による発行会社の代替）に定める他の法人（「代替法人」）による発行会社の代替は、以下の条件に従うものとする。

- (i) 代替法人が、発行会社に代わって、当初から当事者であるかのように発行兼支払代理人契約（代替に伴う適切な変更を含む。）の当事者となること。
- (ii) 代替法人が、その設立地の法律に基づき有効に存続し、本社債、受領金および利息に基づく一切の権利、義務および債務を引き受ける能力を有し、かつ、本社債に基づくかかる一切の権利、義務および債務を引き受けるために必要な一切の法人としての授權を得ていること。
- (iii) 代替法人が、本社債に関連する自己の義務の履行に必要な一切の政府機関または規制機関による承認および同意を取得しており、かつ、かかる承認および同意がいずれも完全な効力を有すること。
- (iv) 以下の条件は、前第16.2項（モルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人による発行会社の代替）に基づく発行会社の代替の場合に限り適用される。
 - (a) 代替法人および発行会社が、代替法人の設立国およびニューヨークにおいて定評ある独立の法律顧問から、本社債に基づく代替法人の義務は、代替法人の適法、有効かつ拘束力を有する義務である旨の法律意見書を取得していること。
 - (b) 該当する本社債が当該時点において格付けされている場合、代替法人が、代替により本社債の全部または一部について格付けの取消し、格付けの引下げまたはクレジット・ウォッチもしくはネガティブ見通しの指定を受けることにはならない旨の確認書を代替日までに該当する格付機関から取得していること。
- (v) 必要とされる一切の同意および承認が取得済みであり、かつ、代替法人および本社債がいずれも証券法に基づき適用あるすべての要件を遵守していること。
- (vi) 財務代理人が発行会社に対して、予定代替法人について該当する「身元確認」手続を完了した旨確認していること。
- (vii) かかる代替が、本社債が上場されている証券取引所の規則により許容され、かつ、当該各証券取引所が、予定された代替法人による代替後も本社債の当該取引所における上場が維持される旨確認していること。
- (viii) 本社債、受領金および利息に係る支払いのうち、当該時点において期日を経過したものは存在しないこと。
- (ix) かかる代替の時点において、代替法人が本社債に起因または関連して生じる一切の支払債務を、公租公課の源泉徴収（当該代替が生じなかった場合に、発行会社から支払われる金額に適用されていたであろうあらゆる種類の源泉徴収税を除く。）を行うことなく、自由に交換および譲渡可能な適法な金員をもって履行し、かつ、かかる目的のために必要とされる一切の金員を何らの制約も受けることなく財務代理人に譲渡することができる状態にあること。
- (x) 適切な場合、代替法人が英国において本社債に起因または関連して発生した訴訟または手続に関して自己の代わりに訴状の送達を受けるための代理人として訴状送達代理人を任命していること。

16.4 社債要項における発行会社への言及

本第16項に従い代替が行われた場合、社債要項において発行会社という場合、代替法人を指すものと解釈される。

16.5 社債権者に対する通知

発行会社は、合理的に可能な限り速やかに、社債要項第13項（通知）に従い、社債権者に代替について通知する。

16.6 代替権の行使による結果を考慮する義務を負わないこと

発行会社は、本第16項に基づく代替権に関連し、当該権利の行使が個別の社債権者に及ぼす結果を考慮する義務を負わない。ただし、代替法人は、かかる代替の結果として社債権者に課されるまたは源泉徴収もしくは控除することが求められる租税、賦課金その他の公租公課について、本社債、受領金および利息の各保有者を補償する。

16.7 代替による税務上の影響

発行会社が、発行会社に代えて別の事業体を本社債上の主たる債務者とした場合、本社債の保有による税務上の影響（源泉徴収税に係る影響を含む。）が変化する可能性がある。社債要項第6.1項（追加額）に定める場合を除き、本社債について源泉徴収が求められた場合でも、発行会社は追加額の支払を行うことを要しない。

17. 社債権者の表明および承認

各社債権者は、本社債の取得に際して、発行会社に対し次の事項を表明し承認したものとみなされる。

- (i) 発行会社もしくは関連会社、またはこれらの代理人のいずれも、社債権者の受託者として行為しておらず、または本社債に関して投資、税務、会計、法律その他に係る助言を行っておらず、か

つ、社債権者およびその顧問は、発行会社または関連会社の連絡（書面によるか口頭によるかを問わず、社外の顧問による意見を含むがこれに限定されない。）につき、(a)法律、規制、税務、事業、投資、財務、会計その他に係る助言、(b)本社債に対する投資の推奨、または(c)本社債に対する投資結果の予想に関する確約または保証（本社債の条件に関する情報および説明は、上記の助言、推奨、確約または保証とはみなされず、かかる投資を行う前に、受領者およびその顧問がこれを独自に確認しなければならない旨了解されている。）として依拠していないこと。ならびに、

- (ii) 当該社債権者が、(a)必要とみなした範囲で、自己の任用した法律、規制、税務、事業、投資、財務および会計顧問に助言を求めており、発行会社もしくは関連会社またはそれらの代理人の見解に拠らずに、自己の判断および必要とみなした顧問の助言に基づき独自に投資、ヘッジおよび取引の判断を行っていること、ならびに(b)その条件およびリスクを完全に理解したうえで本社債を取得しており、かかるリスクを引き受ける能力および意思があること。

18. 準拠法および裁判管轄

18.1 準拠法

本社債および発行兼支払代理人契約は、ニューヨーク州法に準拠する。

18.2 裁判管轄

発行会社は、社債権者のために、(i)本社債に起因または関連して生じる訴訟または法的手続の目的上に関し、ニューヨーク州の裁判所またはニューヨーク市マンハッタン区に所在する米国連邦裁判所の非専属的裁判管轄に取消不能の形で服し、(ii)現在または将来有する可能性のある、ニューヨーク州の裁判所またはニューヨーク市マンハッタン区に所在する米国連邦裁判所における訴訟または法的手続の裁判地に係る異議、および当該裁判所に申し立てられた当該訴訟または手続が利便性のない法廷に申し立てられたとの主張を、法で認められる最大限の範囲で、取消不能の形で放棄する。発行会社は、当該訴訟または法的手続の最終判決が確定的なものであり、当該判決に基づく訴訟またはその他法に定める方法によりその他の法域で執行できることに同意する。

第3【その他の記載事項】

該当事項なし。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2024年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

令和7年6月30日関東財務局長に提出

事業年度 2025年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

令和8年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

事業年度 2025年中（自2025年1月1日 至2025年6月30日）

令和7年9月29日関東財務局長に提出

事業年度 2026年中（自2026年1月1日 至2026年6月30日）

令和8年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和8年3月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を令和7年7月14日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和8年3月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を令和7年10月15日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和8年3月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を令和8年1月9日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

上記有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の第一部 第3「事業の状況」「事業等のリスク」に記載の事項を以下のとおり差し替える。なお、これらの事項について、本訂正発行登録書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等および発行登録書（訂正を含む。）には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本訂正発行登録書提出日現在においてもその判断に重要な変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

事業等のリスク

以下の情報は、2025年様式10-Kの抄訳である。

市場リスク

市場リスクとは、市場価格、金利、スプレッド、指数、ボラティリティ、相関関係または市場の流動性等のその他の市場要因のうち、一または複数の水準が変動することにより、ポジションまたはポートフォリオに損失が生ずるリスクをいう。当社は、市場リスクに対して直接的なエクスポージャーを有している。市場リスクは、当社に間接的に影響を及ぼしうる形で当社の取引先および市場に影響を及ぼすこともある。

当社の業績は、市況の変動、世界の金融市場および経済情勢ならびにその他の要因により重大な影響を受ける場合がある。

当社の業績は、これまでに世界の金融市場および経済情勢の影響（特に、米国およびその他の主要市場における経済成長の低迷期または減速期に起因するものを含む。）を、直接的にも、また、顧客取引量に対する影響を通じて間接的にも強く受けており、今後もその可能性がある。かかる影響には、株式、債券および商品の価格の水準およびボラティリティ、金利の水準、期間構造およびボラティリティ、インフレーション、通貨価値および失業率、その他の市場指数の水準、政府、中央銀行および金融規制当局が策定する財政政策または金融政策のほか、今後の金利動向、政府機関の閉鎖、債務上限または予算をめぐる不確実性が含まれ、これらは経済情勢、景気後退懸念、市場の不安定性または世界的なパンデミック、自然災害、気候関連の事象、戦争行為もしくは武力侵攻、地政学上の不安定性等の広範囲に及ぶ事象の影響に起因する投資家および顧客の信頼の喪失、米国の大統領政権または議会における変化を含む世界各国の選挙に伴う変化、国際的な貿易政策の変更、サプライチェーンの複雑化および関税、保護貿易政策、貿易制裁または投資制限の実施やその他の要因、あるいはこれらのまたはその他の要因の複合によって左右されることがある。

当社の法人・機関投資家向け証券業務の業績は、特に、発行・流通市場のあらゆる種類の金融商品を対象とした取引への関与に係る業績について、当社が制御または確実に予測することのできない各種要因による大幅な市況変動の影響を受ける。かかる変動により、事業フローおよび事業活動や有価証券その他の金融商品の公正価値が変化するため、業績に影響を及ぼすことになる。またこの変動はグローバル市場における取引の水準によっても生じ、かかる水準は特に、市場の不安定性や、予測不能な経済、地政学または市場の情勢に起因する投資家および顧客の信頼の喪失によって影響を受ける場合があり、その結果、投資銀行業務の顧客に依頼された案件や取引の規模、件数および時期、また当社の自己勘定投資によるリターンの実現に影響を与える。

市場環境または経済状況(株式市場の水準ならびに金利および資産評価の変動の水準および速度を含む。)が悪化している時期は、個人投資家によるグローバル市場への信頼度および参加度や預金を含む顧客資産の水準および構成に悪影響を及ぼす可能性があり、このことは、新規純資産のフローや手数料ベース資産へのフローの水準にも影響を及ぼす可能性がある。このような要因はいずれも当社のウェルス・マネジメント業務の業績にも悪影響を及ぼすおそれがある。

市場が著しく変動した場合や資産パフォーマンスに乖離が生じた場合、当社が保有する当社ファンドに対する投資の価値、運用資産に係る投資資金の出入りや顧客による投資資金の配分方法(マネー・マーケット、株式、債券その他の代替的な投資商品を対象とする。)にも変化が生じる可能性があり、当社の投資運用業務の業績にマイナスの影響を及ぼすおそれがある。

当社の金融商品の価値は、市況変動により重大な影響を受けるおそれがある。当社の保有する金融商品の一部は、特に市況の不安定期または変動期においては市場のボラティリティや低流動性、および市場の混乱により評価および収益化が困難となる場合がある。当該金融商品の価値は、今後実勢的な要因を考慮して評価された場合に大幅に変動するおそれがあり、一部の事業においては、過去または将来の手数料および成功報酬(インセンティブフィーともよばれ、キャリドインタレストもこれに含まれる。)に悪影響を及ぼす可能性がある。またこれらの金融商品を売却・決済する際の最終実現価格は、当該時点の市場の需要や流動性に左右され、現在の公正価値よりも著しく低下することがある。上記の要因により、当社の金融商品の価値が低下し、当社の将来的な業績に悪影響を及ぼすおそれがある。

また、金融市場は、資産の流動性低下に伴う資産価値の急速な下落に裏付けられた深刻な事象の発生による影響を受けやすい。このような極端な状況において、ヘッジ取引その他のリスク管理戦略は、通常の市況の場合と比べ効果的に取引損失を軽減しない可能性がある。またかかる状況のもとで、市場参加者は特に、市場参加者の多くが同時かつ大規模に適用する取引戦略の影響を受け、その結果、当社の事業にとって個々のカウンターパーティ・リスクが増大する可能性がある。当社のリスク管理・監視手続においては、市場の極端な変動に対するリスクを定量化し軽減するよう努めているが、市場の深刻な事象を予測することは過去の例においても困難であり、当社は、市場で極端な事象が生じた場合には多額の損失を計上するおそれがある。

金利の大幅な変動は、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の純受取利息は金利の変動に敏感であり、一般的に、純受取利息は、高金利シナリオ下では増加し、低金利シナリオ下では減少する。金利変動の水準および速度のほか、様々な競争力学に起因する一定の預金種別や預金者に提供される代替的な現金同等商品に係る価格改定等のその他の変化は、これまで現金の配分を含む顧客の選択や顧客残高の再配分のペースに影響を与えており、再び影響を与える可能性があり、その結果、預金構成および関連する金利費用やローンに対する顧客需要に変化

をもたらしている。このような要因は、過去に純受取利息を含む当社の業績に悪影響を及ぼしており、今後もその可能性がある。

当社は、大量かつ集中的なポジションの保有により損失のリスクを負う可能性がある。

リスクが集中している場合、当社のマーケットメイク、投資、引受け(ブロック・トレードを含む。)および貸付け(信用取引貸付金の貸付けを含む。)の各業務においては、市況の悪化に際して減収や損失のおそれがある。当社は、上記の各業務に多額の資金を投入しており、ときに特定の産業、国家または地域において特定の発行体が発行する有価証券に対し大きなポジションを取ったり、かかる発行体に多額のローンを提供したりする場合がある。当社が競合他社よりも大きな集中的ポジションを保有する場合、当社はより多額の損失を被る可能性がある。

信用リスク

信用リスクとは、借入人、取引相手方または発行体が当社に対して負う金融債務を履行しない場合に生じる損失のリスクをいう。

当社は、当社に対して債務を負う第三者の債務不履行リスクにさらされている。

当社は、法人・機関投資家向け証券業務では多大な信用リスクにさらされている。このリスクは、各種の貸付コミットメントを通じて顧客に信用を供与すること、取引相手方が当社に対して支払債務を負うこととなるスワップ契約やその他のデリバティブ取引を締結すること、上場デリバティブおよび店頭デリバティブに係る清算ブローカーを務めることにより、顧客による清算機関に対する債務の履行を保証すること、ローン返済額の全額をカバーするには不十分となるおそれのある現物担保または金融担保(不動産および市場性有価証券を含むが、これらに限定されない。)によって保全された短期または長期の資金調達を提供すること、清算機関、決済機関、取引所、銀行、証券会社およびその他の金融取引相手方に対し証拠金または担保の差し入れおよびその他のコミットメントを提供すること、ならびに原債務およびローンについて実際に生じたかまたは予想される債務不履行により資産価値の変動を招くおそれのある有価証券やローンのプールを対象とする投資および売買を行うこと等、様々な事業活動により生じる可能性がある。

また、当社は、ウェルス・マネジメント業務でも、主に個人投資家向けの貸付けについて信用リスクを負っている。これには、有価証券で担保されている信用貸付および証券担保貸付、住宅担保極度額ローン等の住宅担保ローン、および、超富裕層顧客向けのストラクチャードローン(多くの場合、市場性有価証券、非市場性投資、商業用不動産およびその他の金融資産等の、ローン返済額の全額をカバーするには不十分となるおそれのある各種の担保資産を担保としている。)を含む(但し、これらに限定されない。)

信用エクスポージャーに係る当社の評価額や損失引当額は、複雑なモデル、見積りおよび将来についての主観的な判断に依拠している。現行の評価額や引当額は、認識している水準のリスクには十分に対応していると考えているが、予測とは異なるもしくは予測よりも厳しい将来の経済情勢(米国の実質GDP成長率、信用スプレッド、金利および不動産その他の資産の価格の変動を含む。)、モデルもしくは前提の誤り、または地政学的な事象、国際貿易政策の変更、世界的なパンデミックもしくは自然災害等の外的要因が、当社の借入人および取引相手方の信用力または担保価値の誤測定または悪化につながり、結果的に予期せぬ損失が生じるおそれがある。当社はまた、(i)担保の評価額をめぐり取引相手方との間で紛争に陥った結果、または(ii)他の貸付人が担保の評価額にマイナスの影響を及ぼす

可能性のある措置を講じた結果、予測を上回る信用損失を被るおそれがある。当社が担保権を行使する場合、当社が(i)信用力のモニタリングを行い、(ii)超過担保を設定し、(iii)追加担保の差入れを要求することができ、または(iv)被担保債務の弁済を強制できたとしても、特に債務を担保する担保が一種類であれば、担保物の価値または流動性の急落により、当社に多額の損失が生じるおそれがある。当社の信用エクスポージャーの一部は、取引相手方、商品、セクター、ポートフォリオ、産業または地理的地域別に集中することがある。当社のモデルおよび見積りは、関連するエクスポージャー間の相関性を考慮しているが、集中が生じている商品をめぐる市場環境または経済情勢の変化や、集中が生じている取引相手方、セクター、ポートフォリオ、産業または地理的地域に影響を及ぼす外的要因により、予測額を上回る信用損失が生じるおそれがある。

また、当社は複数の中央清算機関の清算参加者として顧客の債務不履行または不正行為について責任を負っており、また、他の清算参加者が債務不履行に陥った場合に金銭的な損失を被る可能性がある。当社では信用エクスポージャーを定期的に審査しているが、発見または予測が困難な事象や状況から債務不履行リスクが生じるおそれがある。

大手金融機関や金融サービス会社の債務不履行により金融市場に悪影響を及ぼすおそれがある。

多くの金融機関やその他の一部の大手金融サービス会社は互いに信用、トレーディング、清算およびその他の関係を有していることから、その経営の健全性は密接にかつ相互に関連している可能性がある。特定の清算機関、エージェント銀行または取引所を通じたトレーディングの集中化が進めば、これらの金融機関等に対する当社の集中リスクが高まる可能性がある。このため、これらの金融機関等のうちのまたは複数に対する懸念や当該金融機関等の債務不履行もしくは不履行の可能性により、市場全体に及ぶ重大な流動性や信用の問題、損失、もしくは他の金融機関の債務不履行につながり、または市場の安定を支えることを目的とした多国間措置への財政支援を求められるおそれがある。これは時として「システミック・リスク」とよばれるものであり、当社が日常的に関係する清算機関、決済機関、取引所、銀行および証券会社等の金融仲介機関に対して悪影響を及ぼすおそれをはらんでいる。したがって、かかる事象により当社が悪影響を受ける場合がある。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、情報の喪失、事業の混乱、窃盗および詐欺行為、法務、規制およびコンプライアンス・リスク、または有形資産に対する損害等の形で顕在化することのある、プロセスもしくはシステムの不備もしくは機能不全、人的要因(例えば不適切な行為や違法行為)または外的要因(例えばサイバー攻撃や第三者の脆弱性)による損失のリスクまたは当社の評判に対する損害のリスクをいう。当社は、収益を生ずる業務ならびに情報技術(「IT」)および取引処理等のサポート・管理部門を含め、当社の事業活動全体にわたってオペレーショナル・リスク事象に直面する可能性がある。

当社は、当社または外部業者(もしくは当該業者が利用する外部業者)のオペレーションやセキュリティ・システムの機能不全、侵害その他による中断や、人為的ミスまたは不正行為等のオペレーショナル・リスクを抱えており、これにより当社の事業または評判が悪影響を受けるおそれがある。

当社の事業は、日常的に、多種多様な市場において多数の通貨により大量の取引を処理および報告する能力に大きく依存している。当社は、新たな商品やサービスを導入したり、処理・報告手続を変更したりする場合があります(規制要件の新設や取得した会社のプロセスまたはシステムの統合に伴うものを含む。)、その結果、当社が完全には評価または特定しきれない新たなオペレーショナル・リスクが生じる可能性がある。

自動化された電子市場を直接利用する傾向や、より自動化されたトレーディング・プラットフォームへの移行に伴い、プログラミング・コードの有効性が継続的に保たれ、かつ、取引を処理するためのデータが完全であることに依拠する、より複雑な技術が使用されるようになっている。内容の異なる事業の遂行や大量の取引の処理については、当社の従業員、コンサルタント、社内システムおよび関連会社以外の外部業者の維持する技術センターのシステムの能力に頼っている。異常なほど大量の取引やサイトの利用があった場合、当社のシステムの動作が許容できないほど遅くなったり、さらには機能停止に陥ったりする可能性がある。当社の取引先や顧客による当社の商品・サービス(当社の自己指図型ブローカレッジ・プラットフォームやモバイルサービスを含む。)の利用を可能にする当社のITシステムや外部技術について、混乱、障害が生じ、不安定化し、その他これらを有効に維持することができない場合、当社の事業および評判が損なわれる可能性がある。

当社は、世界の資本市場の主要参加者として、データ、モデル、電子取引システムもしくはプロセスの不備または詐欺行為もしくはサイバー攻撃に起因する当社のトレーディング・ポジションのリスク管理や時価評価エラーのリスクに直面している。当社はさらに、貸付取引、証券取引およびデリバティブ取引の処理に利用する決済機関、取引所、清算機関などの金融仲介機関において運営上の機能不全や障害が生じるリスクにも直面している。また、当社または直接もしくは間接的な外部業者(もしくは当該業者が利用する外部業者)のシステム、プロセスまたは情報資産に故障が生じ、または不適切な運用や処分が行われた場合、あるいはコンサルタントや下請業者等の外部業者または当社の従業員が不正または無許可の行為を働いた場合に、当社はこれまでに規制上の制裁を受けており、今後もその可能性があるほか、金銭的損失を被り、流動性ポジションが損なわれ、事業に混乱を来し、または評判を損なうおそれがある。

当社の事業および業務運営はまた、報告書、モデルその他のデータ成果物に含まれるデータの然るべき完全性、適時性および正確性に関する所定の期待値を満たせないといった、データ品質管理体制の不備によっても悪影響を受ける可能性がある。

さらに、複数の金融機関が、エージェント銀行、取引所および決済機関と相互接続していることや、これらの清算機関等の重要性が増していることから、ある一つの金融機関または事業体における運営上の機能不全が、当社の業務遂行能力に重大な影響を及ぼしうる業界全体の機能不全につながるリスクが増大している。さらに、少数の外部業者が保有する当社の情報や個人情報の集中により、主要な外部業者における侵害や障害が、業務遂行に係る費用およびリスクを大幅に増大させかねない業界全体の事象を引き起こすリスクも高まっている。このようなリスクは、特定の地理的地域に集中する外部業者に当社が依存する場合に高まる可能性がある。

当社または当社の外部業者のBCPプランおよびセキュリティ対応プランにより、当社が抱える潜在的なリスクのすべてが完全に軽減される保証はない。当社の事業遂行能力は、当社の基幹設備の障害や当社が拠点とする地域への障害が発生した場合に悪影響を受けるおそれがある。これらの障害には、物理的なアクセスの途絶、ソフトウェアの欠陥や脆弱性、サイバーセキュリティに関する事象、テロ活動、政情不安、疫病の流行、大惨事、気候関連の事象および自然災害(地震、竜巻、洪水、ハリケーンおよび山火事等)、停電、環境問題、コンピュータサーバー、インターネットの機能停止、当社のデジタル・プラットフォームやモバイル・アプリケーションへの顧客によるアクセス、当社が利用する通信プラットフォームその他のサービス、新たな技術(生成人工知能等)、ならびに当社の従業員または取引先が関わる障害が含まれる。当社および当社の取引先である外部業者は、データのバックアップ・システムを採用しているが、かかるバックアップ・システムは、障害の発生に伴い使用できなくなる可能性があり、影響を受けたデータがバックアップされていないか、バックアップから復元

できなかつたりすることがあり、バックアップ・システムは、一次システムほど正確または効率的にデータを処理できない可能性があり、あるいは、バックアップ・データの復元に多額の費用がかかる可能性もある。このような事態はいずれも、当社の事業に悪影響を及ぼすおそれがある。

技術や技術を基盤としたリスク・管理システムが進化しても、当社の事業は、最終的には当社の従業員や当社の外部業者(もしくは当該業者が利用する外部業者)の従業員を含む人材に依存している。人為的ミスや適用ある方針、法律、規則または手続に違反するおそれのある不正行為があっても、一部のミスや違反は必ずしも、その防止および発見を目的とした当社の技術プロセスや、当社の統制等の手続によって直ちに発見されるとは限らない。このようなミスや違反には、計算もしくはインプットの誤り、不注意もしくは二重の支払い、電子メールやその他の通信の宛先の誤り、ソフトウェアもしくはモデルの開発もしくは実行上のエラーまたは判断の誤りのほか、適用ある方針、法律、規則または手続の意図的な無視や潜脱が含まれることがある。当社による新たな技術の活用は、かかる技術によって用いられるアルゴリズムやデータに含まれる未検出の欠陥やバイアスに起因する上記の人為的ミスや不正行為によって損なわれる可能性がある。人為的ミスおよび不正行為は、速やかに発見され、是正されたとしても、当社が多大な損失および債務を負う結果となり、将来的に当社の評判にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

当社は米国外の様々な法域において事業を展開しており、かかる法域には、知的財産、商標、営業秘密、ノウハウならびに顧客の情報および記録といった企業の資産が同程度に保護されない可能性のある法域も含まれる。かかる法域において与えられる保護は、米国または当社が事業を展開する他の法域におけるものと比べて、確立されておらず、かつ/または、予測しがたいことがある。そのため、かかる法域においては、民間当事者や国家主体と関連のあるまたは国家主体の指揮下にある当事者を含む、国内外の主体によるデータ、技術および知的財産の潜在的な窃盗のリスクも、より高いおそれがある。当社はまた、サイバーセキュリティ、プライバシーならびに情報のガバナンス、移転および保護等の分野に関する複雑かつ変化する国内外の法令の適用を受けるが、かかる法令は法域毎に異なり、潜在的に相反する可能性があり、業務を圧迫したり費用を増大させたりするような管理体制の整備・強化を当社に要求する可能性がある。データ、技術または知的財産の窃盗が発生した場合、当社の事業および評判に悪影響が及ぶおそれがあり、これにはかかる法域において事業を運営する当社の子会社、関連会社、合併事業または顧客の営業活動の中断が含まれる。

当社または第三者におけるサイバー攻撃、情報もしくはセキュリティの侵害または技術的な不具合は、当社の事業遂行能力またはリスク管理能力に悪影響を及ぼし、あるいは個人情報、秘密情報または専有情報の開示または悪用につながり、当社の経営成績、流動性および財政状態にその他の悪影響を及ぼすおそれがあるほか、当社の評判を損なうおそれがある。

金融機関のサイバーセキュリティ・リスクは近年著しく増大しているが、その要因の一部として、新たな技術の急増、金融取引にあたってのインターネット、モバイル通信技術およびクラウド技術の活用、人工知能の活用や量子コンピューティングの出現のほか、組織犯罪、ハッカー、テロリスト、国民国家、国家支援主体およびその他の主体の巧妙化および活発化が挙げられる。このような主体が従業員、顧客、取引先、ベンダーその他の第三者または当社システムのユーザーを唆して、当社または当社の従業員もしくは取引先のネットワーク、システムまたはデータにアクセスするために機微情報を開示させようとする可能性や、人工知能等の先進システムの活用によってそれらの実効性が高められる可能性もある。世界的な事象や地政学上の不安定性も、米国および外国の金融機関を標的とする国家主導の攻撃の増加につながっている。

情報セキュリティ・リスクはまた、当社の従業員または第三者の人為的ミス、詐欺行為または悪意、ソフトウェアのバグ、サーバーの故障、ソフトウェアもしくはハードウェアの不調またはその他の技術的な不具合によってもたらされる場合もある。例えば、過去には、人為的ミスにより、当社の物理的なデータ保有端末の紛失が生じた。このようなリスクは、例えば、リモートワーク、新たな技術(生成人工知能等)への依存等の複数の要因によって、または、当社が新たな技術、顧客もしくは第三者サービス・プロバイダーに接することとなる可能性のある買収事業の統合やその他の戦略的な取組みの結果、高まる可能性がある。さらに、当社が取引または情報を共有する第三者、これらが起用する各サービス・プロバイダー、当社を管轄する規制当局および当社の顧客・取引先が認証に使用する情報を共有する第三者もまた、特にその行動に当社のセキュリティ・システムや管理システムの支配が及ばない場合には、サイバーセキュリティ・リスクおよび情報セキュリティ・リスクの源泉となる可能性がある。サイバー攻撃において用いられる技術は複雑で頻繁に変化し、予測が困難であることから、当社が講じる対策が絶対的な安全性や復元可能性を実現する保証はない。

当社、当社の第三者サービス・プロバイダーおよび当社の取引先が他の金融サービス会社と同様に、不正なアクセス攻撃、情報の取扱ミス、紛失、窃盗または悪用、コンピュータ・ウイルスまたはマルウェア、機密情報の入手、データ破壊、サービスの中断・劣化、システム・ネットワーク妨害、取引の決済を実行もしくは確認する当社機能の妨害、またはその他の損害を与えることを狙ったサイバー攻撃、ランサムウェア、サービス妨害(DoS)攻撃、データ侵害、ソーシャルエンジニアリング攻撃、フィッシング攻撃その他の事象にさらされる状況は今後も続く。かかる不正アクセス、情報の取扱ミスまたは悪用やサイバーセキュリティインシデントが将来発生しないという保証はなく、より頻繁かつ大きな規模で発生するおそれがある。

当社は、情報保護およびプライバシーに関する各種の州法、連邦法および国際法に基づき保護しなければならない、当社の顧客、取引先および一部の取引相手方に関する個人情報および機密情報を相当な量保有している。かかる法律は相反する可能性があり、または裁判所および規制当局が、当社が予測していなかった形でもしくは当社の事業に悪影響が及ぶ形でかかる法律を解釈する可能性がある。当社または第三者においてサイバー攻撃、情報もしくはセキュリティ侵害または技術的な不具合が生じた場合、当社および当社の外部業者のコンピュータ・システムおよびネットワークによって処理、保管および伝達される当社または当社の顧客、従業員、取引先、ベンダーもしくは取引相手方の個人情報、機密情報、専有情報その他の情報が損なわれるおそれがある。さらに、かかる事象によって当社、当社の顧客、取引先、ベンダー、取引相手方または第三者の事業を妨害または障害を引き起こすことがあり、また、当社、当社の従業員、顧客または他の第三者の個人情報、機密情報、専有情報その他の情報の不正な公開、収集、監視、悪用、喪失または破棄を引き起こすことがある。このような事象が生じた場合、当社の顧客および市場における評判が失墜し、顧客満足度が低下し、当社のオペレーションおよびセキュリティに関するシステムおよび基幹設備を維持および更新するための当社の費用が増大し、適用ある情報保護およびプライバシーに関する法律に違反し、規制上の調査および執行措置、訴訟リスクまたは罰金もしくは違約金の対象となるおそれがあり、これらはいずれも、当社の事業、財政状態または経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社が世界中で事業を展開し、大量の取引を処理していること、事業の運営にあたり多数の顧客、パートナー、ベンダーおよび取引相手方と関わっていることや、サイバー攻撃が複雑化してきていることから、サイバー攻撃、情報侵害またはセキュリティ侵害が発生し、検知されないまま長期にわたって継続するおそれがある。漏洩した情報の範囲、程度、量および種類を当社が特定するまでにはかなりの時間を要する可能性があり、かかる攻撃の影響を完全に把握することはできない場合がある。

その間、当社は必ずしも被害の程度やその是正に最適な方法を把握することができるとは限らず、過失または作為の一部は、仮に発見および是正されるとしても、それまでに繰り返されまたは悪化するおそれもある。このような事態はいずれも、サイバー攻撃または情報セキュリティインシデントによる費用および影響をさらに増大させる。

当社が取引先および第三者との間で締結している契約の多くには補償条項が含まれているが、かかる補償条項により、当社が被った損失を十分に相殺するに足る補償を受けられない可能性があり、補償をまったく受けられない可能性さえある。当社はまた、約款の条件に従い、サイバーセキュリティ・リスクおよび情報セキュリティ・リスクの一部が補償される可能性のある保険も維持しているが、かかる保険は当社に生じる損失の一部または全額を補償するには不十分である可能性があり、当社がかかる保険を引き続き商業上合理的な条件により利用することができるという保証、またはそもそもかかる保険を利用することができるという保証はなく、また、当社の契約先の保険会社が今後生じる請求の補償を拒否しないという保証もない。

当社は、サイバーセキュリティ、レジリエンスおよび情報セキュリティに対する姿勢を維持および強化するために、引き続き投資(技術に対する投資および付随的な技術リスク管理活動への投資を含む。)を行う。サイバーセキュリティおよび情報セキュリティに関するリスクおよび攻撃を管理し、ますます広範化し、変化する新たな規制要件を遵守するための費用は、当社の経営成績および事業に悪影響を及ぼすおそれがある。

流動性リスク

流動性リスクは、当社が資本市場へのアクセスを失い、または保有資産の売却が困難となることによって、事業運営に必要な資金を融通できなくなるリスクをいう。流動性リスクには、継続事業としての当社の存続を脅かす深刻な事業の混乱や評判の毀損を生じさせることなく金融債務を弁済する当社の能力(またはかかる能力についての認識)のほか、当社の流動性に悪影響を及ぼし、新たな資金を調達する当社の能力や新たな資金の調達に要する費用に影響を及ぼすおそれのある市場事由や特異なストレス事由によって引き起こされる付随的な資金調達リスクも含まれる。

当社の事業にとって流動性は必要不可欠であり、当社は事業運営上必要な資金調達の大部分を外部の源泉に頼っている。

当社の事業にとって流動性は必要不可欠である。当社の流動性は、当社が長期もしくは短期の債券市場において資金調達を行うことができない場合、有担保貸付市場を利用できない場合、預金呼び込み、維持することができない場合、または顧客もしくは取引先による予期せぬ現金もしくは担保の流出があった場合に、悪影響を受けるおそれがある。当社の資金調達能力は、金融市場に変動や混乱が生じ、または金融サービス業界全体について否定的な見方が示されるなどの、米国やその他の地理的地域における財政問題に対する不安を含む、当社が制御できない要因によって損なわれる場合がある。

さらに、当社の資金調達能力は、当社が多大なトレーディング損失、信用損失または営業損失を被り、格付機関が当社の格付けを引き下げ、当社の事業活動の水準が低下したこと等によって、投資家、預金者もしくは貸出機関が当社の長期・短期の財政見通しを否定的に捉えるようになった場合、規制当局が当社もしくは金融サービス業界に対して重大な措置を講じた場合、または従業員による重大な不正行為や違法行為が発覚した場合にも損なわれることがある。

上述した方法で資金を調達できない場合には、満期を迎える債務やその他の債務を弁済するために他の資金調達源を活用するか、または当社の投資ポートフォリオやトレーディング資産をはじめ担保設定のない資産を資金調達に用い、もしくは現金化しなければならないおそれがある。当社は資産の一部を売却できずまたは市場価値を下回る価格で売却しなければならないことがあり、いずれの場合も、当社の業績、キャッシュ・フローおよび財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の借入コストおよび負債資本市場へのアクセスは、当社の信用格付けに左右される。

無担保での資金調達のコストや利用可能性は、通常、特に当社の長期および短期の信用格付けにより影響を受ける。格付機関は、当社の信用格付けの決定のために重要な一定の当社固有の要因および業界全体にわたる要因について監視を続けている。かかる要因には、内部統制、自己資本、利益の水準や質、流動性および資金調達、リスク選好度およびリスク管理、資産の質、戦略の方向性、事業構成、規制または法律の変更、マクロ経済環境、および予期される範囲の支援の水準等が含まれ、格付機関によって当社や同様の金融機関の格付けが引き下げられるおそれがある。

当社の信用格付けはトレーディング収益の一部に悪影響を与えることがあり、この傾向は特に、相手方より長期の業績が主な留意事項となる店頭デリバティブおよびその他のデリバティブ取引等の業務(信用デリバティブおよび金利スワップを含む。)において顕著である。法人・機関投資家向け証券業務の事業に関係した一部の店頭トレーディング契約その他について信用格付けが引き下げられた場合には、一定の取引相手方に対し追加担保の差入れまたは債務残高の即時決済を行う必要が生じるおそれがある。

当社のトレーディング契約が終了した場合には、他の資金調達源を確保するか、現金または有価証券による多額の支払いの必要が生ずることで、当社が損失を被り、当社の流動性が損なわれるおそれがある。今後信用格付けが引き下げられた場合に発生する可能性がある追加担保額または契約終了に伴う支払金額は、契約毎に異なり、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、S&Pグローバル・レーティングおよび/またはその他の格付機関の格付けに左右される可能性がある。

当社は持株会社であり、子会社からの支払いに依存している。

親会社は事業を営んでおらず、配当の支払いおよび借入債務を含む他のすべての債務に充当する資金として、子会社からの配当、分配、ローンその他の支払いに依存している。当社と子会社との間の自由な資金移動は、規制上の、税制上のまたは租税選択上のおよびその他の法令上の制約により制限されることがある。特に、銀行子会社およびブローカー・ディーラー子会社を含む当社の多くの子会社は、特定の状況において親会社への資金の流れを制限し、これを阻止または縮小することを規制当局に認める、または、資金の流れや配当そのものを禁じる法令や自主規制組織の規則に服しており、これには、ある事業体の顧客および債権者を保護する目的で米国外の規制当局が実施する「囲い込み」措置も含まれる。

かかる法令および規則は、債務返済に必要な資金の調達を妨げる可能性がある。さらに当社は、銀行持株会社であることで、配当の支払いを禁止または制限されるおそれがある。米銀行監督機関は、監督対象とする当社や当社の米国銀行子会社等の銀行業務機関が配当を支払うことまたはその他の資本措置を講じることを禁じ、または制限する権限を有しており、また状況によりその義務を負う。

当社の流動性および財政状態は、従来より米国および世界の市況と経済情勢による悪影響を受けており、今後もその可能性がある。

当社の長期もしくは短期の債券・株式市場からの資金調達または有担保貸付市場の利用は、過去において米国および世界の市況と経済情勢によって悪影響を受けたことがあり、また将来においてもその可能性がある。

とりわけ、資金調達コストと調達源の利用可能性については、信用市場における流動性の低下、金利や信用スプレッドのさらなる拡大により過去に悪影響を受けており、かかる状況は今後も生じるおそれがある。米国、欧州連合（「EU」）およびその他の世界の市場と経済における著しい混乱は、当社の流動性および財政状態に悪影響を及ぼし、また当社と取引を行おうとする取引相手方や顧客の一部の意欲を減退させる可能性がある。

リスク管理に係る戦略、モデルおよび手続

当社のリスク管理に係る戦略、モデルおよび手続は、あらゆる市場環境下で、またはすべての種類のリスクに対し、自己のリスク・エクスポージャーの軽減に完全に有効でない場合があり、結果的に、予期せぬ損失が生じるおそれがある。

当社は、市場エクスポージャー、信用エクスポージャー、流動性エクスポージャーおよびオペレーショナル・エクスポージャーを評価するための各種リスク・モデルやヘッジ戦略の採用、ストレステストおよびその他の分析機能を含む当社のリスク管理に係る戦略、モデルおよび手続の整備に多大な資源を費やしており、今後も同様に継続していく予定である。しかしながら、当社のリスク管理機能は、あらゆる市場環境下で、または、確認もしくは予測されていなかったものを含むすべての種類のリスクに対して、当社のリスク・エクスポージャーの軽減に完全に有効でない場合がある。

当社の事業が変化および成長し（買収による場合を含む。）、人工知能やトークン化等の新たな技術が導入および利用され、当社が事業を展開する市場も進化するにつれ、当社のリスク管理に係る戦略、モデルおよび手続がかかる変化に常に適応できるとは限らない。当社のリスク管理手法のなかには、過去に観察された市場動向および経営陣の判断に基づくものがある。そのため、かかる手法によって将来のリスク・エクスポージャーを予測することができず、エクスポージャーが過去の測定結果に示されるものから大幅に拡大する可能性がある。当社が採用するモデルの多くは、各種資産の価格やその他の市場指標の相関関係についての仮定やインプットに基づいているため、パンデミックや地政学上の衝突の影響等の将来の市況を予測することはできず、その結果、当社に損失が生じるおそれがある。

特に市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、モデル・リスク、法的リスク、規制リスクおよびコンプライアンス・リスクの管理は、多数の取引および事象の適切な記録と検証を行うためのポリシーおよび手続を要するが、かかるポリシーおよび手続が完全に有効には機能しない場合がある。また当社のトレーディング・リスク管理の戦略および手法においては、売買ポジションによる収益力と潜在損失に対するエクスポージャーとの均衡を図っている。

当社では、広範かつ分散された一連のリスク監視・軽減手法を導入しているが、かかる手法およびその適用の判断において、すべての経済上、財政上の結果および結果発生の時期を予想することはできない。例えば、当社のトレーディング業務または投資業務において比較的流動性の低い取引市場が関与する場合、あるいはその他何らかの事情で売却またはヘッジが制限される場合、当社はポジションを減少させることができず、ひいては、かかるポジションに伴うリスクも軽減することができないことがある。そのため、当社はトレーディング業務または投資業務において損失を被る可能性がある。

法務、規制およびコンプライアンス・リスク

法務、規制およびコンプライアンスに関するリスクには、当社が、当社の事業活動に適用される法律、規制、規則、関連する自主規制機関の基準および行為規範を遵守しなかったことにより負う法令上もしくは規制上の制裁、罰金、課徴金、判決金、損害賠償金もしくは和解金等の重大な財務上の損失、当社の事業に対する制約または評判の失墜に関するリスクが含まれる。またかかるリスクには、取引相手方の履行義務が執行不能となるリスクをはじめとする契約上および商業上のリスクのほか、マネーロンダリング防止、テロ資金供与および不正腐敗防止に関する規則および規制の遵守も含まれる。

金融サービス業界は、広範な規制に服しており、規制の変更により当社事業は影響を受ける。

当社は他の主要な金融サービス会社と同様に、増加しつつある複雑な制裁および開示制度を含む、米国の連邦および州の規制機関や証券取引所、ならびに事業を行う各主要な市場の規制当局および取引所による広範な規制に従っている。今後数および複雑性が増す可能性のあるこれらの法令は、事業遂行の方法およびそれに伴う費用に重大な影響を及ぼし、当社の既存の事業の範囲を制限するおそれがあり、商品の提供を拡大する能力や一定の投資を継続する能力を制限する場合がある。

当社および当社の従業員は、幅広い規制および監督に服しており、これにより当社は、事業および買収等を通じた当該事業の拡大に係る計画に対する徹底的な調査、取引に対する制限、バーゼル銀行監督委員会が策定した自己資本基準およびその他の強化された健全性基準の世界的な実施等の、さらに厳格な自己資本・流動性・調達要件を課すシステミック・リスクに係る制度、破綻処理制度および破綻処理計画要件、総損失吸収力(「TLAC」)および外部長期負債の最低保有額維持に関する要件、事業活動および投資に対するボルカー・ルールによる制限、包括的なデリバティブ規制、コモディティ規制、市場構造規制、消費者保護規制、マネーロンダリング防止、テロ資金供与および不正腐敗防止に関する規則および規制、税法および解釈、反トラスト法、取引報告義務、重要な非公開情報を含む秘密情報の悪用防止に関する義務、記録保持義務、拡大された信認義務および開示要件ならびに人工知能およびトークン化をはじめとする新たな技術に関する法令等の対象となっている。

新たな法律、規則、規制および指針、当社による法律、規則、規制および指針遵守の取組みの継続的な実施またはこれらの改正(法律、規則、規制および指針の範囲、適用、解釈や執行の変更を含む。)は、当社事業の収益性や保有資産の価値に大きく影響し、当社の法人所得税費用や実効税率に影響し、当社に追加的な責任の法理および費用の負担を課し、事業実務の変更を求め、もしくは事業の廃止を余儀なくし、当社の配当支払能力および自己株式買戻能力に悪影響を及ぼし、または、当社の株主もしくは債権者に不利に影響するような方法を含め、当社に資本の調達を要求する可能性がある。

さらに、外国の政策決定機関および規制当局が課している規制上の規則は当社が服する米国規制に矛盾または抵触する可能性があるため、当社に悪影響が及ぶおそれがある。

大手金融機関の秩序ある破綻処理を促進するための米国またはその他の法域の規制要件および戦略が適用されることにより、当社が発行する有価証券の保有者は、より大きな損失のリスクにさらされ、当社は他の規制の適用を受けるおそれがある。

当社は、重大な財政難または破綻に陥った場合に米国連邦破産法に基づき迅速かつ秩序ある破綻処理を行うための戦略を定めた破綻処理計画を連邦準備制度理事会(「FRB」)および米国連邦預金保険公社(「FDIC」)に2年おきに提出する義務を負う。FRBおよびFDICが、当社が提出した破綻処理計画が信頼性に欠けるまたは秩序ある破綻処理の促進に資さないと共同で判断し、当社が規制当局から指摘された不備に対処することができない場合、当社または当社の子会社は、より厳格な資本、レバレッジ

または流動性要件を課されるか、自社の成長、活動または業務を制限される可能性があり、また、2年間に経過した後に、当社は、資産または事業の売却を求められるおそれがある。

また、一定の手續の履踐を条件として、当社は、米国連邦破産法に基づく破綻処理の対象となる代わりに、ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護に関する法律(「ドッド・フランク法」)タイトルIIに基づく秩序ある清算権限のもと、FDICをレシーバーとする破綻処理手續が当社に適用される可能性もある。秩序ある清算権限に基づきFDICが有する、債権者が有する各債権の順位を考慮せず、特定の状況においては、似た境遇にある債権者に異なる扱いを適用する権能(一定の制限に服する。)は、当社の無担保債務の保有者に悪影響を及ぼすおそれがある。

また、当社の破綻処理計画において米国連邦破産法に基づくシングル・ポイント・オブ・エントリー(「SPOE」)破綻処理戦略が企図されているだけでなく、FDICも米国のグローバルなシステム上重要な銀行について秩序ある清算の権限に基づく自己の権能を行使する方法としてSPOE破綻処理戦略を採用する意向を示していることから、当社の破綻処理計画が実施されるにせよ、秩序ある清算権限に基づき破綻処理手續が開始されるにせよ、合理的に予測される結果は、SPOE破綻処理戦略の適用であると考えられる。SPOE破綻処理戦略は一般に、一部の子会社が破綻処理戦略の実施に必要なリソースを有するように、親会社が、十分な資本および流動性を当該子会社に提供することを企図しており、親会社は、当該事業体との間で、かかる資本および流動性を当該事業体に提供することを定める担保付修正再表示サポート契約を締結している。

さらに、親会社の直接完全子会社であるモルガン・スタンレー・ホールディングス・エルエルシー(「資金調達中間持株会社」)が破綻処理のための資金調達ビークルとして機能している。親会社は、資金調達中間持株会社に一部の資産を譲渡しており、また、継続的に譲渡することに同意している。破綻処理シナリオが生じた場合、子会社の株式および一定のその他の資産を除き、修正再表示サポート契約の条件に基づき拠出可能な親会社の重要な資産の全部を、資金調達中間持株会社に拠出することを義務付けられる。資金調達中間持株会社は、担保付修正再表示サポート契約の条件に従い、一定のサポート対象子会社に資本および流動性(場合による。)を提供することを義務付けられる。

修正再表示サポート契約に基づく親会社および資金調達中間持株会社それぞれの債務は、多くの場合、親会社の資産(子会社の株式および一定のその他の資産を除く。)および場合により資金調達中間持株会社の資産によって優先的に担保される。その結果、一定のサポート対象子会社(資金調達中間持株会社を含む。)がかかる担保資産に関して親会社の資産に対して有する請求権は、実質的に、親会社の無担保債務に優先する。

SPOE破綻処理戦略は、当社の破綻処理計画に基づき適用されるか、秩序ある清算の権限に基づく破綻処理手續のなかで適用されるかにかかわらず、債権者全体にとってより良い結果がもたらされるようにすることを目的としているが、同戦略(担保付修正再表示サポート契約に基づく親会社のサポート対象子会社に対するサポートの提供を含む。)が適用されることにより、当社が発行する有価証券の保有者に、当社に別の破綻処理戦略が適用された場合よりも大きな損失が発生しないという保証はない。

規制当局は、米国連邦破産法に基づくSPOE破綻処理戦略、秩序ある清算権限およびその他の破綻処理制度を推進するために様々な措置を講じ、または提案している。例えば、FRBは、米国のグローバルなシステム上重要な銀行に該当する、当社をはじめとする一流銀行持株会社に対して、株主資本および適格長期負債を含む、十分なTLACの維持を義務付けている。これは、かかる銀行持株会社の破綻時に、SPOE戦略が適用される場合は、負債を株式に転換することや、適格TLACに損失を負わせることによって資本を再構築するのに十分な損失吸収力を有するよう確保することを目的としている。SPOE破綻処理戦略とTLAC要件が組み合わさることにより、納税者や政府による財政支援を要することなく、

当社のサポート対象子会社の債権者に損失を負わせる前に、親会社が発行する適格長期負債およびその他の形態の適格TLACの保有者が当社の損失を負うこととなる。

また、英国およびEU諸国を含む一部の法域においては、一定の無担保債務の元本を削減したり、一定の無担保債務を株式に転換したりすることによって、当該法域において設立された破綻事業体の資本を再構築する能力を破綻処理当局に付与するべく破綻処理制度をすでに変更している。かかる「ベイルイン」権限は、損失を株主および無担保債権者に割り当てることによって、破綻事業体の資本再構築を可能にすることを目的としている。これにより、当社が連結ベースで必要とする資本および流動性の全体的な水準が上昇する可能性があり、その結果、ストレス下にあるときを含め、当社の関連事業体間で資本および流動性を効率的に分配する当社の能力が制限される可能性がある。米国外の規制当局も、大手金融機関の一定の子会社が、破綻時に損失を当該子会社から親会社に、ひいては、親会社の発行する有価証券の保有者に転嫁することとなるTLACを最低限の額維持するよう義務付ける要件を検討している。

当社は、規制上の制約または自己資本比率要件の改定により、配当を支払いまたはその他の資本措置を講じることを妨げられるおそれがある。

当社は、FRBによる包括的な連結監督、規制および検査(自己資本比率要件、ストレステストおよび資本計画に関するものを含む。)の対象となっている。当社は、少なくとも1年に1度、株主に対する配当支払、当社の流通有価証券の買戻しおよび当社が実施しようとするその他の資本措置について定めた資本計画をFRBに提出する。資本計画に記載した資本措置を講じる当社の能力は、特に、FRBが実施する監督上のストレステストの結果や、FRBにより課される自己資本比率要件の当社による遵守状況に左右される。

また、FRBは、自己資本比率要件を改定して、資本措置を講じる当社の能力を制限する、より厳格な要件を課し、または、当社の営業費用を増加させ、資本措置を講じる当社の能力を妨げるその他の規制基準や制限を改定しもしくは課すおそれがある。

金融サービス業界は重大な訴訟に直面しており、広範な規制当局および法執行機関による調査の対象となっているため、当社の評判が損なわれまたは当社が法的責任を負うおそれがある。

当社は国際的な金融サービス会社として、事業を行うすべての国において政府や自主規制機関による調査および手続の対象となるリスクに直面している。かかる調査および手続や課される制裁および罰金の金額は、金融サービス業界に引き続き影響を与えている。一部の米国および外国の政府機関は、金融機関に対する刑事訴訟を提起し、または、金融機関について刑事上の有罪判決、有罪答弁、起訴猶予合意もしくは訴追免除合意を求めている。当社に対し重大な規制上の措置または法執行措置が講じられた場合、当社の事業、評判、財政状態または経営成績が重大な悪影響を受け、当社の民事訴訟リスクが高まるおそれがある。

これらの当局による調査および手続の結果、不利益な判決、和解、罰金、制裁、不当利得返還、原状回復、没収、差止めその他の処分を課せられるおそれがある。また、かかる調査および手続には、当社が特定の行為を行ったことを認めるという要件がこれまで含まれており、今後も含まれる可能性があり、その結果民事訴訟リスクが高まるおそれがある。さらに、かかる措置により担保に関する影響が生じており、今後生じる可能性がある。例えば、上記のような事由により、当社の事業の一部の遂行能力が影響を受けたり、または制限を受けたりするおそれがある。

当社は、一部の調査および手続の解決の一環として、所定の措置を講じるよう求められており、今後その可能性があり、かかる措置を講じなかった場合、民事および刑事双方の追加的な調査または手続ならびに追加的な制裁、罰金、判決その他の処分等の不利益な結果につながるおそれがある。

ドッド・フランク法は、証券またはコモディティ関連法令の違反に関して執行措置を成功に導くような情報を米国証券取引委員会(「SEC」)または米国商品先物取引委員会(「CFTC」)に提供した内部告発者に対して報酬を与える。この報酬により、当社がSECまたはCFTCから受ける調査の数は増加する可能性がある。

当社は随時、グローバルで多様な総合金融サービス機関としての通常の事業活動に関連して各種の訴訟(仲裁および集団代表訴訟等を含む。)の被告とされあるいは規制当局が行う調査および手続の対象とされており、これらの係属中または提起されるおそれのある訴訟または規制措置のなかには、多額の補償的・懲罰的損害賠償や不特定額の損害賠償が請求されるもの、または当社に不利益な重大な制裁、罰金その他の結果をもたらす可能性のあるものもある。

また本来は主たる被告となるべき第三者事業体がすでに破産していたり、財政危機に直面していたりする事例や、適用ある補償義務を履行することができない事例もある。反トラスト訴訟等の別の事例においては、他の機関も関与する共謀の容疑に関し、三倍損害賠償またはその他の救済を求める、他の被告との連帯責任を追及する請求の対象となる場合もある。当社はさらに、他の大企業と同様、従業員の不正行為(ポリシー、法律、規則および規制に対する違反や秘密情報の不適切な使用または開示を含む。)や不適切な営業慣行その他の行為のリスクにもさらされている。

利益相反に適切に対処できない場合、当社の事業および評判は悪影響を受けるおそれがある。

当社は、国際的な金融サービス会社として事業法人、政府、金融機関および個人等の多数かつ多様な顧客に対し商品およびサービスを提供しているため、通常の業務の過程で利益相反が生じるおそれがある。例えば、当社と顧客の間もしくは顧客同士の間において、従業員と当社もしくは顧客との間で、または当社が顧客の債権者となりうる状況において利害関係に相違があった場合、潜在的な利益相反を生じることがある。また、当社は、当社による買収によるものを含め、複数のブランドおよびビジネスチャネルを活用しており、当社の全社一体型(Integrated Firm)の取組みの一環としても、事業セグメントを越えた連携の強化を引き続き図っていくため、潜在的な利益相反や不適切な情報共有のリスクが高まるおそれがある。

当社は、潜在的な利益相反の特定および対応を目的とした方針、手続および制度を設けるとともに、かかる潜在的な利益相反を管理するために、開示の活用等の様々な施策を講じている。しかしながら、潜在的な利益相反の特定および低減は複雑かつ困難であることがあり、メディアによる注目や規制当局による調査の対象とされるおそれがある。現に、利益相反状態を生ずるに留まるのみと思われた行為が、実際の利益相反の可能性は低減されているにもかかわらず当社の評判を危険にさらすおそれもある。そのため、潜在的な利益相反によって、新たな訴訟が提起されたり強制的な措置が採られたりする可能性もあり、これが利益相反の可能性のある取引を行おうとする顧客の意欲を減退させ、当社の事業および評判に悪影響を及ぼすおそれがある。

当社を管轄する規制当局はまた、特定の取引の綿密な調査等により当社の活動に潜在的な利益相反がないかを精査する権限を有する。例えば、当社はFRBの監督に服する銀行持株会社であることから、当社の米国銀行子会社とその関連会社との間の取引についてFRBによる直接の監視下に置かれている。さらに、当社は、ボルカー・ルールに基づき、当社と顧客との間の一定の取引について、規制上の監視を受けている。

競争的環境

当社は金融サービス会社等との厳しい競争に直面しており、このために当社の収益および収益性に重大な悪影響を及ぼす価格圧力が生ずる可能性がある。

金融サービス業界および当社の事業のすべての側面における競争は大変激しく、この状況は今後も変わらないものと予想される。当社は、米国内外で金融およびそれに付随するサービスを提供する商業銀行、国際投資銀行、地方銀行、ブローカー・ディーラー、プライベート・バンク、登録投資顧問、デジタル投資プラットフォーム、伝統的および代替的なアセット・マネジャー、金融テクノロジー企業等とも競合している。当社は、取引の実行、資本や資本調達、商品とサービス、イノベーション、テクノロジー、評判、リスク選好および価格等のいくつかの要素に基づいて競争を進めている。

当社は、同一の顧客や資産について競合しているか、または個人顧客や法人・機関投資家顧客に対して類似の商品・サービスを提供している、定評のある金融サービス会社や、非金融企業およびトークン化等の技術革新に焦点を当てた事業モデルを含む新興企業に起因する競争の激化を米国内外で経験しており、今後もその可能性がある。また、当社は、より規模が大きいか、もしくはより資本力が高いか、または今後そうなる可能性のある金融機関等や、特定の地域または商品においてより強い局所的プレゼンスを有するか、より長い営業実績を有する金融機関等と今後も競合するため、競争はより激化する可能性がある。

当社は、上記のような要因や一部の競合他社が価格や手数料の引下げ、預金金利の引上げ、委託手数料その他の手数料の廃止や、その他より有利な取引条件の提示によって市場シェアの獲得を図ることにより、価格圧力を受けており、今後も受ける可能性がある。加えて、当社の競合他社の一部は、当社と異なる、または場合によっては当社に比べて緩やかな法務・規制上の制度に従っており、当社は競争において不利な状況に置かれている。

取引市場の自動化ならびに新たな技術の導入および適用により当社事業に悪影響が及び、競争の激化につながるおそれがある。

当社はいくつかの事業で依然として価格競争に直面している。特に、取引所、スワップ執行ファンクショナルティおよびその他の自動化されたトレーディング・プラットフォーム上で有価証券、デリバティブその他の金融商品を電子的に売買できることや、生成人工知能やトークン化を含む新たな技術が導入および適用されることにより、引き続き収益に対する圧力が生じる可能性がある。

さらに多くの市場がより自動化されたトレーディング・プラットフォームに移行するにつれ、自動化された電子市場を直接に利用する傾向は今後も継続するものとみられている。当社は、上記およびその他の分野において競争圧力を受けており、今後も競争圧力を受け続けるおそれがある。

優秀な従業員の維持および確保は当社事業が成功するために不可欠であり、これが維持または確保できない場合には当社の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

人材は最も重要な資産である。当社は、優秀かつ有能な人材を維持・確保するべく他社と競争している。能力の高い従業員を維持・確保し、組み入れることができず、重要な役割を成功裏に移行することができず、または競争上の優位性を保つために必要な水準または形態において維持・確保し、組み入れることができない場合、競争上の優位性および経営成績を含む当社の業績は重大な悪影響を受けるおそれがある。優秀かつ有能な人材を維持・確保する当社の能力は多数の要因に左右されるが、かかる要因の一部は当社の支配の及ばないものである。

低い失業率、堅調な雇用市場ならびに従業員の期待、懸念および嗜好の変化等の要因によって、従業員を維持・確保するために必要な報酬費用は増加し、有能な人材をめぐる市場の競争はさらに激化する可能性がある。金融業界においては、従業員報酬に対して他の業界と比べてより厳しい規制が課せられており、また課せられ続ける可能性があり、このことは競合他社に影響を及ぼす場合もあれば、及ぼさない場合もある。当社の報酬実務はこのようにより厳しい規制によって形成されており、その結果最も優秀な従業員を雇用・維持する当社の能力に悪影響が及ぶおそれがある。

その他のリスク

当社は国際的に事業展開しているため、政治、経済、法律、コンプライアンス、税務、営業、フランチャイズ上その他多数のリスクにさらされており、当社の事業に様々な悪影響を及ぼすおそれがある。

当社は多数の国で事業展開する企業が避けることのできない、国有化、強制収用、価格統制、資本規制、為替管理、租税、賦課金および関税の増加、サイバーセキュリティ、情報の移転・外部委託に関する規制、新たな技術の利用に関する規制当局の監視、一定の類型の外国・資本市場活動の禁止、クロスボーダーでの上場に対する制限および政府によるその他の規制措置または政治、行政における不安定性(米国と、中国をはじめとする重要な貿易相手国との間の緊張、世界各地における戦闘またはテロ行為の発生または激化、ならびにそれに伴う世界経済・地域経済および当社の営業に対する潜在的な影響を含む。)等の可能性を含む、政治、経済、法律、コンプライアンス、税務、営業、フランチャイズ上その他多数のリスクにさらされている。証券・金融サービス業界や多国籍企業に適用される法令は、多くの国で不確定的かつ常に改正を繰り返し、突如変更されることがあり、または米国の法律と一致しないことがある。各市場における現地法の具体的な要件を判断したり、法改正に適応したりすることも困難な場合があり、結果的に当社の事業に悪影響が及ぶおそれがある。ある市場の現地法を継続的に遵守できない場合、当該市場で行う事業のみならず、当社の全般的な評判に対しても重大な悪影響を及ぼすおそれがある。またいずれの場合も、当社の企図する取引について法的に履行を強制できないというリスクにもさらされることになる。

多くの新興市場諸国が通貨の大幅な切下げ、ソブリン債の債務不履行または潜在的な債務不履行、資本規制および為替管理、インフレ率の上昇ならびに経済の低成長やマイナス成長をはじめとする政治面、経済面または金融面での深刻な混乱を経験している。国によっては、犯罪や汚職、および治安や個人の安全に関する問題も存在する。このような状況は、当社の事業に悪影響を及ぼし、かつ金融市場全体の変動性を高める可能性がある。

世界的な流行病その他の広範囲に及ぶ健康面での危機、自然災害、気候関連の事象、テロ行為もしくは軍事行為、または社会的もしくは政治的緊張により、新興市場や世界経済の他の分野に当社の事業に悪影響を及ぼすおそれのある経済、金融上の混乱を招き、あるいは当社の世界各国における事業の管理能力または遂行能力が損なわれるおそれのある移動制限やサプライチェーンの複雑化等の営業上の困難につながる可能性がある。

米国の会社として、当社は米国財務省外国資産管理局(OFAC)やこれに類する多国籍機関および世界中の政府機関による経済制裁および禁輸措置を遵守する必要があるが、これらは現地の法律とは相反する場合がある。当社および当社の子会社の一部はまた、米国および当社が事業を行う法域において適用される、銀行秘密法、米国連邦海外腐敗行為防止法および英国贈収賄防止法等のマネーロンダリング防止法または反汚職法の適用を受ける。かかる制裁や禁輸措置、マネーロンダリング防止法または反汚職法に違反した場合、当社および個々の従業員は、規制当局の強制措置や民事および刑事上で多額の制裁金・罰金に処せられる可能性がある。

当社は、買収、資産売却、合弁事業、パートナーシップ、少数株主持分の取得または戦略的提携において、期待した価値すべてを獲得することができないおそれがあり、また、一部の買収によって、当社の事業に新たなリスクが生じ、またはリスクが増大するおそれがある。

当社は、従前または今後の買収、資産売却、合弁事業、パートナーシップ、少数株主持分の取得または戦略的提携(株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループとの提携を含む。)に関連し、オペレーショナル・リスクおよびその他のリスクを伴う可能性のある対象事業およびシステムの結合、移転、分割または統合(会計、データ処理、技術等のシステム、経営管理および法人を統合または分割するニーズ、ならびに顧客、取引先および提携先との関係を統合するニーズを含む。)に係る様々なリスクおよび不確実性に直面する。このような戦略的計画の一部や、その統合により、当社の費用は増加する可能性があり、また財務上、経営上およびその他のリソースの追加も余儀なくされる可能性がある。

合弁、パートナーシップおよび少数株主持分の取得の場合はさらに、当社の統制下でないシステム、管理および人員に関連した債務、損失またはフランチャイズおよび評判の低下に左右され、またこれらの被害を受ける可能性があるため、追加的なリスクと不確実性がある。また、当社といずれかのパートナーとの間で対立または意見の不一致が生じた場合、関連するパートナーシップを通じて予定していた利益に不利な影響を与える場合もある。

当社の買収済みの事業、売却資産または投資対象の統合もしくは分割が順調に進み、または期待した利益および相乗効果のすべてを生み出せるかについては何らの保証もない。当社が従前または今後の買収事業または売却資産を順調に統合または分割できない場合(取得した事業体のプロセス、ポリシーおよび手続を当社の基準に一致させることを含む。)、当社の業績、財政状態およびキャッシュ・フローが重大な悪影響を受けるリスクがある。

当社は、既存事業の拡大や新商品の導入を含め、事業における一定の取組みにより、当社の顧客やアカウント・プロフィールに変化が生じたり、従前には当社の顧客や取引先の基盤に属していなかった個人や事業体と直接間接に関わったりすることで新たな資産クラス、サービス、競合相手や新たな市場に対するエクスポージャーを得る可能性がある。こうした事業活動により、当社は新たなかつ増強したリスク、事業活動に対する規制当局の監視の強化、信用関連リスク、ソブリン・リスク、コンプライアンス・リスクおよびオペレーショナル・リスクの増大ならびに資産の運用もしくは保有方法またはサービスの提供方法に関するフランチャイズ上および風評上の懸念にさらされることとなる。

気候関連リスクは、費用の増大をもたらし、当社の業務運営、事業および顧客に悪影響を及ぼすおそれがある。

気候関連の物理的リスクには、洪水、ハリケーン、熱波、干ばつおよび山火事等の急性の気候関連事象や、世界の平均気温の上昇、海面上昇および長期にわたる干ばつ等の慢性的かつ長期的な気候パターンの変動により生じる人および財産に対する損害が含まれる。かかる事象は、当社や当社の顧客または当社が依拠する第三者の業務運営に混乱を来たすおそれがあり、これには、物的資産に対する直接的な損害や、サプライチェーンの混乱および市場の変動による間接的な影響が含まれる。かかる事象により、当社の一部の取引先または顧客の債務弁済能力に影響が及び、担保の価値が低下し、保険の費用および利用可能性等のコストが増加し、またはその他の悪影響が生じる可能性がある。

気候関連の移行リスクには、政策、法律、技術および市場の変化が含まれる。かかる移行リスクの例としては、消費者や企業のマインド、関連する技術および株主の嗜好の変化や、開示要件や炭素排出に対する課税の拡大等の追加的な規制・法律上の義務が挙げられる。かかるリスクにより、当社の支出が増加し、当社の戦略に悪影響が及ぶ可能性がある。当社の顧客の一部に生じる収益性の低下や

資産の評価減等のマイナスの影響により、当社の信用リスクおよび流動性リスクの増大にもつながるおそれがある。

さらに、気候に影響を及ぼすおそれのある、または気候に影響を及ぼすと認識もしくは連想される一定の対応に当社または当社の顧客が関与し、または関与しなかった結果、当社の評判や顧客との関係に悪影響が及ぶ可能性がある。また、一貫性のない要件や不確実性等の気候関連リスクに関する法律または規制の変化によって、収益が失われ、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、規制リスク、コンプライアンス・リスク、レピュテーション・リスクおよびその他のリスクならびに費用が増大する可能性がある。

気候関連の目標を達成する当社の能力およびその方法は、顧客による移行のペースおよび成否、エネルギーに対する需要およびその使用、公共政策の実施や技術の進化等の、大部分について当社の支配の及ばないリスクや不確実性を伴い、また、世論、立法府および規制当局の監視(米国連邦政府および州政府ならびに外国の政策立案者および規制当局によるものを含む。)、訴訟ならびに投資家およびステークホルダーが寄せる信頼の低下に伴い、評判の毀損を引き起こすおそれがある。気候関連の当社の目標を達成できない場合や、当社の現行の気候関連リスクに対する対応が非効果的もしくは不十分とみなされた場合、または当社による対応が否定的に受けとめられた場合、当社の事業および評判に損害が生じる可能性がある。

気候関連リスクや、気候変動に関する規制当局、政府機関、株主、従業員およびその他のステークホルダーの認識ならびに地政学的事象は、急速に変化を続けており、結果として気候関連のリスクおよび不確実性が当社に及ぼす最終的な影響を評価することが難しくなっている。気候リスクは、他のリスクと相互に関連しているため、当社は、当社のリスク管理実務や、当社のガバナンス体制に気候リスクに関する考慮事項を組み込むプロセスを整備し、継続的に強化している。当社のリスク管理実務にもかかわらず、気候関連事象の時期および深刻度や、かかる事象を受けて生じる社会的または政治的な変化は予測が不可能であるため、気候リスクを予測、特定、監視および軽減することは困難となっている。

また、気候リスクを管理・監視するために用いられる手法およびデータは絶えず変化している。現在のアプローチでは、外部ソースが発表した情報または要素(最新のデータまたは最も正確なデータを反映していない可能性や適時に利用できない可能性がある。)から得られた情報および見積りを使用している。気候関連のデータ、特に、顧客および取引相手方の温室効果ガス排出量は、品質および比較可能性にばらつきがある。外部情報の一部もまた、手法が進化し、精緻化されるにつれ、時の経過とともに変化する可能性がある。当社は、当該時点において入手可能な最良の情報を使用していると考えているが、限られた範囲の検証しか行うことができない。さらに、気候関連のリスクを分析するためのモデル化の能力や手法は、改良されつつあるものの、依然として初期段階にあり、新興の存在であるほか、過去の傾向に関する情報が限られることや、標準化された包括的データが存在しないことに起因する不確実性を伴う。これらのおよび他の要因により、結果が大きく乖離する可能性があり、その結果、気候関連リスクを管理する当社の能力に影響が及ぶ可能性がある。

[モルガン・スタンレー 2046年3月13日満期 米ドル建ゼロクーポン社債に関する情報]

[モルガン・スタンレー 2046年3月13日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債に関する情報]

[モルガン・スタンレー 2046年3月13日満期 円建ゼロクーポン社債に関する情報]

「本社債に関するリスク要因」

[米ドル建社債]、[豪ドル建社債]および[円建社債]

本社債の価値または利回りは、為替相場および為替管理の影響を受けるおそれがある。

一部通貨の利用不能性

各国政府は、その時々において、関連する通貨の利用可能性に影響するような為替管理を強制してきており、今後もそのおそれがある。また実際の為替管理が行われていない場合でも、ある有価証券の支払期が到来した時点で、その適用通貨が利用可能でない場合もある。

本社債の流通市場での取引は制限されるおそれがある。

投資予定者は、本社債を満期まで保有する意思を有するべきである。本社債の流通市場の性質および範囲は予測不能であり、本社債については、流通市場がごく少数であるかまたは存在しない場合がある。そのため、本社債を保有しようとする者は、本社債の流動性をリスクとして考慮すべきである。本社債が証券取引所または価格決定システムにおいて上場または気配表示されている場合であっても、かかる事実は同等の本社債が上場または気配表示されていない場合よりも流動性が高くなるまたは低くなることを意味するものではなく、発行会社は上場または気配表示が恒久的に維持されることを保証することはできない。本社債が上場または気配表示されていない場合、本社債の売買にはより大きな困難が伴い、価格情報の透明性にも欠けるおそれがある。

さらに、発行会社は、本社債の一部の発行に関してルクセンブルグ証券取引所の公式上場リストへの登録およびルクセンブルグ証券取引所の規制市場またはユーロMTF市場での売買の許可、スイス証券取引所における上場または売買、または他の上場機関、証券取引所および／もしくは価格決定システムにおける上場、売買および／もしくは気配表示の許可を申請することがあるが、上場の許可を得るには関連する上場要件が充足されなければならない。また流通市場が存在したとしても、投資家が本社債を容易に売却または取引するだけの十分な流動性を欠くおそれもある。モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーおよびモルガン・スタンレーの他の子会社は、随時本社債のマーケットメイクを行いうるが、いずれもこれを要求されるものではない。いずれかの時点でモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーおよび発行会社の他の子会社がマーケットメイクを行わなくなった場合、本社債に関して流通市場がごく少数となるかまたは存在しなくなるおそれがある。このことは、社債権者が随時本社債を売却する能力に影響を及ぼす可能性がある。

投資家は株主としての権利を有していない。

投資家は、本社債の所有者として、議決権もしくは配当、利息その他の分配の受領権（適用ある場合）、またはその他の裏付となる有価証券もしくは指数に関する権利を何ら有していない。

為替相場が判決価額に影響を及ぼすおそれがある。

本社債はニューヨーク州法に準拠する。ニューヨーク州の裁判所が外貨建ての有価証券に係る訴訟において判決を登録する場合、当該裁判所は、判決登録日における当該外貨と米ドルの実勢為替相場に基づき判決

を米ドル建てで登録するか、または判決を外貨建てで登録したうえで、判決もしくは決定の登録日の実勢為替レートで判決もしくは決定を米ドル額に換算することとなる。

本社債は最終償還日前に償還されるおそれがある。

本社債の特定のシリーズにつきプライシングサプリメントにおいて別段の記載がない限り、管轄当局によりまたはこれを代理して課税、課金、徴収、源泉徴収または賦課されるあらゆる種類の税金、租税、賦課金または公租公課について源泉徴収または控除が行われたことにより、発行会社が本社債について負う支払債務の金額が増加することとなった場合、発行会社は社債要項に従い、当該プライシングサプリメントに明記される期限前償還金額にて、発行済未償還である本社債の全部を償還する場合がある。

加えて、本社債が他の一定の状況において発行会社の任意で償還可能であるとプライシングサプリメントに定められる場合、発行会社は、実勢金利が比較的低率となっている時期に本社債の償還を選択することがある。かかる場合、投資家は償還による手取金を、該当の本社債の実効金利と同程度に高い料率で同様の有価証券に再投資できないことがある。

一定の本社債について何らかの理由により期限前に償還される場合、発行会社が支払う金額は、本社債が満期償還された場合に支払われる金額を下回る場合がある。

また、発行会社に債務不履行事由がある状況において、投資家は発行会社に対し、当該本社債の期限前償還金額について無担保の請求権を有することになる。

包括様式による本社債

包括社債券（下記において定義する。）はユーロクリア・バンク・エス・エー／エヌ・ヴィー（「ユーロクリア」）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（「クリアストリーム・ルクセンブルグ」）ならびに／または適用されるプライシングサプリメントに特定されるその他の決済機関（かかる機関を、以下「関連決済機関」という。）により、またはこれを代理して保有される場合があるため、投資家は、譲渡、支払および発行会社との連絡についてはこれらの機関の手續に依拠しなければならない。

発行された本社債は、恒久包括社債券（それぞれ「包括社債券」）に対する持分によって表章されることがある。この包括社債券は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの共同預託機関（もしくはそのノミニ）または共同保管機関（もしくはそのノミニ）名義で登録されることがある。

本社債が一または複数の包括社債券により表章されている間、発行会社は関連決済機関による口座保有者への分配を通じて支払を行うことにより本社債に基づく支払義務を履行する。包括社債券に対する持分の保有者は、関連する本社債に基づく支払の受領に関して、関連決済機関の手續に依拠しなければならない。発行会社は、包括社債券の受益権に関連する記録の維持、またはかかる受益権との関係で行われた支払につき、一切の責任または義務を負わない。

包括社債券に対する受益権の保有者は、関連する本社債につき議決権を行使する直接的な権利を有しない。当該保有者は上記に代えて、関連決済機関により、適切な代理人を任命し得るといふ範囲でのみ、権利行使することが認められている。

修正および放棄

本社債の社債要項には、社債権者の一般的な利益に影響を及ぼす事項について検討するための社債権者集会の招集に係る規定が含まれている。同規定により、所定の多数は、当該集会に出席せず議決権を行使しなかった社債権者およびかかる多数意見と反対の議決権行使をした社債権者を含む全社債権者を拘束することが許容される。本社債の保有者は、自らが所定の多数の一部ではなかった場合（当該保有者が当該集会に出

席しなかった場合を含む。) 、自らの利益に悪影響を及ぼす可能性のある事項について所定の多数の社債権者の決定により拘束されることを認識すべきである。

法改正

本社債の社債要項は、募集目論見書 (Base Prospectus) の日付現在のニューヨーク州法に準拠している。募集目論見書の日付以降生ずるおそれのある司法判断またはニューヨーク州の法令の改正による影響については何らの保証も与えることができない。

税務上考慮すべき事項

一定の投資家について、特別な税務上の考慮が必要な場合がある。投資を行おうとする者は、この投資が税務上意味するところを判断するため、自身の税務顧問に相談するよう推奨される。非米国人保有者は、社債の実質的所有者が必要書類を源泉徴収代理人に提出する場合を除き、米国の源泉徴収課税を課される。法律上租税の源泉徴収または控除が求められる場合、社債に関する支払は適用される源泉徴収税の差引後の純額で行われ、かつ当社は非米国人保有者に対し源泉徴収額に関して追加的な支払を行うことを求められない。

信用リスク

本社債に基づく発行会社の債務は担保されない。社債権者は、発行会社の信用リスクを負う。信用リスクとは、本社債の元本、利息その他の支払いの計算方法にかかわらず、発行会社が、かかる本社債に基づく義務を充足できないリスクである。発行会社の格付けには関連する格付会社の独立した意見が反映され、発行会社の信用の質を保証するものではない。発行会社が本社債に基づく義務を充足できない場合、投資家が本社債から得る利益に重大な悪影響を及ぼし、投資家は、最大で自己の投資の全額を失うおそれがある。

利益相反

発行会社およびその関連会社は、本社債に関連して複数の資格において行為する可能性があり、個々の社債権者の特定の利益を考慮する必要はない。かかる当事者はまた、本社債または本社債が影響を受ける資産に関して商取引を締結する可能性があり、当該当事者は、各種書類に記載されている手数料に加えて、かかる商取引から収益および利益を、それについて説明する義務を負うことなく稼得する可能性があり、または、社債権者一般にとって不利益となる形で行う可能性がある。

発行会社は社債権者の同意を得ることなく代替される可能性がある。

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、また、一定の条件が充足されることを前提として、(i) 発行会社の地位をモルガン・スタンレーの子会社に代替させること、または、(ii) 発行会社の地位をモルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人に代替させることに同意することができる (ただし、かかるモルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人が、発行会社と同等以上の信用力を有していることを条件とする。)。かかる代替の結果、本社債の価値が低下する可能性がある。また、発行会社が、発行会社の地位を別の事業体に代替させる場合、本社債の保有による税務上の影響 (源泉徴収税に係る影響を含む。) が変化する可能性がある。社債要項第6.1項 (追加額) に定める場合を除き、本社債について源泉徴収が求められた場合でも、追加額の支払を行うことを要しない。

本社債の価値は、予測不可能な要因によって影響を受ける可能性がある。

本社債の価値は、以下に記載する要因を含む、発行会社および／またはその関連会社の支配の及ばない複数の要因によって影響を受ける可能性がある。

- (i) 金利 本社債への投資は金利リスクを伴うことがある。金利水準は日々変動する可能性があり、その結果本社債の価値も日々変動する可能性がある。金利リスクは、市場金利水準の将来の変動に関する不確実性によってもたらされる。
- (ii) インフレーション 本社債への投資はインフレリスクを伴うことがある。インフレ率は一または複数の法域における経済、財政および政治情勢によって影響を受ける可能性がある。インフレ率は、金利または通貨の変動とは関連しない著しい変動にさらされる可能性もある。そのため、投資家は、平均的なインフレ水準が自らの予測と一致したとしても、変動のタイミングが本社債の価値に影響を及ぼす可能性があることに留意すべきである。
- (iii) 残存期間 一般的に、本社債の期間に対して価格決定要因が及ぼす影響は、満期日が近づくにつれ低減するものである。しかしながら、この価格決定要因の影響の低減は、必ずしも満期日まで一貫して進行するとは限らず、一時的に加速および／または減速する可能性がある。
- (iv) 信用力 本社債を購入する投資予定者は、発行会社の信用力に依拠するものであって、その他の者に対しては何らの権利も有しない。発行会社が支払不能に陥った場合、投資家は、他の価値決定要因が有利な展開を見せた場合でもそれにかかわらず、自身の投資の全額を失う可能性がある。支払債務の全額を履行する発行会社の能力は、発行会社が支払不能の状態にないことを前提としている。

上記要因の一部または全部は、投資家が満期前に保有する本社債を売却した場合に受領する価格（一般的に「流通市場価格」とよばれる。）に影響を及ぼす。流通市場価格は、市場金利またはインフレ率の変動、本社債の発行および販売に関して販売会社およびその他の仲介機関に対して支払われる金額、ならびに発行会社の債務のヘッジに係る金額等が考慮されることにより、発行日現在の発行済みの本社債の市場価値を下回る可能性がある。これらの要因すべての結果、投資家は、所定の満了日または満期日より前に本社債を売却する場合、流通市場において、当該時点における本社債の本来の市場価値を下回るおそれのある金額を受領する可能性があり、かかる金額はまた、投資家が満期まで本社債を保有していれば受領したはずの金額を下回る可能性もある。

大幅な割引価格または割増価格で発行される本社債

元本金額から大幅に割引または割増された価格で発行される本社債の市場価値は、通常の金利の変動に対して、一般的な利付きの本社債の価格よりも大きく変動する傾向にある。一般的に、そのような本社債は、同等の満期期間の一般的な利付きの本社債と比べた場合に、満期までの残存期間が長いほど、価格の変動も大きくなる。

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく本社債の要項を修正する可能性がある。

発行会社は、社債要項第11.2項（修正）に基づき、発行会社の意見において、明白な誤りの是正、または形式的、軽微もしくは技術的な性質の修正、曖昧性を解消または瑕疵のある規定を是正もしくは補足するための修正、是正しなければ、是正対象の条件が本社債の販売時およびその後の取引時に意図された条件を表章しなくなる場合における、誤りもしくは脱漏を是正するための修正、あるいは社債権者の利益を重大に損なわない修正である場合、社債権者の同意なく本社債の要項を修正することができる。投資予定者は、発行会社は、社債要項第11.2項（修正）に基づき本社債の要項を修正する前に、社債権者を含む他の当事者と協議をする義務を負わないことに留意すべきである。発行会社は、かかる判断を行うにあたり、その裁量権

を行使することができ、社債権者は、かかる修正について社債権者の同意は必要とされないという事実にもかかわらず、社債要項第11.2項（修正）に基づいてなされたかかる修正によって拘束される。

インフレーションに関するリスク

インフレーションとは、時間の経過とともに物価が上昇し、貨幣の購買価値が下落することをいう。インフレーションの影響により、同額の金銭で購入できる商品やサービスは時間の経過とともに減少する。また、本社債への投資の実質リターン（または利回り）は、インフレーションによって減少する。したがって、インフレ率が高いほど本社債の実質利回りは低くなり、インフレ率が本社債の利回りと同じまたはそれ以上であれば、本社債の保有者が達成できる実質利回りはゼロまたはマイナスになる。このように、インフレーションは本社債の価値およびリターンにマイナスの影響を及ぼす可能性があり、本社債を購入する前にインフレーションの潜在的影響（本社債について定められた期間中にインフレ率が上昇すると予想される場合を含む。）を検討する必要がある。

[米ドル建社債]および[豪ドル建社債]

本社債の価値または利回りは、為替相場および為替管理の影響を受けるおそれがある。

一般的な為替相場および為替管理リスク

本社債が投資家の本国通貨以外の通貨建てである場合、本社債に対する投資には重大なリスクを伴う。かかるリスクには、本国通貨と換算対象通貨の間の為替相場に重大な変動が生ずる可能性や、関係政府機関の為替管理が強制または修正される可能性を含む。これらのリスクは一般的に発行会社が制御できない経済上および政治上の事象に左右される。かかるリスクは、本社債に基づきなされるべき支払、ひいては、本社債の価値または利回りに影響を及ぼす可能性がある。投資家は、本社債が、その居住しまたは事業を営む国の通貨（本国通貨）以外の通貨建てであるか、本国通貨以外で支払われる場合、または本社債の支払が当該通貨の価値に連動して行われる場合の本社債への投資に伴う固有のリスクにつき、財務および法務顧問に相談すべきである。これに該当する本社債への投資は、外貨建取引に精通していない投資家には適切でない。

投資家の投資に対する為替相場の影響

近年、一部通貨間の為替相場は非常に変動的となっており、この変動性は今後も継続するおそれがある。過去における特定の為替相場の変動が、本社債の期間に生ずる変動を示唆するとは限らない。投資家の本国通貨または本社債の支払通貨に対する相場の変動に伴い、本社債の実効利回りがその表面利率を下回り、投資家の本国通貨を基準とした場合、全体として投資家に損失が生じる可能性がある。また、本社債の特定の要項次第では、関連通貨の為替相場が変動することにより、その実効利回りが低下したり、該当する本社債の価値の全部または重要な部分を投資家が喪失したりする結果となることがある。

発行会社は為替レートを操作することはできない。

為替レートは、変動レートの場合と固定レートの場合とがある。多くの経済先進国の為替レートは、相関的に価値が変動する仕組みとなっている。しかし、各国政府はその時々において、自国の中央銀行による介入、規制上の管理の強制もしくは税金の賦課、または本国通貨の為替レートに影響を及ぼすことを目的とした金利の変更といった様々な手段を用いることがある。各国政府はまた、既存の通貨を代替するために、または、平価切下げもしくは平価切上げによって為替レートもしくは相対的な為替特性を変更するために、新たな通貨を発行することもある。このような政府による措置は、本来であれば経済力や国際的な為替動向に応じて起こるはずの通貨の評価や通貨の変動に変化をもたらし、または影響を及ぼす可能性がある。

その結果、このような政府による措置は、投資家の自国通貨以外の通貨建てのまたはかかる通貨で支払いが行われる本社債に関し、投資家の自国通貨による利回りまたは支払いに悪影響を及ぼすおそれがある。

発行会社は、為替レートが固定化された場合、平価切下げもしくは平価切上げまたは為替管理その他の規制上の管理の強制もしくは税金の賦課が行われた場合、あるいは通貨に影響を及ぼすその他の動きがあった場合でも、本社債の条件を調整または変更することはない。したがって、これらのリスクは投資家の負担となり、本社債の利回りおよび価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第三部【保証会社等の情報】

該当事項なし。

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる
要件を満たしていることを示す書面に記載された事項

金融商品取引法第5条第4項に掲げる要件を 満たしていることを示す書面

会社名 : モルガン・スタンレー
(Morgan Stanley)

代表者の氏名および役職 : 授権署名者 山来 信子
(Nobuko Yamaki, Authorized Signatory)

1. モルガン・スタンレー（「当社」）は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
2. 当社は、本邦において本発行登録書の提出日（令和6年9月27日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

(令和元年10月28日の売出し)
券面総額又は振替社債の総額 : 5億7,309万7,000円

(令和元年10月28日の売出し)
券面総額又は振替社債の総額 : 4億8,170万3,760円

(令和元年11月26日の売出し)
券面総額又は振替社債の総額 : 8億9,356万4,000円

(令和2年6月12日の売出し)
券面総額又は振替社債の総額 : 31億901万2,400万

(令和3年1月29日の売出し)
券面総額又は振替社債の総額 : 7億1,316万5,310円

(令和4年2月15日の売出し)
券面総額又は振替社債の総額 : 43億4,779万1,800円

合計額 : 101億1,833万4,270円

2024年度有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実

モルガン・スタンレー、2025 年度第 3 四半期決算を発表

純収益は 182 億ドル、1 株当たり利益は 2.80 ドル、有形普通株主資本利益率は 23.5%

[ニューヨーク、2025 年 10 月 15 日] モルガン・スタンレー (NYSE: MS、以下、「モルガン・スタンレー」または「当社」) は本日、2025 年 9 月 30 日をもって終了した第 3 四半期の純収益が前年同期の 154 億ドルに対し、182 億ドルになったと発表しました。モルガン・スタンレーに帰属する純利益は 46 億ドル、希薄化後 1 株当たり利益は 2.80 ドル¹であり、これに対し、前年同期のモルガン・スタンレーに帰属する純利益は 32 億ドル、希薄化後 1 株当たり利益は 1.88 ドル¹でした。

会長兼最高経営責任者 (CEO) であるテッド・ピックは次のように述べています。「我々の Integrated Firm (事業が一体的に統合された企業) は、世界の各事業部門において力強い業績を示し、極めて優れた四半期業績を達成しました。当社の戦略を一貫して遂行した結果、純収益は過去最高の 182 億ドル、1 株当たり利益は 2.80 ドル、有形普通株主資本利益率は 23.5% を記録しました。ウェルス・マネジメント業務は、税引前利益率 30% を報告するとともに、純新規資産は 810 億ドルとなりました。法人・機関投資家向け証券業務は、株式業務の好調および投資銀行業務の回復に牽引されました。ウェルス・マネジメント業務と投資運用業務の総顧客資産は 8.9 兆ドルに達しました。当社は、世界各地での事業展開を通じて持続的な成長の実現に取り組み、株主に長期的な価値を提供することに注力しています。」

業績の概要^{2,3}

全社 (単位: 1 株当たりの数値を除き 百万ドル)	2025 年度 第 3 四半期	2024 年度 第 3 四半期
純収益	\$ 18,224	\$ 15,383
信用損失引当金繰入額	\$ 0	\$ 79
人件費	\$ 7,442	\$ 6,733
人件費以外の費用	\$ 4,754	\$ 4,350
税引前利益 ⁶	\$ 6,028	\$ 4,221
MS に帰属する純利益	\$ 4,610	\$ 3,188
費用効率性比率 ⁹	67%	72%
希薄化後 1 株当たり利益 ¹	\$ 2.80	\$ 1.88
1 株当たり純資産	\$ 62.98	\$ 58.25
1 株当たり有形純資産 ⁴	\$ 48.64	\$ 43.76
株主資本利益率	18.0%	13.1%
有形普通株主資本利益率 ⁴	23.5%	17.5%
法人・機関投資家向け証券業務		
純収益	\$ 8,523	\$ 6,815
投資銀行業務	\$ 2,108	\$ 1,463
株式	\$ 4,116	\$ 3,045
債券	\$ 2,169	\$ 2,003
ウェルス・マネジメント業務		
純収益	\$ 8,234	\$ 7,270
手数料ベースの顧客資産 (十億ドル) ⁹	\$ 2,653	\$ 2,302
手数料ベース資産の流入 (十億ドル) ¹⁰	\$ 41.9	\$ 35.7
純新規資産 (十億ドル) ¹¹	\$ 81.0	\$ 63.9
ローン (十億ドル)	\$ 173.9	\$ 155.2
投資運用業務		
純収益	\$ 1,651	\$ 1,455
AUM (十億ドル) ¹²	\$ 1,807	\$ 1,598
長期純資金流入額 (十億ドル) ¹³	\$ 16.5	\$ 7.3

業績のハイライト

- 第 3 四半期の純収益は過去最高の 182 億ドルとなり、Integrated Firm としての強さを示し、すべての事業部門と地域が力強く貢献しました。
- 全社の有形普通株主資本利益率は 23.5% となりました^{2,4}。
- 当四半期累計期間の費用効率性比率は 69% と、建設的な市場環境の下で営業レバレッジを発揮しました^{3,8,19}。
- 普通株式等 Tier 1 自己資本比率 (標準的手法) は 15.2% となりました¹⁶。
- 法人・機関投資家向け証券業務の純収益 85 億ドルは、株式業務の力強い業績と投資銀行業務の回復を反映しています。
- ウェルス・マネジメント業務の当四半期の税引前利益率は 30.3% となりました⁷。過去最高となる 82 億ドルの純収益は、資産運用収益の過去最高更新、顧客活動の活発化、純利息収益の増加を反映しています。同業務は引き続き成長し、当四半期における純新規資産は 810 億ドル、手数料ベースの資産流入額は 420 億ドルとなりました^{10,11}。
- 投資運用業務の業績は、純収益が 17 億ドルとなり、主に平均運用・管理資産 (AUM) の増加を背景として資産運用手数料の増加が寄与しました。当四半期の長期純資金流入額は 165 億ドルとなりました¹³。

2025年度第3四半期の業績

法人・機関投資家向け証券業務

法人・機関投資家向け証券業務の当四半期の純収益は、前年同期の68億ドルに対し、85億ドルとなりました。税引前利益⁶は、前年同期の19億ドルに対し、32億ドルとなりました。

投資銀行業務の純収益は、44%増加：

- ・ アドバイザリー業務の収益は、完了ベースのM&A取扱高の増加を受けて、前年同期比で増収となりました。
- ・ 株式引受業務の収益は、より建設的な市場環境の下で顧客が資金調達之机をを活発に取り込むなか、IPOと転換社債の発行増を受けて前年同期比で増加しました。
- ・ 債券引受業務の収益は、より良好な資金調達環境を反映した非投資適格および投資適格のローンの発行増を背景に、前年同期比で増加しました。

株式業務の純収益は、35%増加：

- ・ 株式の純収益は、活発な顧客活動を背景とするすべての事業部門と地域における前年同期比での増収を反映しており、特にプライム・ブローカレッジ業務が過去最高の業績を計上しました。

債券業務の純収益は、8%増加：

- ・ 債券の純収益は、外国為替商品の減収で一部相殺されたものの、クレジット商品における顧客活動の活発化と融資の増加、ならびにコモディティ商品における仕組取引の増加を主因として、前年同期比で増加しました。

その他：

- ・ その他の収益は、売却目的で保有していた企業向けローンの当年度前半における売却を受けた純利息収益と手数料の減少、ならびにヘッジを含む企業向けローンの時価評価損の小幅な増加を主因として、前年同期比で減少しました。

信用損失引当金繰入額：

- ・ 信用損失引当金繰入額は、前年同期比で減少しました。これは主に、当四半期におけるマクロ経済シナリオの改善による効果の拡大、ならびにポートフォリオ拡大に関連する引当金繰入額が減少したことによります。

総費用：

- ・ 人件費は、主に繰延報酬関連の費用と給与の増加を背景に前年同期比で増加しました。
- ・ 人件費以外の費用は、執行関連費用の増加を主因として、前年同期比で増加しました。

(単位：百万ドル)	2025年度 第3四半期	2024年度 第3四半期
純収益	\$ 8,523	\$ 6,815
投資銀行業務	\$ 2,108	\$ 1,463
アドバイザリー	\$ 684	\$ 546
株式引受	\$ 652	\$ 362
債券引受	\$ 772	\$ 555
株式	\$ 4,116	\$ 3,045
債券	\$ 2,169	\$ 2,003
その他	\$ 130	\$ 304
信用損失引当金繰入額	\$ 1	\$ 68
総費用	\$ 5,340	\$ 4,836
人件費	\$ 2,422	\$ 2,271
人件費以外の費用	\$ 2,918	\$ 2,565

ウェルス・マネジメント業務

ウェルス・マネジメント業務の当四半期の純収益は、前年同期の 73 億ドルに対し、82 億ドルとなりました。税引前利益は 25 億ドルとなり、税引前利益率は 30.3%でした^{6,7}。

純収益は、13%増加：

- 資産運用手数料収益は、資産水準の上昇と良好な手数料ベースの資産流入による累積的な影響を反映して、前年同期から増加しました¹⁰。
- 取引収益は、DCP(繰延現金報酬制度)に関連する投資の時価評価の影響を除くと、前年同期から 22%増加しました^{5,14}。顧客取引が全般的に活発化したことを主因としています。
- 純利息収益は、バランスシート構成の変化と融資の伸びによる累積的な影響を主因として、前年同期から増加しました。

総費用：

- 人件費は、報酬対象となる収益の増加を要因として、前年同期から増加しました。
- 人件費以外の費用は、前年同期比でほぼ横ばいでした。

(単位: 百万ドル)	2025 年度 第 3 四半期	2024 年度 第 3 四半期
純収益	\$ 8,234	\$ 7,270
資産運用手数料収益	\$ 4,789	\$ 4,266
取引収益 ¹⁴	\$ 1,308	\$ 1,076
純利息収益	\$ 1,991	\$ 1,774
その他	\$ 146	\$ 154
信用損失引当金繰入額	\$ (1)	\$ 11
総費用	\$ 5,736	\$ 5,199
人件費	\$ 4,388	\$ 3,868
人件費以外の費用	\$ 1,348	\$ 1,331

投資運用業務

投資運用業務の純収益は前年同期の 15 億ドルに対し、17 億ドルでした。税引前利益は、前年同期の 260 百万ドルに対し、364 百万ドルとなりました⁶。

純収益は、13%増加：

- 資産運用および関連手数料収益は、平均 AUM の増加を受け、前年同期から増加しました。
- 実績収益およびその他収益は、成功報酬の増加を要因として、前年同期から増加しました。

総費用：

- 人件費は、成功報酬に関連する報酬を主因として、前年同期から増加しました。
- 人件費以外の費用は、平均 AUM の増加による販売費用の増加を主因として、前年同期から増加しました。

(単位: 百万ドル)	2025 年度 第 3 四半期	2024 年度 第 3 四半期
純収益	\$ 1,651	\$ 1,455
資産運用および関連手数料収益	\$ 1,534	\$ 1,384
実績収益およびその他	\$ 117	\$ 71
総費用	\$ 1,287	\$ 1,195
人件費	\$ 632	\$ 594
人件費以外の費用	\$ 655	\$ 601

その他の事項

- ・ 当社は当四半期に、自社株買いプログラムの一環として流通普通株式を 11 億ドル買い戻しました。
- ・ 取締役会は、1 株当たり 1.00ドルの四半期配当を宣言しました。配当は 2025 年 10 月 31 日現在の株主名簿上の普通株主に対し、2025 年 11 月 14 日付けで支払われます。
- ・ 当四半期の実効税率は、22.8%でした。
- ・ 当社の標準的手法による普通株式等 Tier1 自己資本比率は 15.2%でした¹⁶。2025 年 9 月 30 日に米連邦準備制度理事会は、2025 年 6 月に発表された暫定的なストレス資本バッファ（SCB）の再考をモルガン・スタンレーが要請したことを受け、当社の SCB を 2025 年 10 月 1 日付けで 5.1%から 4.3%へ引き下げると発表しました。規制自己資本の枠組みにおける他の要素も合わせると、この SCB により、最終的な米国バーゼル III の標準的手法による普通株式等 Tier1 比率は 11.8%となります。

	2025 年度 第 3 四半期	2024 年度 第 3 四半期
普通株式買戻し		
買戻額 (百万ドル)	\$ 1,085	\$ 750
株式数 (百万株)	7	8
平均株価	\$ 145.77	\$ 99.94
期末株数 (百万株)	1,591	1,612
税率	22.8%	23.6%
自己資本¹⁵		
標準的手法		
普通株式等 Tier 1 自己資本比率 ¹⁶	15.2%	15.1%
Tier 1 自己資本比率 ¹⁶	17.0%	17.1%
先進的手法		
普通株式等 Tier 1 自己資本比率 ¹⁶	15.7%	14.9%
Tier 1 自己資本比率 ¹⁶	17.6%	16.9%
レバレッジ・ベース自己資本		
Tier 1 レバレッジ比率 ¹⁷	6.8%	6.9%
補完的レバレッジ比率 ¹⁸	5.5%	5.5%

モルガン・スタンレーは、投資銀行、証券、ウェルス・マネジメント、投資運用事業において多岐にわたるサービスを提供する世界有数の総合金融サービス企業です。世界 42 カ国のオフィスを通じて、当社の従業員は法人、政府、機関投資家、個人にサービスを提供しています。モルガン・スタンレーに関する詳細については www.morganstanley.com をご参照ください。

決算概要については添付資料を参照。財務、統計、事業関連の追加情報、事業およびセグメント動向は補足財務情報(Financial Supplement)に掲載しています。決算リリースと補足財務情報はモルガン・スタンレーのウェブサイト(www.morganstanley.com) の Investor Relations のセクションでも公開しています。

###

注:

このプレスリリースおよび補足財務情報で提供する情報(当社の決算電話会議で提供する情報を含む)は一定の非 GAAP 財務指標を含んでいる場合があります。同指標の定義または同指標から比較可能な米国 GAAP による数値への調整は本決算リリースと補足財務情報に掲載しており、いずれも www.morganstanley.com で公開しています。

本決算リリースには一定の財務等の目標や目的の達成を含む予想的見解が含まれる場合があります。予想的見解は、資料作成時の経営者の見積り、予想、期待、仮定、解釈または確信を反映したものであり、実際の結果と大きく異なるリスクおよび不確実性が存在するため、読者は予想的見解を過度に信用すべきではありません。当社の将来の業績に影響を与え得るリスクおよび不確実性に関しては、2024 年 12 月 31 日をもって終了した年度に係る当社の様式 10-K による年次報告書の第 1 部、第 1 項の直前に記載されている「予想的見解」の項、第 1 部、第 1 項に記載されている「競争」および「監督および規制」の項、第 1 部、第 1A 項に記載されている「リスク要因」の項、第 1 部、第 3 項に記載されている「訴訟」の項、第 2 部、第 7 項に記載されている「財政状態および経営成績に関する経営者の検討および分析」の項、および第 2 部、第 7A 項に記載されている「リスクに関する定量的および定性的情報の開示」の項、ならびに、様式 10-K に記載されている他の項目、当社の様式 10-Q による四半期報告書および当社の様式 8-K による臨時報告書(これらの訂正報告書を含む)をご参照ください。

- 1 1株当たり利益の計算に関連して、2025年度第3四半期および2024年度第3四半期はそれぞれ約160百万ドルおよび約160百万ドルの優先配当を含んでいた。
- 2 当社は米国において一般に公正妥当と認められる会計原則(「米国 GAAP」)を用いて連結財務諸表を作成している。モルガン・スタンレーは、決算発表、決算電話会議、財務情報の表示などで一定の「非 GAAP 財務指標」を開示する場合がある。証券取引委員会(SEC)は「非 GAAP 財務指標」を米国 GAAP に準拠して算出、表示された最も直接的に比較可能な指標に対して金額が実質的に除外または算入調整された、過去または将来の経営成績、財政状態、またはキャッシュ・フローの数値尺度と定義している。モルガン・スタンレーが公表している非 GAAP 財務指標は、その財政状態、経営成績、または自己資本比率の透明性を高めるため、またその評価を行う代替的な方法をアナリスト、投資家、その他利害関係者に提供する追加情報として提示されている。こうした指標は米国 GAAP に準拠しておらず、米国 GAAP に置き換わるものではなく、他社が利用している非 GAAP 財務指標とは異なるか、整合しない場合がある。当社が非 GAAP 財務指標に言及する際には常に、一般的にそれについて定義するか、米国 GAAP に準拠して算出、表示される最も直接的に比較可能な財務指標を提示するとともに、当社が言及する非 GAAP 財務指標と比較可能な米国 GAAP 財務指標との差異の調整も提示する。
- 3 当社の決算発表、決算電話会議、財務情報の表示その他コミュニケーションは、当社の財政状態および経営成績に関する一段の透明性、またはこれを評価する追加手段を提供することで、当社、アナリスト、投資家、その他利害関係者にとって有用であると当社が判断している一定の数値尺度を含む場合がある。
- 4 有形普通株主資本は、アナリスト、投資家、その他利害関係者が期間ごとの業績と自己資本比率をより良く比較するために有用であると当社が判断している非 GAAP 財務指標である。有形普通株主資本は、普通株主資本からのれんおよび無形資産(算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後)を差し引いたものである。同様に非 GAAP 財務指標である平均有形普通株主資本利益率は、モルガン・スタンレーに帰属する通期または年換算した純利益から優先株式配当を差し引いた数値の平均有形普通株主資本に対する比率である。同様に非 GAAP 財務指標である普通株式1株当たり有形純資産は、有形普通株主資本を流通普通株式数で除したものである。
- 5 「DCP」は一部の従業員繰延現金報酬制度を意味する。当社の2024年12月31日をもって終了した年度に係る様式10-Kによる年次報告書の「財政状態および経営成績に関する経営者の検討および分析—その他の事項—繰延現金報酬」を参照されたい。
- 6 税引前利益は、法人所得税計上前利益を表している。
- 7 税引前利益率は、法人所得税計上前利益を純収益で除したものである。
- 8 費用効率性比率は、純収益に対する非金利費用の比率である。
- 9 ウェルス・マネジメント業務の手数料ベース顧客資産とは、サービスに対する支払いの根拠が顧客資産をベースに計算される手数料である顧客口座の資産額である。
- 10 ウェルス・マネジメント業務の手数料ベースの資産流出入額は、純新規手数料ベース資産(資産の取得を含む)、正味の口座振替、配当、金利、顧客手数料を含み、法人・機関投資家の資金管理関連の業務を除外する。
- 11 ウェルス・マネジメント業務の純新規資産とは、金利および配当ならびに資産の取得を含む顧客の資産流入額から顧客の資産流出額を差し引き、企業結合/事業分離による影響ならびに手数料の影響を除外したものである。
- 12 AUM は、asset under management(運用・管理資産)と定義される。
- 13 長期純流出入額は、株式、債券、ならびにオルタナティブおよびソリューションの資産クラスを含み、流動性およびオーバーレイ・サービス資産クラスを除外する。
- 14 取引収益は、投資銀行業務、トレーディングおよび手数料収益を含む。
- 15 自己資本比率は、本決算リリースの発行日(2025年10月15日)現在の推定値である。
- 16 CET1 自己資本は普通株式等 Tier1 自己資本と定義される。当社のリスク・ベース自己資本比率は、(i)信用リスクのリスク加重資産(「RWA」)および市場リスクの RWA を算出する標準的手法(「標準的手法」)、ならびに、(ii)信用リスクの RWA、市場リスクの RWA、およびオペレーショナル・リスクの RWA を算出するために適用可能な先進的手法(「先進的手法」)に基づき算出される。規制上の自己資本と同比率の算出、および関連する規制上の要求事項に関する情報については、当社の2024年12月31日をもって終了した年度に係る様式10-Kによる年次報告書の「経営者による財政状態および経営成績の検討および分析—流動性および資本の源泉—規制上の要求事項」を参照されたい。

¹⁷ Tier1レバレッジ比率はレバレッジ・ベースの所要自己資本比率で、当社のレバレッジを測定する。Tier1レバレッジ比率は分子にTier1自己資本を、分母に平均調整後資産を用いる。

¹⁸ 当社の2025年度第3四半期および2024年度第3四半期の補完的レバレッジ比率(SLR)は、分子にTier1自己資本(それぞれ約909億ドルおよび約837億ドル)を用い、分母は補完的レバレッジ・エクスポージャー(それぞれ約1.66兆ドルおよび約1.52兆ドル)を用いている。

¹⁹ 2025年度第1四半期において、3月の従業員関連措置の結果、人員削減に関連する退職費用144百万ドルを人件費に認識した。この人員削減は当社の全ての事業セグメントと地域で行われ、当時の当社の世界の従業員の約2%に影響を与えた。この人員削減は、業績管理および当社の事業ニーズに見合う人員配置に関連するものであり、戦略変更や事業の撤退を受けたものではない。2025年度第1四半期に法人・機関投資家向け証券事業セグメントで78百万ドル、ウェルス・マネジメント事業セグメントで50百万ドル、投資運用事業セグメントで16百万ドルの退職費用を計上した。これらの費用はすべての地域で発生しており、大半は米州においてであった。

モルガン・スタンレー
連結損益計算書情報
(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		9か月間		増減率
	2025年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2024年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 6月30日 からの 増減率	2024年 9月30日 からの 増減率	2025年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	2024年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	
収益:								
投資銀行業務	\$ 2,266	\$ 1,644	\$ 1,590	38%	43%	\$ 5,621	\$ 4,914	14%
トレーディング	5,020	4,745	4,002	6%	25%	14,876	12,985	15%
投資	374	388	315	(4%)	19%	1,131	609	86%
委託手数料	1,473	1,425	1,294	3%	14%	4,379	3,704	18%
資産運用業務	6,441	5,953	5,747	8%	12%	18,357	16,440	12%
その他	159	290	239	(45%)	(33%)	1,200	827	45%
非金利収益合計	15,733	14,445	13,187	9%	19%	45,564	39,479	15%
受取利息	15,456	14,905	14,185	4%	9%	44,109	40,644	9%
支払利息	12,965	12,558	11,989	3%	8%	36,918	34,585	7%
純利息	2,491	2,347	2,196	6%	13%	7,191	6,059	19%
純収益	18,224	16,792	15,383	9%	18%	52,755	45,538	16%
信用損失引当金繰入額	-	196	79	*	*	331	149	122%
非金利費用:								
人件費	7,442	7,190	6,733	4%	11%	22,153	19,889	11%
人件費以外の費用:								
仲介、決済および取引手 数料	1,141	1,188	1,044	(4%)	9%	3,551	2,960	20%
情報処理および通信費	1,119	1,089	1,042	3%	7%	3,258	3,029	8%
専門家役務報酬	685	711	711	(4%)	(4%)	2,070	2,103	(2%)
事務所設備関連費用	473	459	473	3%	-%	1,381	1,378	-%
マーケティングおよび事 業開拓費	280	297	224	(6%)	25%	815	686	19%
その他	1,056	1,040	856	2%	23%	3,002	2,654	13%
人件費以外の費用合計	4,754	4,784	4,350	(1%)	9%	14,077	12,810	10%
非金利費用合計	12,196	11,974	11,083	2%	10%	36,230	32,699	11%
法人所得税計上前利益	6,028	4,622	4,221	30%	43%	16,194	12,690	28%
法人所得税費用	1,373	1,047	995	31%	38%	3,593	2,885	25%
純利益	\$ 4,655	\$ 3,575	\$ 3,226	30%	44%	\$ 12,601	\$ 9,805	29%
非支配持分に帰属する純利 益	45	36	38	25%	18%	137	129	6%
モルガン・スタンレーに帰属す る純利益	4,610	3,539	3,188	30%	45%	12,464	9,676	29%
優先株式配当	160	147	160	9%	-%	465	440	6%
モルガン・スタンレーの普通株 主に帰属する利益	\$ 4,450	\$ 3,392	\$ 3,028	31%	47%	\$ 11,999	\$ 9,236	30%

注:

- 一繰延現金報酬制度(以下「DCP」という。)に係る時価評価損益を除く全社の純収益は、非GAAP財務指標であり、2025年度第3四半期:17,976百万ドル、2025年度第2四半期:16,415百万ドル、2024年度第3四半期:15,144百万ドル、2025年9月30日をもって終了した9か月間:52,279百万ドル、2024年9月30日をもって終了した9か月間:45,166百万ドルであった。
- 一DCPを除く全社の報酬費用は、非GAAP財務指標であり、2025年度第3四半期:7,142百万ドル、2025年度第2四半期:6,819百万ドル、2024年度第3四半期:6,457百万ドル、2025年9月30日をもって終了した9か月間:21,484百万ドル、2024年9月30日をもって終了した9か月間:19,309百万ドルであった。
- 一後注は本情報の不可欠な一部である。米国GAAP指標と非GAAP指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、補足財務情報の12-17ページを参照。

モルガン・スタンレー
連結財務指標および比率ならびに統計データ
(無監査)

	四半期			増減率		9か月間		増減率
	2025年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	
	9月30日	6月30日	9月30日	6月30日	9月30日	9月30日	9月30日	
	をもって	をもって	をもって	からの	からの	をもって	をもって	
	終了した	終了した	終了した	増減率	増減率	終了した	終了した	
	四半期	四半期	四半期			9か月間	9か月間	
財務指標:								
基本的1株当たり利益	\$ 2.83	\$ 2.15	\$ 1.91	32%	48%	\$ 7.61	\$ 5.79	31%
希薄化後1株当たり利益	\$ 2.80	\$ 2.13	\$ 1.88	31%	49%	\$ 7.53	\$ 5.73	31%
平均普通株主資本利益率	18.0%	13.9%	13.1%			16.5%	13.5%	
平均有形普通株主資本利益率	23.5%	18.2%	17.5%			21.6%	18.2%	
普通株式1株当たり純資産	\$ 62.98	\$ 61.59	\$ 58.25			\$ 62.98	\$ 58.25	
普通株式1株当たり有形純資産	\$ 48.64	\$ 47.25	\$ 43.76			\$ 48.64	\$ 43.76	
財務比率:								
税引前利益率	33%	28%	27%			31%	28%	
純収益に占める人件費の比率	41%	43%	44%			42%	44%	
純収益に占める人件費以外の費用の比率	26%	28%	28%			27%	28%	
全社の費用効率性比率	67%	71%	72%			69%	72%	
実効税率	22.8%	22.7%	23.6%			22.2%	22.7%	
統計データ:								
期末流通普通株式数(単位:百万株)	1,591	1,598	1,612	—%	(1%)			
平均流通普通株式数(単位:百万株)								
基本的	1,571	1,577	1,588	—%	(1%)	1,577	1,594	(1%)
希薄化後	1,590	1,593	1,609	—%	(1%)	1,594	1,612	(1%)
全世界従業員数	82,398	80,393	80,205	2%	3%			

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、補足財務情報の 12-17 ページを参照。

四半期補足財務情報	ページ
連結財務概要	1
連結財務指標および比率ならびに統計データ	2
連結ベースおよび米国銀行の補足財務情報	3
連結平均普通株主資本および規制自己資本に関する情報	4
法人・機関投資家向け証券業務 損益計算書情報、財務指標および比率	5
ウェルス・マネジメント業務 損益計算書情報、財務指標および比率	6
ウェルス・マネジメント業務 財務情報および統計データ	7
投資運用業務 損益計算書情報、財務指標および比率	8
投資運用業務 財務情報および統計データ	9
連結ベースのローンおよび貸付コミットメント	10
連結ベースのローンおよび貸付コミットメントに係る信用損失引当金	11
米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義	12
業績指標および用語の定義	13 - 14
定量的情報・算定に関する補足資料	15 - 16
法的通知	17

連結財務概要

(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		9か月間			増減率
	2025年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2024年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 6月30日 からの 増減率	2024年 9月30日 からの 増減率	2025年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	2024年 9月30日 をもって 終了した 9か月間		
純収益									
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 8,523	\$ 7,643	\$ 6,815	12%	25%	\$ 25,149	\$ 20,813	21%	
ウェルス・マネジメント業務	8,234	7,764	7,270	6%	13%	23,325	20,942	11%	
投資運用業務	1,651	1,552	1,455	6%	13%	4,805	4,218	14%	
セグメント間消去	(184)	(167)	(157)	(10%)	(17%)	(524)	(435)	(20%)	
純収益 ⁽¹⁾	<u>\$ 18,224</u>	<u>\$ 16,792</u>	<u>\$ 15,383</u>	9%	18%	<u>\$ 52,755</u>	<u>\$ 45,538</u>	16%	
信用損失引当金繰入額	\$ -	\$ 196	\$ 79	*	*	\$ 331	\$ 149	122%	
非金利費用									
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 5,340	\$ 5,364	\$ 4,836	-%	10%	\$ 16,315	\$ 14,381	13%	
ウェルス・マネジメント業務	5,736	5,536	5,199	4%	10%	16,604	15,230	9%	
投資運用業務	1,287	1,229	1,195	5%	8%	3,795	3,495	9%	
セグメント間消去	(167)	(155)	(147)	(8%)	(14%)	(484)	(407)	(19%)	
非金利費用 ⁽¹⁾⁽²⁾	<u>\$ 12,196</u>	<u>\$ 11,974</u>	<u>\$ 11,083</u>	2%	10%	<u>\$ 36,230</u>	<u>\$ 32,699</u>	11%	
法人所得税計上前利益									
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 3,182	\$ 2,111	\$ 1,911	51%	67%	\$ 8,574	\$ 6,308	36%	
ウェルス・マネジメント業務	2,499	2,200	2,060	14%	21%	6,650	5,687	17%	
投資運用業務	364	323	260	13%	40%	1,010	723	40%	
セグメント間消去	(17)	(12)	(10)	(42%)	(70%)	(40)	(28)	(43%)	
法人所得税計上前利益	<u>\$ 6,028</u>	<u>\$ 4,622</u>	<u>\$ 4,221</u>	30%	43%	<u>\$ 16,194</u>	<u>\$ 12,690</u>	28%	
モルガン・スタンレーに帰属する純利益									
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 2,468	\$ 1,604	\$ 1,436	54%	72%	\$ 6,601	\$ 4,775	38%	
ウェルス・マネジメント業務	1,889	1,700	1,568	11%	20%	5,121	4,374	17%	
投資運用業務	266	245	192	9%	39%	773	549	41%	
セグメント間消去	(13)	(10)	(8)	(30%)	(63%)	(31)	(22)	(41%)	
モルガン・スタンレーに帰属する純利益	<u>\$ 4,610</u>	<u>\$ 3,539</u>	<u>\$ 3,188</u>	30%	45%	<u>\$ 12,464</u>	<u>\$ 9,676</u>	29%	
モルガン・スタンレーの普通株主に帰属する利益	<u>\$ 4,450</u>	<u>\$ 3,392</u>	<u>\$ 3,028</u>	31%	47%	<u>\$ 11,999</u>	<u>\$ 9,236</u>	30%	

注:

- 一繰延現金報酬制度(以下「DCP」という。)に係る時価評価損益を除く全社の純収益は、非 GAAP 財務指標であり、2025 年度第 3 四半期: 17,976 百万ドル、2025 年度第 2 四半期: 16,415 百万ドル、2024 年度第 3 四半期: 15,144 百万ドル、2025 年 9 月 30 日をもって終了した 9 か月間: 52,279 百万ドル、2024 年 9 月 30 日をもって終了した 9 か月間: 45,166 百万ドルであった。
- 一DCP を除く全社の報酬費用は、非 GAAP 財務指標であり、2025 年度第 3 四半期: 7,142 百万ドル、2025 年度第 2 四半期: 6,819 百万ドル、2024 年度第 3 四半期: 6,457 百万ドル、2025 年 9 月 30 日をもって終了した 9 か月間: 21,484 百万ドル、2024 年 9 月 30 日をもって終了した 9 か月間: 19,309 百万ドルであった。
- 一後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

連結財務指標および比率ならびに統計データ
(無監査)

	四半期			増減率		9か月間			増減率
	2025年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2024年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 6月30日 からの 増減率	2024年 9月30日 からの 増減率	2025年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	2024年 9月30日 をもって 終了した 9か月間		
財務指標:									
基本的1株当たり利益	\$ 2.83	\$ 2.15	\$ 1.91	32%	48%	\$ 7.61	\$ 5.79	31%	
希薄化後1株当たり利益	\$ 2.80	\$ 2.13	\$ 1.88	31%	49%	\$ 7.53	\$ 5.73	31%	
平均普通株主資本利益率	18.0%	13.9%	13.1%			16.5%	13.5%		
平均有形普通株主資本利益率	23.5%	18.2%	17.5%			21.6%	18.2%		
普通株式1株当たり純資産	\$ 62.98	\$ 61.59	\$ 58.25			\$ 62.98	\$ 58.25		
普通株式1株当たり有形純資産	\$ 48.64	\$ 47.25	\$ 43.76			\$ 48.64	\$ 43.76		
財務比率:									
税引前利益率	33%	28%	27%			31%	28%		
純収益に占める人件費の比率	41%	43%	44%			42%	44%		
純収益に占める人件費以外の費用の比率	26%	28%	28%			27%	28%		
全社の費用効率性比率 ⁽¹⁾	67%	71%	72%			69%	72%		
実効税率	22.8%	22.7%	23.6%			22.2%	22.7%		
統計データ:									
期末流通普通株式数(単位:百万株)	1,591	1,598	1,612	-%	(1%)				
平均流通普通株式数(単位:百万株)									
基本的	1,571	1,577	1,588	-%	(1%)	1,577	1,594	(1%)	
希薄化後	1,590	1,593	1,609	-%	(1%)	1,594	1,612	(1%)	
全世界従業員数	82,398	80,393	80,205	2%	3%				

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

連結ベースおよび米国銀行の補足財務情報
(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		9か月間			増減率
	2025年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2024年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 6月30日 からの 増減率	2024年 9月30日 からの 増減率	2025年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	2024年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	増減率	
連結貸借対照表									
資産合計	\$ 1,364,806	\$ 1,353,870	\$ 1,258,027	1%	8%				
ローン ⁽¹⁾	\$ 277,307	\$ 267,395	\$ 239,760	4%	16%				
預金	\$ 405,480	\$ 389,377	\$ 363,722	4%	11%				
長期債務残高	\$ 324,128	\$ 320,127	\$ 291,224	1%	11%				
長期債務残高の満期到来分 (今後12か月以内)	\$ 25,439	\$ 23,784	\$ 25,097	7%	1%				
平均流動性資金	\$ 368,090	\$ 363,389	\$ 342,620	1%	7%				
普通株主資本	\$ 100,212	\$ 98,434	\$ 93,897	2%	7%				
控除: のれんおよび無形資産	(22,820)	(22,917)	(23,354)	-%	(2%)				
有形普通株主資本	\$ 77,392	\$ 75,517	\$ 70,543	2%	10%				
優先株主資本	\$ 9,750	\$ 9,750	\$ 9,750	-%	-%				
米国銀行の補足財務情報									
資産合計	\$ 471,733	\$ 450,798	\$ 420,923	5%	12%				
ローン	\$ 263,296	\$ 252,242	\$ 224,276	4%	17%				
投資有価証券ポートフォリオ ⁽²⁾	\$ 132,627	\$ 131,802	\$ 124,551	1%	6%				
預金	\$ 397,927	\$ 382,580	\$ 357,548	4%	11%				
地域別収益									
米州	\$ 13,663	\$ 12,347	\$ 11,557	11%	18%	\$ 39,113	\$ 34,392	14%	
EMEA (欧州、中東、アフリカ)	1,939	2,142	1,828	(9%)	6%	6,372	5,525	15%	
アジア	2,622	2,303	1,998	14%	31%	7,270	5,621	29%	
連結純収益	\$ 18,224	\$ 16,792	\$ 15,383	9%	18%	\$ 52,755	\$ 45,538	16%	

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

連結平均普通株主資本および規制自己資本に関する情報
(無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率		9か月間		増減率
	2025年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	
	9月30日	6月30日	9月30日	6月30日	9月30日	9月30日	9月30日	
	をもって	をもって	をもって	からの	からの	をもって	をもって	
	終了した	終了した	終了した	増減率	増減率	終了した	終了した	
	四半期	四半期	四半期			9か月間	9か月間	
平均普通株主資本								
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 48.4	\$ 48.4	\$ 45.0	—%	8%	\$ 48.4	\$ 45.0	8%
ウェルス・マネジメント業務	29.4	29.4	29.1	—%	1%	29.4	29.1	1%
投資運用業務	10.6	10.6	10.8	—%	(2%)	10.6	10.8	(2%)
親会社	10.3	9.1	7.8	13%	32%	8.7	6.1	43%
全社	\$ 98.7	\$ 97.5	\$ 92.7	1%	6%	\$ 97.1	\$ 91.0	7%
規制自己資本								
普通株式等 Tier 1 自己資本	\$ 81.3	\$ 78.7	\$ 73.9	3%	10%			
Tier 1 自己資本	\$ 90.9	\$ 88.4	\$ 83.7	3%	9%			
標準的手法								
リスク加重資産	\$ 536.0	\$ 523.3	\$ 490.3	2%	9%			
普通株式等 Tier 1 自己資本比率	15.2%	15.0%	15.1%					
Tier 1 自己資本比率	17.0%	16.9%	17.1%					
先進的手法								
リスク加重資産	\$ 516.3	\$ 502.6	\$ 495.0	3%	4%			
普通株式等 Tier 1 自己資本比率	15.7%	15.7%	14.9%					
Tier 1 自己資本比率	17.6%	17.6%	16.9%					
レバレッジ・ベース自己資本								
Tier 1 レバレッジ比率	6.8%	6.8%	6.9%					
補完的レバレッジ比率	5.5%	5.5%	5.5%					

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー

法人・機関投資家向け証券業務

損益計算書情報、財務指標および比率

(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		9か月間			増減率
	2025年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2024年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 6月30日 からの 増減率	2024年 9月30日 からの 増減率	2025年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	2024年 9月30日 をもって 終了した 9か月間		
収益:									
アドバイザリー業務	\$ 684	\$ 508	\$ 546	35%	25%	\$ 1,755	\$ 1,599	10%	
株式	652	500	362	30%	80%	1,471	1,144	29%	
債券	772	532	555	45%	39%	1,981	1,786	11%	
引受業務	1,424	1,032	917	38%	55%	3,452	2,930	18%	
投資銀行業務	2,108	1,540	1,463	37%	44%	5,207	4,529	15%	
株式	4,116	3,721	3,045	11%	35%	11,965	8,905	34%	
債券	2,169	2,180	2,003	(1%)	8%	6,953	6,487	7%	
その他	130	202	304	(36%)	(57%)	1,024	892	15%	
純収益	8,523	7,643	6,815	12%	25%	25,149	20,813	21%	
信用損失引当金繰入額	1	168	68	(99%)	(99%)	260	124	110%	
人件費	2,422	2,430	2,271	-%	7%	7,706	6,905	12%	
人件費以外の費用	2,918	2,934	2,565	(1%)	14%	8,609	7,476	15%	
非金利費用合計	5,340	5,364	4,836	-%	10%	16,315	14,381	13%	
法人所得税計上前利益	3,182	2,111	1,911	51%	67%	8,574	6,308	36%	
モルガン・スタンレーに帰属する純利益	\$ 2,468	\$ 1,604	\$ 1,436	54%	72%	\$ 6,601	\$ 4,775	38%	
税引前利益率	37%	28%	28%			34%	30%		
純収益に占める人件費の比率	28%	32%	33%			31%	33%		
純収益に占める人件費以外の費用の比率	34%	38%	38%			34%	36%		
平均普通株主資本利益率	19%	12%	12%			17%	13%		
平均有形普通株主資本利益率 ⁽¹⁾	20%	12%	12%			17%	13%		
トレーディングの VaR (95%/保有期間 1 日の日次平均 VaR)	\$ 59	\$ 50	\$ 46						

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー

ウェルス・マネジメント業務

損益計算書情報、財務指標および比率

(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		9か月間			増減率
	2025年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年		
	9月30日	6月30日	9月30日	6月30日	9月30日	9月30日	9月30日		
	をもって	をもって	をもって	からの	からの	をもって	をもって		
	終了した	終了した	終了した	増減率	増減率	終了した	終了した	増減率	
	四半期	四半期	四半期			9か月間	9か月間		
収益:									
資産運用手数料収益	\$ 4,789	\$ 4,411	\$ 4,266	9%	12%	\$ 13,596	\$ 12,084	13%	
取引収益	1,308	1,264	1,076	3%	22%	3,445	2,891	19%	
純利息収益	1,991	1,910	1,774	4%	12%	5,803	5,428	7%	
その他	146	179	154	(18%)	(5%)	481	539	(11%)	
純収益 ⁽¹⁾	8,234	7,764	7,270	6%	13%	23,325	20,942	11%	
信用損失引当金繰入額	(1)	28	11	*	*	71	25	184%	
人件費 ⁽¹⁾	4,388	4,147	3,868	6%	13%	12,534	11,257	11%	
人件費以外の費用	1,348	1,389	1,331	(3%)	1%	4,070	3,973	2%	
非金利費用合計	5,736	5,536	5,199	4%	10%	16,604	15,230	9%	
法人所得税計上前利益	2,499	2,200	2,060	14%	21%	6,650	5,687	17%	
モルガン・スタンレーに帰属する純利益	\$ 1,889	\$ 1,700	\$ 1,568	11%	20%	\$ 5,121	\$ 4,374	17%	
税引前利益率	30%	28%	28%			29%	27%		
純収益に占める人件費の比率	53%	53%	53%			54%	54%		
純収益に占める人件費以外の費用の比率	16%	18%	18%			17%	19%		
平均普通株主資本利益率	25%	23%	21%			23%	19%		
平均有形普通株主資本利益率 ⁽²⁾	45%	41%	39%			41%	37%		

注:

- DCPを除くウェルス・マネジメント業務の純収益は、非GAAP財務指標であり、2025年度第3四半期: 8,028百万ドル、2025年度第2四半期: 7,470百万ドル、2024年度第3四半期: 7,100百万ドル、2025年9月30日をもって終了した9か月間: 22,956百万ドル、2024年9月30日をもって終了した9か月間: 20,677百万ドルであった。
- DCPを除くウェルス・マネジメント業務の報酬費用は、非GAAP財務指標であり、2025年度第3四半期: 4,166百万ドル、2025年度第2四半期: 3,883百万ドル、2024年度第3四半期: 3,684百万ドル、2025年9月30日をもって終了した9か月間: 12,065百万ドル、2024年9月30日をもって終了した9か月間: 10,884百万ドルであった。
- 後注は本情報の不可欠な一部である。米国GAAP指標と非GAAP指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17ページを参照。

モルガン・スタンレー

ウェルス・マネジメント業務
財務情報および統計データ
(無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率	
	2025年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2024年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 6月30日 からの 増減率	2024年 9月30日 からの 増減率
ウェルス・マネジメント業務の指標					
顧客資産合計	\$ 7,054	\$ 6,492	\$ 5,974	9%	18%
純新規資産	\$ 81.0	\$ 59.2	\$ 63.9	37%	27%
米国銀行のローン	\$ 173.9	\$ 168.9	\$ 155.2	3%	12%
信用取引その他の貸付 ⁽¹⁾	\$ 27.9	\$ 25.9	\$ 25.7	8%	9%
預金 ⁽²⁾	\$ 398	\$ 383	\$ 358	4%	11%
預金の年率加重平均コスト					
期末	2.72%	2.83%	2.99%		
期中平均	2.88%	2.81%	3.19%		
アドバイザー主導チャネル					
アドバイザー主導顧客資産	\$ 5,414	\$ 5,043	\$ 4,647	7%	17%
手数料ベースの顧客資産	\$ 2,653	\$ 2,478	\$ 2,302	7%	15%
手数料ベース資産の流出入	\$ 41.9	\$ 42.8	\$ 35.7	(2%)	17%
アドバイザー主導顧客資産に占める 手数料ベース資産の割合	49%	49%	50%		
自己主導チャネル					
自己主導顧客資産	\$ 1,639	\$ 1,449	\$ 1,327	13%	24%
日次平均収益取引(単位:千)	1,012	983	815	3%	24%
自己主導世帯数(単位:百万)	8.4	8.4	8.2	-%	2%
勤務先チャネル					
株式報酬制度の権利未確定資産	\$ 534	\$ 491	\$ 461	9%	16%
株式報酬制度加入者数(百万人) ⁽³⁾	6.6	6.7	6.7	(1%)	(1%)

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー

投資運用業務

損益計算書情報、財務指標および比率
(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		9 か月間		増減率
	2025 年 9 月 30 日 をもって 終了した 四半期	2025 年 6 月 30 日 をもって 終了した 四半期	2024 年 9 月 30 日 をもって 終了した 四半期	2025 年 6 月 30 日 からの 増減率	2024 年 9 月 30 日 からの 増減率	2025 年 9 月 30 日 をもって 終了した 9 か月間	2024 年 9 月 30 日 をもって 終了した 9 か月間	
収益:								
資産運用および関連手数料	\$ 1,534	\$ 1,434	\$ 1,384	7%	11%	\$ 4,419	\$ 4,072	9%
実績収益およびその他	117	118	71	(1%)	65%	386	146	164%
純収益	1,651	1,552	1,455	6%	13%	4,805	4,218	14%
人件費	632	613	594	3%	6%	1,913	1,727	11%
人件費以外の費用	655	616	601	6%	9%	1,882	1,768	6%
非金利費用合計	1,287	1,229	1,195	5%	8%	3,795	3,495	9%
法人所得税計上前利益	364	323	260	13%	40%	1,010	723	40%
モルガン・スタンレーに帰属する純利益	\$ 266	\$ 245	\$ 192	9%	39%	\$ 773	\$ 549	41%
税引前利益率	22%	21%	18%			21%	17%	
純収益に占める人件費の比率	38%	39%	41%			40%	41%	
純収益に占める人件費以外の費用の比率	40%	40%	41%			39%	42%	
平均普通株主資本利益率	10%	9%	7%			10%	7%	
平均有形普通株主資本利益率 ⁽¹⁾	105%	97%	68%			102%	65%	

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー

投資運用業務

財務情報および統計データ

(無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率		9か月間		
	2025年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	増減率
	9月30日	6月30日	9月30日	6月30日	9月30日	9月30日	9月30日	
	をもって	をもって	をもって	からの	からの	をもって	をもって	
	終了した	終了した	終了した	増減率	増減率	終了した	終了した	
	四半期	四半期	四半期			9か月間	9か月間	
運用・管理資産 (AUM)								
資産クラス別の純流出入								
株式	\$ (6.1)	\$ (2.8)	\$ (5.6)	(118%)	(9%)	\$ (13.6)	\$ (20.3)	33%
債券	8.4	6.8	4.4	24%	91%	18.2	8.2	122%
オルタナティブおよびソリューション	14.2	6.8	8.5	109%	67%	28.1	25.8	9%
長期純流出入	16.5	10.8	7.3	53%	126%	32.7	13.7	139%
流動性およびオーバーレイ・サービス	24.8	(27.3)	9.3	*	167%	(21.5)	(2.3)	*
純流出入合計	\$ 41.3	\$ (16.5)	\$ 16.6	*	149%	\$ 11.2	\$ 11.4	(2%)
資産クラス別の運用・管理資産								
株式	\$ 329	\$ 327	\$ 316	1%	4%			
債券	224	212	188	6%	19%			
オルタナティブおよびソリューション	683	636	591	7%	16%			
長期運用・管理資産	1,236	1,175	1,095	5%	13%			
流動性およびオーバーレイ・サービス	571	538	503	6%	14%			
運用・管理資産合計	\$ 1,807	\$ 1,713	\$ 1,598	5%	13%			

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

連結ベースのローンおよび貸付コミットメント
(無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率	
	2025年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2024年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 6月30日 からの 増減率	2024年 9月30日 からの 増減率
法人・機関投資家向け証券業務					
ローン:					
企業向け	\$ 15.9	\$ 15.1	\$ 15.2	5%	5%
担保付貸付枠	66.1	62.4	49.2	6%	34%
商業用および住宅用不動産	12.2	12.1	11.8	1%	3%
有価証券に基づく貸付およびその他	9.2	8.8	7.8	5%	18%
ローン合計	103.4	98.4	84.0	5%	23%
貸付コミットメント	183.7	165.4	151.9	11%	21%
法人・機関投資家向け証券業務のローンおよび 貸付コミットメント	\$ 287.1	\$ 263.8	\$ 235.9	9%	22%
ウェルス・マネジメント業務					
ローン:					
有価証券に基づく貸付およびその他	\$ 103.1	\$ 99.8	\$ 90.4	3%	14%
住宅用不動産	70.8	69.1	64.9	2%	9%
ローン合計	173.9	168.9	155.3	3%	12%
貸付コミットメント	18.4	19.5	18.4	(6%)	-%
ウェルス・マネジメント業務のローンおよび貸付 コミットメント	\$ 192.3	\$ 188.4	\$ 173.7	2%	11%
連結ベースのローンおよび貸付コミットメント⁽¹⁾	\$ 479.4	\$ 452.2	\$ 409.6	6%	17%

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー

連結ベースのローンおよび貸付コミットメント
2025年9月30日現在の信用損失引当金(ACL)
(無監査、単位:百万ドル)

	ローンおよび 貸付コミット メント (総額)	信用損失 引当金 ⁽¹⁾	信用損失引当金 %	第3四半期 引当金繰入額
ローン:				
投資目的保有(HFI)				
企業向け	\$ 7,839	\$ 239	3.0%	\$ (22)
担保付貸付枠	63,610	200	0.3%	25
商業用および住宅用不動産	7,853	364	4.6%	3
その他	3,486	19	0.5%	(1)
法人・機関投資家向け証券業務 - 投資目的保有	\$ 82,788	\$ 822	1.0%	\$ 5
ウェルス・マネジメント - 投資目的保有	174,288	391	0.2%	1
投資目的保有	\$ 257,076	\$ 1,213	0.5%	\$ 6
売却目的保有	11,433			
公正価値	9,962			
ローン合計	278,471	1,213		6
貸付コミットメント	202,141	784	0.4%	(6)
連結ベースのローンおよび貸付コミットメント	\$ 480,612	\$ 1,997		\$ -

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

後注

米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義

- (a) 当社は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国 GAAP」という。）を適用して連結財務諸表を作成している。当社は、本書において、また、決算リリース、決算およびその他の電話会議、財務情報の表示、最終委任状説明書、ならびにその他の公的開示において、一定の「非 GAAP 財務指標」を開示する場合がある。「非 GAAP 財務指標」とは、米国 GAAP に準拠して算定および表示された最も直接的に比較可能な指標から金額を除外または算入調整したものである。当社は、当社が開示する非 GAAP 財務指標は、当社の財政状態、経営成績および自己資本の透明性を一層高めるため、またその評価や比較を行う代替的な手段を提供するため、当社、投資家、アナリスト、およびその他の利害関係者にとって有益であると考えている。これらの指標は米国 GAAP に準拠したものまたは米国 GAAP に代替するものではなく、他社が使用している非 GAAP 財務指標と異なる場合や整合しない場合がある。当社が非 GAAP 財務指標に言及する場合は、当社は通常、それを定義するか、米国 GAAP に準拠して算定および表示された最も直接的に比較可能な財務指標を提示するとともに、米国 GAAP 財務指標と非 GAAP 財務指標との差異の調整も提示している。当社は、DCP 投資に係る時価評価損益の影響を純収益および報酬費用から除外した一定の非 GAAP 財務指標を表示している。DCP の影響は主に、ウェルス・マネジメント業務セグメントの業績に反映されている。これらの指標により、特にウェルス・マネジメント業務セグメントにおける、基礎となる業績および収益の趨勢の期間毎の比較可能性を高めることができる。これらの項目の影響を除外することで、当社は、事業の推進要因、ならびにそれに伴う純収益への影響および関連する報酬費用の対応する変動をより明確に説明することができる。詳細については、2024 年度様式 10-K の「経営者による財政状態および経営成績の検討および分析—エグゼクティブ・サマリー」を参照。
- (b) 以下は、非 GAAP 財務指標とみなされている。
- 有形普通株主資本は、のれんおよび無形資産（算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後）を除外した普通株主資本を表している。加えて、当社は、平均有形普通株主資本利益率（以下「ROTCE」という。）および普通株式 1 株当たり有形純資産（これらも非 GAAP 財務指標である。）等の有形普通株主資本を利用した一定の比率は、期間毎の事業の業績および自己資本の評価にそれぞれ有益であると考えている。
 - ROTCE は、モルガン・スタンレーの普通株主に帰属する年換算した利益の、平均有形普通株主資本に対する比率を表している。
 - 普通株式 1 株当たり有形純資産は、有形普通株主資本を流通普通株式数で除したものを表している。
 - セグメントの平均普通株主資本利益率および平均有形普通株主資本利益率は、セグメント別のモルガン・スタンレーに帰属する純利益（各セグメントへの優先配当金の配分額を控除後）を、それぞれ各セグメントに配分された平均普通株主資本および平均有形普通株主資本に対する比率として年率換算したものである。事業セグメントに配分される資本の金額は、通常は各年度の期首に決定され、重要な事業上の変更（例えば、事業の取得または処分）が生じた場合を除き、次の年次改定時まで当該年度を通じて固定される。
 - 純収益（DCP を除く）は、一定の従業員繰延現金報酬制度に関連した経済的ヘッジに係る時価評価損益の影響について調整後の純収益を表している。
 - 報酬費用（DCP を除く）は、投資パフォーマンスに連動した一定の従業員繰延現金報酬制度に関連した影響について調整後の報酬を表している。

後注

業績指標および用語の定義

当社の決算リリース、決算電話会議、財務情報の表示およびその他のコミュニケーションには、当社の財政状態および経営成績の透明性を高め、またその評価を行う代替的な手段を提供することから当社、投資家、アナリストおよびその他利害関係者にとって有用であると当社が考える一定の指標も含まれる場合がある。

1 ページ：

- (a) 信用損失引当金繰入額は、投資目的保有のローンおよび未実行貸付コミットメントに対する信用損失引当金繰入額を示している。
- (b) モルガン・スタンレーに帰属する純利益は、純利益から償還不能非支配持分に帰属する純利益を控除した金額である。
- (c) モルガン・スタンレーの普通株主に帰属する利益は、モルガン・スタンレーに帰属する純利益から優先配当金を控除した金額である。

2 ページ：

- (a) 平均普通株主資本利益率は、モルガン・スタンレーの普通株主に帰属する年換算した利益の、平均普通株主資本に対する比率を表している。
- (b) 平均有形普通株主資本利益率は、非 GAAP 財務指標である。
- (c) 普通株式 1 株当たり純資産は、普通株主資本を期末流通普通株式数で除したものを表している。
- (d) 普通株式 1 株当たり有形純資産は、非 GAAP 財務指標である。
- (e) 税引前利益率は、純収益に対する法人所得税計上前利益の比率を表している。
- (f) 全社の費用効率性比率は、純収益に対する非金利費用合計の比率を表している。

3 ページ：

- (a) 親会社およびその主要な事業子会社が主に保有する流動性資金は、適格流動資産（以下「HQLA」という。）および銀行預け金から構成されている。当社は、流動性資金の合計金額を、無担保債務の満期プロファイル、貸借対照表の規模および構成、偶発的なキャッシュ・アウトフローを含むストレス環境下での資金需要、法人、地域およびセグメントごとの流動性要件、規制上の要求事項ならびに担保要件といった要素を考慮したうえで、積極的に管理している。平均流動性資金は、2025 年 9 月 30 日、2025 年 6 月 30 日および 2024 年 9 月 30 日をもって終了した 3 か月間の平均日次残高を表している。
- (b) 当社の有形普通株主資本の計算に使用されるのれんおよび無形資産の残高は、算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後のものである。
- (c) 有形普通株主資本は、非 GAAP 財務指標である。
- (d) 米国銀行は、当社の米国銀行子会社であるモルガン・スタンレー・バンク・エヌ・エイおよびモルガン・スタンレー・プライベート・バンク・ナショナル・アソシエーションを指しており、銀行子会社間の取引ならびに親会社および関係会社からの預金は除いている。
- (e) 当社全体の地域別収益は、当社の管理ベースの連結純収益を反映している。純収益の地域別の分析方法の詳細については、当社の 2024 年度様式 10-K に記載する連結財務諸表に対する注記 22 に開示している。

4 ページ：

- (a) 当社による平均普通株主資本の事業セグメントへの配分は、社内の自己資本の測定尺度である所要自己資本の枠組みに基づいている。この枠組みは、リスク・ベースおよびレバレッジ・ベースの自己資本の測定尺度であり、該当する場合、ある時点でストレス事象による潜在的損失を負担した後に当社が継続企業資本の金額を維持することを確保するため、当社の規制上の自己資本と比較される。事業セグメントに配分される資本の金額は、通常は各年度の期首に決定され、重要な事業上の変更（例えば、事業の取得または処分）が生じた場合を除き、次の年次改定時まで当該年度を通じて固定される。当社は、平均普通株主資本の合計と、事業セグメントに配分された平均普通株主資本の合計との差額を親会社普通株主資本と定義している。所要自己資本の枠組みは、当社の自己資本の規制上の要求事項に基づいている。当社は、変化する規制上の要求事項による影響について、必要に応じて、所要自己資本の枠組みの評価を続けている。当該枠組みの詳細については、当社の 2024 年度様式 10-K の「経営者による財政状態および経営成績の検討および分析—流動性および資本の源泉—規制上の要求事項」を参照。
- (b) 当社のリスク・ベース自己資本比率は、(i) 信用リスクおよび市場リスクのリスク加重資産（以下「RWA」という。）を計算する標準的手法（以下「標準的手法」という。）および(ii) 信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクの RWA の計算に適用される先進的手法（以下「先進的手法」という。）の各手法に基づき計算されている。規制自己資本および比率の計算ならびに関連する規制上の要求事項の詳細については、当社の 2024 年度様式 10-K の「経営者による財政状態および経営成績の検討および分析—流動性および資本の源泉—規制上の要求事項」を参照。
- (c) 補完的レバレッジ比率は、Tier1 自己資本を、補完的レバレッジ・エクスポージャー全額で除したものに相当する。

5 ページ：

- (a) 法人・機関投資家向け証券業務の株式および債券の純収益には、トレーディング、純利息収益（受取利息から支払利息を差し引いた金額）、資産運用業務、委託手数料、投資およびこれらの事業に直接起因するその他の収益が含まれている。
- (b) 税引前利益率は、純収益に対する法人所得税計上前利益の比率を表している。
- (c) VaR は、過去に観測された市場リスク要因の動向に基づいて、ポートフォリオを 1 日保有した場合に、5%の頻度（すなわち、100 取引日につき 5 回）で超えたであろう、ポートフォリオの価額における未実現損失を表す。VaR の計算方法および当社の VaR の手法の限界に関する詳細については、当社の 2024 年度様式 10-K の「リスクに関する定量的および定性的情報の開示」に開示している。

6 ページ：

- (a) ウェルス・マネジメント・セグメントの取引収益には、投資銀行業務、トレーディングおよび委託手数料による収益が含まれている。
- (b) 純利息収益は、受取利息から支払利息を差し引いた金額である。
- (c) ウェルス・マネジメント・セグメントのその他の収益には、投資およびその他の収益が含まれている。
- (d) 税引前利益率は、純収益に対する法人所得税計上前利益の比率を表している。

後注

業績指標および用語の定義

当社の決算リリース、決算電話会議、財務情報の表示およびその他のコミュニケーションには、当社の財政状態および経営成績の透明性を高め、またその評価を行う代替的な手段を提供することから当社、投資家、アナリストおよびその他利害関係者にとって有用であると当社が考える一定の指標も含まれる場合がある。

7 ページ :

- (a) 顧客資産は、ウェルス・マネジメント業務がサービスを提供している資産を表しており、当該サービスにはファイナンシャル・アドバイザー主導型の仲介、保管、事務管理および投資アドバイザー・サービス、自己主導型の仲介および投資アドバイザー・サービス、ファイナンシャル・プランニングおよびウェルス・プランニングのサービス、ならびにストック・プランの管理を含む職場サービスおよび退職制度サービスが含まれる。
- (b) 純新規資産は、顧客資産の流入額（利息、配当、および資産の取得を含む）から顧客資産の流出額を差し引いたものであり、企業結合/事業分離による影響および委託手数料の影響を除外している。
- (c) 信用取引その他の貸付は、信用取引貸付契約（適格有価証券の価額を担保に顧客が借入を行うことを可能とする契約）、およびその他の貸付（非銀行事業体に係る目的自由型の有価証券担保貸付を含む）を表している。
- (d) 預金は、ウェルス・マネジメント業務の顧客預金および米国銀行子会社に係るその他の資金源を源泉とする債務を反映している。預金には、スイープ預金プログラム、貯蓄およびその他の預金ならびに定期預金が含まれている。
- (e) 預金の年率加重平均コストは、さまざまな預金商品の年率加重平均コストの合計を表している。2025年9月30日および2025年6月30日現在の数値には関連するヘッジ・デリバティブの影響が含まれている。2024年9月30日現在の数値は、関連するヘッジ・デリバティブの影響（預金コストに重要な影響を及ぼさなかった）を除外している。期末の預金コストは2025年9月30日、2025年6月30日および2024年9月30日現在の残高および金利に基づいている。期中平均は、当該期間の日次残高と金利に基づいている。
- (f) アドバイザー主導顧客資産は、ウェルス・マネジメント業務の営業員を割り当てている口座内の顧客資産を表している。
- (g) 手数料ベースの顧客資産は、サービスに対する支払が顧客口座の資産により計算される手数料を基礎とする場合の当該資産の金額を表している。
- (h) 手数料ベース資産の流入には、新規の手数料ベース資産（純額）（資産の取得を含む。）口座振替額（純額）、配当、利息および顧客手数料が含まれるが、法人・機関投資家向けの現金管理関連活動は除かれている。手数料ベース資産の流入には含まれる流入額および流出額の説明については、2024年度様式10-Kの「手数料ベースの顧客資産」を参照。
- (i) 自己主導顧客資産は、稼働口座のうちアドバイザー主導ではないものを示している。稼働口座は25ドル以上の資産がある口座と定義されている。
- (j) 日次平均収益取引（DARTs）は、一定期間における自己主導取引件数の合計を、当該期間中の取引日の日数で除したものに相当する。
- (k) 自己主導世帯数は、自己主導資産がある稼働口座を1口座以上保有する世帯数の合計である。当社のウェルス・マネジメント業務のチャネルの1つ以上に関与する個人世帯または加入者は、それぞれのチャネルの件数に含められている。
- (l) 勤務先チャネルの資産には、企業ならびにその管理職および従業員を対象とした株式報酬ソリューションが含まれている。株式報酬制度の権利未確定資産は、期末現在の公開企業有価証券の市場価額を反映している。
- (m) 株式報酬制度加入者数は、勤務先チャネルにおいて、権利確定済および/または権利未確定の株式報酬制度資産を有する口座の合計を表している。複数の制度に口座を持つ個人については、各制度において加入者として数えられている。

8 ページ :

- (a) 資産運用および関連手数料は、資産運用および事務管理手数料、販売手数料ならびに成功報酬の形式によらない実績に基づく報酬を反映している。資産運用および関連手数料は、当社の連結損益計算書に報告されている資産運用業務を反映している。
- (b) 実績収益およびその他には、成功報酬の形式による実績に基づく報酬、投資損益、シード資金および一定の従業員繰延報酬制度に係るヘッジ損益、純利息ならびにその他の収益が含まれている。実績収益およびその他は、当社の連結損益計算書に報告されている投資、投資銀行業務、トレーディング、純利息およびその他の収益を反映している。
- (c) 税引前利益率は、純収益に対する法人所得税計上前利益の比率を表している。

9 ページ :

- (a) 投資運用業務のオルタナティブおよびソリューションの資産クラスには、ファンド・オブ・ファンズ、不動産、プライベート・エクイティ、クレジット・ストラテジーズ、マルチ・アセット・ポートフォリオならびに分別勘定ポートフォリオにおける商品が含まれている。
- (b) 投資運用業務の純流出入には、新規の契約、投資または再投資（顧客による償還、資金投資期間後の資本払戻および再投資されていない分配金を控除後）が含まれており、約定期間から資本投資期間への資金の移行の影響は除かれる。
- (c) オーバーレイ・サービスは、パッシブ・エクスポージャー商品を使用して、ファンドの基礎となる保有商品によって提供されるエクスポージャーを上回る特定のポートフォリオのエクスポージャーを取得、相殺または代替する投資戦略を反映している。
- (d) 少数株主の資産持分は、運用・管理資産合計から除外されている。少数株主の資産持分は、当社が投資を有し持分法で会計処理している第三者資産運用会社によって運用される資産に対する投資運用事業セグメントの比例持分を表している。

10 ページおよび 11 ページ :

- (a) 企業向けローンにはリレーションシップ・ローンおよびイベント・ドリブン・ローンが含まれており、これらは一般的にリボルビング与信枠、ターム・ローンおよびブリッジ・ローンからなる。
- (b) 担保付貸付枠には、顧客に提供したローンが含まれており、これらは主に、住宅用不動産、商業用不動産、企業資産および金融資産を含む様々な資産を担保とするローンにより担保されている。
- (c) 有価証券に基づく貸付およびその他には、セールス&トレーディング顧客への融資および流通市場で購入した企業向けローンが含まれている。
- (d) 法人・機関投資家向け証券業務の貸付コミットメントには、主に企業向け貸付業務が含まれている。

後注

定量的情報・算定に関する補足資料

1 ページ:

(1) 以下は、DCP に関連した投資に係る時価評価損益の純収益への影響および DCP に関連した報酬費用への影響を示している。

	2025 年度 第 3 四半期	2025 年度 第 2 四半期	2024 年度 第 3 四半期	2025 年 9 月 30 日をもって 終了した 9 か月間	2024 年 9 月 30 日をもって 終了した 9 か月間
純収益	\$ 18,224	\$ 16,792	\$ 15,383	\$ 52,755	\$ 45,538
DCP に係る時価評価に関する調整	(248)	(377)	(239)	(476)	(372)
調整後の純収益—非 GAAP	\$ 17,976	\$ 16,415	\$ 15,144	\$ 52,279	\$ 45,166
報酬費用	\$ 7,442	\$ 7,190	\$ 6,733	\$ 22,153	\$ 19,889
DCP に係る時価評価に関する調整	(300)	(371)	(276)	(669)	(580)
調整後の報酬費用—非 GAAP	\$ 7,142	\$ 6,819	\$ 6,457	\$ 21,484	\$ 19,309

- 繰延現金報酬制度の報奨に関する報酬費用は、従業員が選択した参照投資の公正価値における変動につき調整した、付与された報奨の想定元本に基づき算定される。報酬費用は、繰り延べられた報奨の個別の各権利確定部分に関連する権利確定期間にわたり認識される。上表には、非 GAAP 指標である調整後の報酬費用が表示されている。これは、一定の繰延現金報酬制度に関連して報酬費用に認識された金額を除外したものである。
- 当社は、繰延現金報酬制度による一定の債務を経済的にヘッジするために、金融商品およびその他の投資に自己勘定取引として直接投資している。これらの投資の公正価値の変動（金融費用控除後）は、純収益に計上され、ウェルス・マネジメント事業セグメントの取引収益に含まれる。通常、参照投資の公正価値の変動から生じる報酬費用の変動は、純収益に認識される投資の公正価値の変動と相殺されるが、当社の投資に係る損益の即時的認識と、関連する報酬費用の権利確定期間にわたる繰延認識との間には、一般的に期間的な差異が生じる場合がある。この期間的な差異は、いずれの個々の期間においても当社の法人所得税計上前利益にとって重要ではないものの、純収益および報酬費用に対して潜在的に重要な影響を及ぼすことから、ウェルス・マネジメント事業セグメントの特定の期間における報告比率および営業指標に影響を与える可能性がある。上表には、非 GAAP 指標である調整後の純収益が表示されている。これは、一定の繰延現金報酬制度に関連した投資に係る時価評価損益（金融費用控除後）に関連して純収益に認識された金額を除外したものである。

(2) 当社の費用別の非金利費用は以下のとおりである。

	2025 年度 第 3 四半期	2025 年度 第 2 四半期	2024 年度 第 3 四半期	2025 年 9 月 30 日をもって 終了した 9 か月間	2024 年 9 月 30 日をもって 終了した 9 か月間
人件費	\$ 7,442	\$ 7,190	\$ 6,733	\$ 22,153	\$ 19,889
人件費以外の費用:					
仲介、決済および取引手数料	1,141	1,188	1,044	3,551	2,960
情報処理および通信費	1,119	1,089	1,042	3,258	3,029
専門家役務報酬	685	711	711	2,070	2,103
事務所設備関連費用	473	459	473	1,381	1,378
マーケティングおよび事業開拓費	280	297	224	815	686
その他	1,056	1,040	856	3,002	2,654
人件費以外の費用合計 ^(a)	4,754	4,784	4,350	14,077	12,810
非金利費用合計	\$ 12,196	\$ 11,974	\$ 11,083	\$ 36,230	\$ 32,699

- (a) 2025 年 9 月 30 日、2025 年 6 月 30 日および 2024 年 9 月 30 日をもって終了した四半期、ならびに 2025 年および 2024 年 9 月 30 日をもって終了した 9 か月間において、全社の業績には、FDIC の特別賦課金がそれぞれ (8) 百万ドル、(3) 百万ドル、(10) 百万ドル、(8) 百万ドルおよび 40 百万ドル含まれている。当該 FDIC の特別賦課金は、各事業セグメントの業績に以下のように報告されている：法人・機関投資家向け証券業務：2025 年度第 3 四半期：(3) 百万ドル、2025 年度第 2 四半期：(1) 百万ドル、2024 年度第 3 四半期：(4) 百万ドル、2025 年 9 月 30 日をもって終了した 9 か月間：(3) 百万ドル、2024 年 9 月 30 日をもって終了した 9 か月間：17 百万ドル、ウェルス・マネジメント業務：2025 年度第 3 四半期：(5) 百万ドル、2025 年度第 2 四半期：(2) 百万ドル、2024 年度第 3 四半期：(6) 百万ドル、2025 年 9 月 30 日をもって終了した 9 か月間：(5) 百万ドル、2024 年 9 月 30 日をもって終了した 9 か月間：23 百万ドル。

2 ページ:

(1) 上記の後注 1 ページ (2) を参照。

3 ページ:

- (1) 投資目的保有ローン（引当金控除後）および売却目的保有ローンに加え、貸借対照表上トレーディング資産に含まれる公正価値で測定するローンが含まれている。
- (2) 2025 年 9 月 30 日、2025 年 6 月 30 日および 2024 年 9 月 30 日現在の米国銀行の投資有価証券ポートフォリオには、満期保有目的の投資有価証券がそれぞれ 452 億ドル、461 億ドルおよび 488 億ドル含まれていた。

5 ページ:

- (1) 法人・機関投資家向け証券業務の平均有形普通株主資本は、のれんおよび無形資産（算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後）を除外して調整した平均普通株主資本を示している。この調整額は、2025 年度第 3 四半期：457 百万ドル、2025 年度第 2 四半期：457 百万ドル、2024 年度第 3 四半期：482 百万ドル、2025 年 9 月 30 日をもって終了した 9 か月間：457 百万ドル、2024 年 9 月 30 日をもって終了した 9 か月間：482 百万ドルである。

後注

定量的情報・算定に関する補足資料

6 ページ:

(1) 以下は、DCP に関連した投資に係る時価評価損益の純収益への影響および DCP に関連した報酬費用への影響を示している。

	2025 年度 第 3 四半期	2025 年度 第 2 四半期	2024 年度 第 3 四半期	2025 年 9 月 30 日をもって 終了した 9 か月間	2024 年 9 月 30 日をもって 終了した 9 か月間
純収益	\$ 8,234	\$ 7,764	\$ 7,270	\$ 23,325	\$ 20,942
DCP に係る時価評価に関する調整	(206)	(294)	(170)	(369)	(265)
調整後の純収益—非 GAAP	\$ 8,028	\$ 7,470	\$ 7,100	\$ 22,956	\$ 20,677
報酬費用	\$ 4,388	\$ 4,147	\$ 3,868	\$ 12,534	\$ 11,257
DCP に係る時価評価に関する調整	(222)	(264)	(184)	(469)	(373)
調整後の報酬費用—非 GAAP	\$ 4,166	\$ 3,883	\$ 3,684	\$ 12,065	\$ 10,884

(2) ウェルス・マネジメント業務の平均有形普通株主資本は、のれんおよび無形資産（算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後）を除外して調整した平均普通株主資本を示している。この調整額は、2025 年度第 3 四半期：13,088 百万ドル、2025 年度第 2 四半期：13,088 百万ドル、2024 年度第 3 四半期：13,582 百万ドル、2025 年 9 月 30 日をもって終了した 9 か月間：13,088 百万ドル、2024 年 9 月 30 日をもって終了した 9 か月間：13,582 百万ドルである。

7 ページ:

(1) ウェルス・マネジメント業務のその他の貸付には、2025 年 9 月 30 日、2025 年 6 月 30 日および 2024 年 9 月 30 日をもって終了した期間において、非銀行事業体に係る目的自由型の有価証券担保貸付がそれぞれ 20 億ドル含まれている。
 (2) 2025 年 9 月 30 日、2025 年 6 月 30 日および 2024 年 9 月 30 日をもって終了した四半期におけるウェルス・マネジメント業務の預金の詳細は、以下のとおりである。

	2025 年度 第 3 四半期	2025 年度 第 2 四半期	2024 年度 第 3 四半期
証券スweep預金	\$ 136	\$ 133	\$ 131
その他の預金	262	250	227
預金合計	\$ 398	\$ 383	\$ 358

(3) 株式報酬制度加入者数は 2025 年度第 3 四半期において僅かに減少している。これは主に、以前に公表済みの EMEA における当社の株式報酬制度事業の売却によるものである。当該売却は 2025 年度第 4 四半期に完了する見込みである。

8 ページ:

(1) 投資運用業務の平均有形普通株主資本は、のれんおよび無形資産（算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後）を除外して調整した平均普通株主資本を示している。この調整額は、2025 年度第 3 四半期：9,557 百万ドル、2025 年度第 2 四半期：9,557 百万ドル、2024 年度第 3 四半期：9,676 百万ドル、2025 年 9 月 30 日をもって終了した 9 か月間：9,557 百万ドル、2024 年 9 月 30 日をもって終了した 9 か月間：9,676 百万ドルである。

10 ページ:

(1) 投資運用業務は、2025 年 9 月 30 日、2025 年 6 月 30 日および 2024 年 9 月 30 日をもって終了した四半期において、ローン残高をそれぞれ 49 百万ドル、20 百万ドルおよび 507 百万ドル反映した。

11 ページ:

(1) 2025 年 9 月 30 日をもって終了した四半期における、ローンおよび貸付コミットメントに係る引当金のロールフォワードは以下のとおりである。

	法人・機関投資 家向け証券業務	ウェルス・ マネジメント 業務	合計
ローン			
信用損失引当金			
期首残高、2025 年 6 月 30 日	\$ 865	\$ 406	\$ 1,271
純償却額	(46)	(17)	(63)
繰入額	5	1	6
その他	(2)	1	(1)
期末残高、2025 年 9 月 30 日	\$ 822	\$ 391	\$ 1,213
貸付コミットメント			
信用損失引当金			
期首残高、2025 年 6 月 30 日	\$ 772	\$ 18	\$ 790
純償却額	-	-	-
繰入額	(4)	(2)	(6)
その他	1	(1)	-
期末残高、2025 年 9 月 30 日	\$ 769	\$ 15	\$ 784
ローンおよび貸付コミットメント			
信用損失引当金			
期首残高、2025 年 6 月 30 日	\$ 1,637	\$ 424	\$ 2,061
純償却額	(46)	(17)	(63)
繰入額	1	(1)	-
その他	(1)	-	(1)
期末残高、2025 年 9 月 30 日	\$ 1,591	\$ 406	\$ 1,997

本補足財務情報は、財務、統計および事業に関連する情報、ならびに事業およびセグメントの趨勢を含んでいる。

本情報は、2025年10月15日に公表された当社の第3四半期決算プレス・リリースと合わせて読まれるべきものである。

モルガン・スタンレー、2025年度第4四半期決算および2025年度通期決算を発表

第4四半期の純収益は179億ドル、1株当たり利益は2.68ドル、有形普通株主資本利益率は21.8%；2025年度通期の純収益は706億ドル、1株当たり利益は10.21ドル、有形普通株主資本利益率は21.6%

[ニューヨーク、2026年1月15日] モルガン・スタンレー(NYSE: MS、以下、「モルガン・スタンレー」または「当社」)は本日、2025年12月31日をもって終了した第4四半期の純収益が前年同期の162億ドルに対し、179億ドルになったと発表しました。モルガン・スタンレーに帰属する純利益は44億ドル、希薄化後1株当たり利益は2.68ドル¹であり、これに対し、前年同期のモルガン・スタンレーに帰属する純利益は37億ドル、希薄化後1株当たり利益は2.22ドル¹でした。

2025年度通期の純収益は、前年度の618億ドルに対し、706億ドルとなりました。当年度のモルガン・スタンレーに帰属する純利益は169億ドル、希薄化後1株当たり利益は10.21ドル¹であり、これに対し、前年度のモルガン・スタンレーに帰属する純利益は134億ドル、希薄化後1株当たり利益は7.95ドル¹でした。

会長兼最高経営責任者(CEO)であるテッド・ピックは次のように述べています。「モルガン・スタンレーは2025年度に卓越した業績を達成しました。通期の純収益は706億ドル、1株当たり利益は10.21ドル、有形普通株主資本利益率は21.6%となりました。当社の業績は、Integrated Firm(事業が一体的に統合された企業)全体の成長と勢いに寄与してきた複数年にわたる投資の成果を反映しています。ウェルス・マネジメント業務および投資運用業務における総顧客資産は、3,500億ドル超の純新規資産に支えられ、9.3兆ドルに拡大しました。法人・機関投資家向け証券業務は、投資銀行業務の活動が加速し、グローバル市場が堅調に推移する中、顧客から信頼されるアドバイザーとしての役割を果たしました。Integrated Firmを支える4つの柱 - 戦略、企業文化、財務の健全性、成長 - は、株主に対して長期的な価値を創出する当社の能力を支えています。」

業績の概要^{2,3}

全社(単位: 1株当たりの数値を除き百万ドル)	2025年度		2024年度	
	第4四半期	第4四半期	2025年度	2024年度
純収益	\$ 17,890	\$ 16,223	\$ 70,645	\$ 61,761
信用損失引当金繰入額	\$ 18	\$ 115	\$ 349	\$ 264
人件費	\$ 7,063	\$ 6,289	\$ 29,216	\$ 26,178
人件費以外の費用	\$ 5,049	\$ 4,913	\$ 19,126	\$ 17,723
税引前利益 ⁵	\$ 5,760	\$ 4,906	\$ 21,954	\$ 17,596
MSに帰属する純利益	\$ 4,397	\$ 3,714	\$ 16,861	\$ 13,390
費用効率性比率 ⁸	68%	69%	68%	71%
希薄化後1株当たり利益 ¹	\$ 2.68	\$ 2.22	\$ 10.21	\$ 7.95
1株当たり純資産	\$ 64.37	\$ 58.98	\$ 64.37	\$ 58.98
1株当たり有形純資産 ⁴	\$ 50.00	\$ 44.57	\$ 50.00	\$ 44.57
株主資本利益率	16.9%	15.2%	16.6%	14.0%
有形普通株主資本利益率 ⁴	21.8%	20.2%	21.6%	18.8%
法人・機関投資家向け証券業務				
純収益	\$ 7,931	\$ 7,267	\$ 33,080	\$ 28,080
投資銀行業務	\$ 2,412	\$ 1,641	\$ 7,619	\$ 6,170
株式	\$ 3,666	\$ 3,325	\$ 15,631	\$ 12,230
債券	\$ 1,763	\$ 1,931	\$ 8,716	\$ 8,418
ウェルス・マネジメント業務				
純収益	\$ 8,429	\$ 7,478	\$ 31,754	\$ 28,420
手数料ベースの顧客資産(十億ドル) ⁹	\$ 2,753	\$ 2,347	\$ 2,753	\$ 2,347
手数料ベース資産の流出入(十億ドル) ¹⁰	\$ 45.6	\$ 35.2	\$ 160.1	\$ 123.1
純新規資産(十億ドル) ¹¹	\$ 122.3	\$ 56.5	\$ 356.3	\$ 251.7
ローン(十億ドル)	\$ 181.2	\$ 159.5	\$ 181.2	\$ 159.5
投資運用業務				
純収益	\$ 1,720	\$ 1,643	\$ 6,525	\$ 5,861
AUM(十億ドル) ¹²	\$ 1,895	\$ 1,666	\$ 1,895	\$ 1,666
長期純資金流入額(十億ドル) ¹³	\$ 1.7	\$ 4.3	\$ 34.4	\$ 18.0

通期業績のハイライト

- 全社の純収益は過去最高の706億ドル、純利益は169億ドルとなり、事業セグメント全体で力強い業績を実現し、Integrated Firmとしての強さを示しました。
- 全社の有形普通株主資本利益率は21.6%と、力強い水準を達成しました^{2,4}。
- 費用効率性比率は、事業への投資を継続しつつ営業レバレッジを発揮し、前年度の71%に対し68%となりました^{8,19}。
- 年度末現在の普通株式等Tier 1自己資本比率(標準的手法)は15.0%でした¹⁶。
- 法人・機関投資家向け証券業務の純収益は、331億ドルとなりました。これは、過去最高の業績を達成した株式業務に加え、顧客活動の活発化を受けた投資銀行業務の力強い収益、また、債券業務における堅調な業績を反映しています。
- ウェルス・マネジメント業務は、過去最高となる318億ドルの純収益と93億ドルの税引前利益を計上し、税引前利益率は29.3%となりました^{6,7}。同業務は、手数料ベースの資産流入額1,600億ドルと3,560億ドルの純新規資産を加えました^{10,11}。
- 投資運用業務の純収益は、平均運用・管理資産(AUM)の増加を背景に、過去最高の65億ドルとなりました¹²。当年度には、340億ドルの長期純資金が流入しました¹³。

2025年度第4四半期の業績

法人・機関投資家向け証券業務

法人・機関投資家向け証券業務の当四半期の純収益は、前年同期の73億ドルに対し、79億ドルとなりました。税引前利益⁶は、前年同期の24億ドルに対し、27億ドルでした。

投資銀行業務の純収益は47%増加:

- ・ アドバイザリー業務の収益は、すべての地域における完了ベースのM&A取扱高の増加を受けて、前年同期比で増収となりました。
- ・ 株式引受業務の収益は、既公開株式売出の減少で一部相殺されたものの、転換社債とIPOの発行増を受けて前年同期比で増加しました。
- ・ 債券引受業務の収益は、イベントドリブンの活動の活発化の追い風を受けた発行増を背景に、前年同期比で増加しました。

株式業務の純収益は10%増加:

- ・ 株式の純収益は、すべての事業部門と地域における活発な顧客活動に加え、プライム・ブローカレッジ業務の顧客残高の増加に伴う金融収益を受け、増加しました。

債券業務の純収益は9%減少:

- ・ 債券の純収益は、仕組取引の減少によるコモディティ商品の減収や、ボラティリティ低下を受けた外国為替商品の減収を主因として、前年同期比で減少しました。

その他:

- ・ その他の収益は、ヘッジを含む企業向けローンの時価評価損の増加、ならびに売却目的保有の企業向けローンの当年度前半の売却を受けた純利息収益と手数料の減少を主因として、前年同期比で減少しました。

信用損失引当金繰入額:

- ・ 当四半期の信用損失引当金繰入は、個別評価の積み増しおよびポートフォリオの拡大を主因としており、マクロ経済要因の小幅な改善により一部相殺されました。当四半期には、主として単一の商業用不動産ローンに関連する87百万ドルの償却を計上しました。当該ローンについては、過去の四半期において概ね引当計上を行っていました。

総費用:

- ・ 人件費は、増収と繰延報酬関連の費用の増加を受けて、前年同期比で増加しました。
- ・ 人件費以外の費用は、主にテクノロジー関連費用と執行関連費用の増加を受けて、前年同期比で増加しました。

(単位:百万ドル)	2025年度 第4四半期	2024年度 第4四半期
純収益	\$ 7,931	\$ 7,267
投資銀行業務	\$ 2,412	\$ 1,641
アドバイザリー	\$ 1,133	\$ 779
株式引受	\$ 494	\$ 455
債券引受	\$ 785	\$ 407
株式	\$ 3,666	\$ 3,325
債券	\$ 1,763	\$ 1,931
その他	\$ 90	\$ 370
信用損失引当金繰入額	\$ 42	\$ 78
総費用	\$ 5,226	\$ 4,748
人件費	\$ 2,079	\$ 1,764
人件費以外の費用	\$ 3,147	\$ 2,984

ウェルス・マネジメント業務

ウェルス・マネジメント業務の当四半期の純収益は、前年同期の 75 億ドルに対し、84 億ドルとなりました。当四半期の税引前利益は 26 億ドルとなり、税引前利益率は 31.4%でした^{6,7}。

純収益は 13%増加:

- 資産運用手数料収益は、市場の上昇による資産の増加と良好な手数料ベースの資産流入による累積的な影響を反映して、前年同期から増加しました¹⁰。
- 取引収益は、DCP(繰延現金報酬制度)に関連する投資の時価評価の影響を除くと、前年同期から 17%増加しました^{5,14}。これは特に株式関連商品を中心としたチャネル全体における顧客活動の活発化によるものでした。
- 純利息収益は、融資の伸びとバランスシート構成の変化による累積的な影響を主因として、前年同期から増加しました。

信用損失引当金繰入額:

- 当四半期の信用損失引当金繰入額は、主に一部のローンに対する個別評価に関連する正味の戻し入れを反映しています。

総費用:

- 人件費は、報酬対象となる収益の増加を要因として、前年同期から増加しました。
- 人件費以外の費用は、マーケティングおよび事業開拓費の増加で一部相殺されたものの、無形資産の償却費の減少を反映して、前年同期から減少しました。

(単位: 百万ドル)	2025 年度 第 4 四半期	2024 年度 第 4 四半期
純収益	\$ 8,429	\$ 7,478
資産運用手数料収益	\$ 5,031	\$ 4,417
取引収益 ¹⁴	\$ 1,143	\$ 973
純利息収益	\$ 2,108	\$ 1,885
その他	\$ 147	\$ 203
信用損失引当金繰入額	\$ (24)	\$ 37
総費用	\$ 5,810	\$ 5,388
人件費	\$ 4,416	\$ 3,950
人件費以外の費用	\$ 1,394	\$ 1,438

投資運用業務

投資運用業務の純収益は前年同期の 16 億ドルに対し、17 億ドルとなりました。税引前利益は、前年同期の 414 百万ドルに対し、468 百万ドルでした⁶。

純収益は 5%増加:

- 資産運用および関連手数料収益は、市場水準の上昇を主因とする平均 AUM¹²の増加を受け、前年同期から増加しました。
- 実績収益およびその他収益は、インフラストラクチャー・ファンドの未収成功報酬の減少を主因として、前年同期から減少しました。

総費用:

- 人件費は、前年同期比でほぼ横ばいとなりました。
- 人件費以外の費用は、平均 AUM の増加による販売費用の伸びとテクノロジー関連費用の増加を主因として、前年同期から増加しました。

(単位: 百万ドル)	2025 年度 第 4 四半期	2024 年度 第 4 四半期
純収益	\$ 1,720	\$ 1,643
資産運用および関連手数料収益	\$ 1,649	\$ 1,555
実績収益およびその他収益	\$ 71	\$ 88
総費用	\$ 1,252	\$ 1,229
人件費	\$ 568	\$ 575
人件費以外の費用	\$ 684	\$ 654

2025 年度通期の業績

法人・機関投資家向け証券業務

法人・機関投資家向け証券業務の 2025 年度通期の純収益は、前年度の 281 億ドルに対し、331 億ドルでした。税引前利益⁶は、前年度の 87 億ドルに対し、112 億ドルとなりました。

投資銀行業務の純収益は 23%増加:

- ・ アドバイザリー業務の収益は、すべての地域における完了ベースの M&A 取扱高の増加を受けて増収となりました。
- ・ 株式引受業務の収益は、転換社債と IPO の増加を受けて、前年度比で増加しました。
- ・ 債券引受業務の収益は、イベントドリブンの活動の活発化を受けた発行増を背景に、前年度比で増加しました。

株式業務の純収益は 28%増加:

- ・ 株式の純収益は、プライム・ブローカレッジ業務における顧客残高の増加、ならびにデリバティブと現物業務における堅調な顧客活動を受けた金融収益に牽引され、すべての事業部門と地域において増加し、過去最高となりました。

債券業務の純収益は 4%増加:

- ・ 債券の純収益は、コモディティ商品の業績低下で一部相殺されたものの、顧客活動の活発化を受けたマクロ商品および融資の伸びを受けた証券化商品の増収を主因として、増加しました。

その他:

- ・ その他の収益は、ヘッジを含む売却目的保有の企業向けローンに係る純利益で一部相殺されたものの、売却目的保有の企業向けローンの当年度前半の売却による純利息収益と手数料の減少を主因として、前年度比で減少しました。

信用損失引当金繰入額:

- ・ 当年度の信用損失引当金繰入は、企業向けローンおよび担保付貸付枠のポートフォリオ拡大を主因としていました。

総費用:

- ・ 人件費は、増収と繰延報酬関連の費用の増加を受けて、前年度比で増加しました¹⁹。
- ・ 人件費以外の費用は、執行関連費用の増加を受けて、前年度比で増加しました。

(単位:百万ドル)	2025 年度	2024 年度
純収益	\$ 33,080	\$ 28,080
投資銀行業務	\$ 7,619	\$ 6,170
アドバイザリー	\$ 2,888	\$ 2,378
株式引受	\$ 1,965	\$ 1,599
債券引受	\$ 2,766	\$ 2,193
株式	\$ 15,631	\$ 12,230
債券	\$ 8,716	\$ 8,418
その他	\$ 1,114	\$ 1,262
信用損失引当金繰入額	\$ 302	\$ 202
総費用	\$ 21,541	\$ 19,129
人件費	\$ 9,785	\$ 8,669
人件費以外の費用	\$ 11,756	\$ 10,460

ウェルス・マネジメント業務

ウェルス・マネジメント業務の当年度の純収益は、前年度の 284 億ドルに対し、318 億ドルとなりました。税引前利益は 93 億ドルとなり、税引前利益率は 29.3%でした^{6,7}。

純収益は 12%増加:

- 資産運用手数料収益は、市場の上昇による資産の増加と良好な手数料ベースの資産流入の累積的な影響を反映して、前年度から増加しました¹⁰。
- 取引収益は、DCP 関連投資の時価評価の影響を除くと、前年度から 17%増加しました^{5,14}。これは特に株式関連商品を中心としたチャネル全体における顧客取引の活発化によるものでした。
- 純利息収益は、融資の伸びとバランスシート構成の変化による累積的な影響を主因として、前年度から増加しました。

信用損失引当金繰入額:

- 当年度の信用損失引当金繰入の主因は、一部のローンに対する個別評価とポートフォリオの拡大でした。

総費用:

人件費は、報酬対象となる収益の増加を主な要因として、前年度から増加しました¹⁹。

人件費以外の費用は、無形資産の償却費の減少で一部相殺されたものの、マーケティングおよび事業開拓費、ならびにテクノロジー関連費用の増加を主因として、前年度から増加しました。

(単位:百万ドル)	2025 年度	2024 年度
純収益	\$ 31,754	\$ 28,420
資産運用手数料収益	\$ 18,627	\$ 16,501
取引収益 ¹⁴	\$ 4,588	\$ 3,864
純利息収益	\$ 7,911	\$ 7,313
その他	\$ 628	\$ 742
信用損失引当金繰入額	\$ 47	\$ 62
総費用	\$ 22,414	\$ 20,618
人件費	\$ 16,950	\$ 15,207
人件費以外の費用	\$ 5,464	\$ 5,411

投資運用業務

投資運用業務の純収益は、前年度の 59 億ドルに対し、65 億ドルとなりました。税引前利益⁶は、前年度の 11 億ドルに対し、15 億ドルでした。

純収益は 11%増加:

- 資産運用および関連手数料収益は、市場水準の上昇を主因とする平均 AUM¹²の増加を受け、前年度から増加しました。
- 実績収益およびその他収益は、インフラストラクチャー・ファンドと不動産ファンドの未収成功報酬の増加を主因として、前年度から増加しました。

総費用:

- 人件費は、成功報酬に関連する報酬の増加を主因として、前年度から増加しました¹⁹。
- 人件費以外の費用は、平均 AUM の増加による販売費用の伸びを主因として、前年度から増加しました。

(単位:百万ドル)	2025 年度	2024 年度
純収益	\$ 6,525	\$ 5,861
資産運用および関連手数料収益	\$ 6,068	\$ 5,627
実績収益およびその他収益	\$ 457	\$ 234
総費用	\$ 5,047	\$ 4,724
人件費	\$ 2,481	\$ 2,302
人件費以外の費用	\$ 2,566	\$ 2,422

その他の事項

- ・ 自社株買いプログラムの一環として当社は、流通普通株式を当四半期に 15 億ドル、当年度通期では 46 億ドル、買い戻しました。
- ・ 取締役会は、1 株当たり 1.00 ドルの四半期配当を宣言しました。配当は 2026 年 1 月 30 日現在の株主名簿上の普通株主に対し、2026 年 2 月 13 日付けで支払われます。
- ・ 当四半期の実効税率は 23.2%、当年度通期では 22.5%でした。

	2025 年度 第 4 四半期	2024 年度 第 4 四半期	2025 年度	2024 年度
普通株式買戻し				
買戻額 (百万ドル)	\$ 1,500	\$ 750	\$ 4,585	\$ 3,250
株式数 (百万株)	9	6	32	33
平均株価	\$ 167.81	\$ 126.44	\$ 141.33	\$ 99.16
期末株式数 (百万株)	1,583	1,607	1,583	1,607
税率	23.2%	24.1%	22.5%	23.1%
自己資本¹⁵				
標準的手法				
普通株式等 Tier 1 自己資本比率 ¹⁶	15.0%	15.9%		
Tier 1 自己資本比率 ¹⁶	16.8%	18.0%		
先進的手法				
普通株式等 Tier 1 自己資本比率 ¹⁶	16.1%	15.7%		
Tier 1 自己資本比率 ¹⁶	18.0%	17.8%		
レバレッジ・ベース自己資本				
Tier 1 レバレッジ比率 ¹⁷	6.7%	6.9%		
補完的レバレッジ比率 ¹⁸	5.4%	5.6%		

モルガン・スタンレーは、投資銀行、証券、ウェルス・マネジメント、投資運用事業において多岐にわたるサービスを提供する世界有数の総合金融サービス企業です。世界 42 カ国のオフィスを通じて、当社の従業員は法人、政府、機関投資家、個人にサービスを提供しています。モルガン・スタンレーに関する詳細については www.morganstanley.com をご参照ください。

決算概要については添付資料を参照。財務、統計、事業関連の追加情報、事業およびセグメント動向は補足財務情報(Financial Supplement)に掲載しています。決算リリースと補足財務情報はモルガン・スタンレーのウェブサイト(www.morganstanley.com)の Investor Relations のセクションでも公開しています。

###

注:

このプレスリリースおよび補足財務情報で提供する情報(当社の決算電話会議で提供する情報を含む)は一定の非 GAAP 財務指標を含んでいる場合があります。同指標の定義または同指標から比較可能な米国 GAAP による数値への調整は本決算リリースと補足財務情報に掲載しており、いずれも www.morganstanley.com で公開しています。

本決算リリースには一定の財務等の目標や目的の達成を含む予想的見解が含まれる場合があります。予想的見解は、資料作成時の経営者の見積り、予想、期待、仮定、解釈または確信を反映したものであり、実際の結果と大きく異なるリスクおよび不確実性が存在するため、読者は予想的見解を過度に信用すべきではありません。当社の将来の業績に影響を与え得るリスクおよび不確実性に関しては、2024 年 12 月 31 日をもって終了した年度に係る当社の様式 10-K による年次報告書の第 1 部、第 1 項の直前に記載されている「予想的見解」の項、第 1 部、第 1 項に記載されている「競争」および「監督および規制」の項、第 1 部、第 1A 項に記載されている「リスク要因」の項、第 1 部、第 3 項に記載されている「訴訟」の項、第 2 部、第 7 項に記載されている「財政状態および経営成績に関する経営者の検討および分析」の項、および第 2 部、第 7A 項に記載されている「リスクに関する定量的および定性的情報の開示」の項、ならびに、様式 10-K に記載されている他の項目、当社の様式 10-Q による四半期報告書および当社の様式 8-K による臨時報告書(これらの訂正報告書を含む)をご参照ください。

- 1 1株当たり利益の計算に関連して、2025年度第4四半期および2024年度第4四半期はそれぞれ約147百万ドルおよび約150百万ドルの優先配当を含んでいた。2025年度通期および2024年度通期については、それぞれ約612百万ドルおよび約590百万ドルの優先配当を含んでいた。
- 2 当社は米国において一般に公正妥当と認められる会計原則(「米国 GAAP」)を用いて連結財務諸表を作成している。モルガン・スタンレーは、決算発表、決算電話会議、財務情報の表示などで一定の「非 GAAP 財務指標」を開示する場合がある。証券取引委員会(SEC)は「非 GAAP 財務指標」を米国 GAAP に準拠して算出、表示された最も直接的に比較可能な指標に対して金額が実質的に除外または算入調整された、過去または将来の経営成績、財政状態、またはキャッシュ・フローの数値尺度と定義している。モルガン・スタンレーが公表している非 GAAP 財務指標は、その財政状態、経営成績、または自己資本比率の透明性を高めるため、またその評価を行う代替的な方法をアナリスト、投資家、その他利害関係者に提供する追加情報として提示されている。こうした指標は米国 GAAP に準拠しておらず、米国 GAAP に置き換わるものではなく、他社が利用している非 GAAP 財務指標とは異なるか、整合しない場合がある。当社が非 GAAP 財務指標に言及する際には常に、一般的にそれについて定義するか、米国 GAAP に準拠して算出、表示される最も直接的に比較可能な財務指標を提示するとともに、当社が言及する非 GAAP 財務指標と比較可能な米国 GAAP 財務指標との差異の調整も提示する。
- 3 当社の決算発表、決算電話会議、財務情報の表示その他コミュニケーションは、当社の財政状態および経営成績に関する一段の透明性、またはこれを評価する追加手段を提供することで、当社、アナリスト、投資家、その他利害関係者にとって有用であると当社が判断している一定の数値尺度を含む場合がある。
- 4 有形普通株主資本は、アナリスト、投資家、その他利害関係者が期間ごとの業績と自己資本比率をより良く比較するために有用であると当社が判断している非 GAAP 財務指標である。有形普通株主資本は、普通株主資本からのれんおよび無形資産(算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後)を差し引いたものである。同様に非 GAAP 財務指標である平均有形普通株主資本利益率は、モルガン・スタンレーに帰属する通期または年換算した純利益から優先株式配当を差し引いた数値の平均有形普通株主資本に対する比率である。同様に非 GAAP 財務指標である普通株式1株当たり有形純資産は、有形普通株主資本を流通普通株式数で除したものである。
- 5 「DCP」は一部の従業員繰延現金報酬制度を意味する。当社の2024年12月31日をもって終了した年度に係る様式10-Kによる年次報告書の「財政状態および経営成績に関する経営者の検討および分析—その他の事項—繰延現金報酬」を参照されたい。
- 6 税引前利益は、法人所得税計上前利益を表している。
- 7 税引前利益率は、法人所得税計上前利益を純収益で除したものである。
- 8 費用効率性比率は、純収益に対する非金利費用の比率である。
- 9 ウェルス・マネジメント業務の手数料ベース顧客資産とは、サービスに対する支払いの根拠が顧客資産をベースに計算される手数料である顧客口座の資産額である。
- 10 ウェルス・マネジメント業務の手数料ベースの資産流出入額は、純新規手数料ベース資産(資産の取得を含む)、正味の口座振替、配当、金利、顧客手数料を含み、法人・機関投資家の資金管理関連の業務を除外する。
- 11 ウェルス・マネジメント業務の純新規資産とは、金利および配当ならびに資産の取得を含む顧客の資産流入額から顧客の資産流出額を差し引き、企業結合/事業分離による影響ならびに手数料の影響を除外したものである。
- 12 AUM は、asset under management(運用・管理資産)と定義される。
- 13 長期純流出入額は、株式、債券、ならびにオルタナティブおよびソリューションの資産クラスを含み、流動性およびオーバーレイ・サービス資産クラスを除外する。
- 14 取引収益は、投資銀行業務、トレーディングおよび手数料収益を含む。
- 15 自己資本比率は、本決算リリースの発行日(2026年1月15日)現在の推定値である。
- 16 CET1 自己資本は普通株式等 Tier1 自己資本と定義される。当社のリスク・ベース自己資本比率は、(i)信用リスクのリスク加重資産(「RWA」)および市場リスクの RWA を算出する標準的手法(「標準的手法」)、ならびに、(ii)信用リスクの RWA、市場リスクの RWA、およびオペレーショナル・リスクの RWA を算出するために適用可能な先進的手法(「先進的手法」)に基づき算出される。規制上の自己資本と同比率の算出、および関連する規制上の要求事項に関する情報については、当社の2024年12月31日をもって終了した年度に係る様式10-Kによる年次報告書の「経営者による財政状態および経営成績の検討および分析—流動性および資本の源泉—規制上の要求事項」を参照されたい。

¹⁷ Tier1レバレッジ比率はレバレッジ・ベースの所要自己資本比率で、当社のレバレッジを測定する。Tier1レバレッジ比率は分子にTier1自己資本を、分母に平均調整後資産を用いる。

¹⁸ 当社の2025年度第4四半期および2024年度第4四半期の補完的レバレッジ比率(SLR)は、分子にTier1自己資本(それぞれ約928億ドルおよび約848億ドル)を用い、分母は補完的レバレッジ・エクスポージャー(それぞれ約1.72兆ドルおよび約1.52兆ドル)を用いている。

¹⁹ 2025年度第1四半期において、3月の従業員関連措置の結果、人員削減に関連する退職費用144百万ドルを人件費に認識した。この人員削減は当社の全ての事業セグメントと地域で行われ、当時の当社の世界の従業員の約2%に影響を与えた。この人員削減は、業績管理および当社の事業ニーズに見合う人員配置に関連するものであり、戦略変更や事業の撤退を受けたものではない。2025年度第1四半期に法人・機関投資家向け証券事業セグメントで78百万ドル、ウェルス・マネジメント事業セグメントで50百万ドル、投資運用事業セグメントで16百万ドルの退職費用を計上した。これらの費用はすべての地域で発生しており、大半は米州においてであった。

モルガン・スタンレー
 連結損益計算書情報
 (無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		12か月間		増減率
	2025年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2025年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2025年 9月30日 からの 増減率	2024年 12月31日 からの 増減率	2025年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2024年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	
収益:								
投資銀行業務	\$ 2,578	\$ 2,266	\$ 1,791	14%	44%	\$ 8,199	\$ 6,705	22%
トレーディング	3,680	5,020	3,778	(27%)	(3%)	18,556	16,763	11%
投資	220	374	215	(41%)	2%	1,351	824	64%
委託手数料	1,557	1,473	1,390	6%	12%	5,936	5,094	17%
資産運用業務	6,788	6,441	6,059	5%	12%	25,145	22,499	12%
その他	212	159	438	33%	(52%)	1,412	1,265	12%
非金利収益合計	15,035	15,733	13,671	(4%)	10%	60,599	53,150	14%
受取利息	14,954	15,456	13,491	(3%)	11%	59,063	54,135	9%
支払利息	12,099	12,965	10,939	(7%)	11%	49,017	45,524	8%
純利息	2,855	2,491	2,552	15%	12%	10,046	8,611	17%
純収益	17,890	18,224	16,223	(2%)	10%	70,645	61,761	14%
信用損失引当金繰入額	18	-	115	*	(84%)	349	264	32%
非金利費用:								
人件費	7,063	7,442	6,289	(5%)	12%	29,216	26,178	12%
人件費以外の費用:								
仲介、決済および取引手数料	1,128	1,141	1,180	(1%)	(4%)	4,679	4,140	13%
情報処理および通信費	1,160	1,119	1,059	4%	10%	4,418	4,088	8%
専門家役務報酬	769	685	798	12%	(4%)	2,839	2,901	(2%)
事務所設備関連費用	491	473	527	4%	(7%)	1,872	1,905	(2%)
マーケティングおよび事業開拓費	358	280	279	28%	28%	1,173	965	22%
その他	1,143	1,056	1,070	8%	7%	4,145	3,724	11%
人件費以外の費用合計	5,049	4,754	4,913	6%	3%	19,126	17,723	8%
非金利費用合計	12,112	12,196	11,202	(1%)	8%	48,342	43,901	10%
法人所得税計上前利益	5,760	6,028	4,906	(4%)	17%	21,954	17,596	25%
法人所得税費用	1,336	1,373	1,182	(3%)	13%	4,929	4,067	21%
純利益	\$ 4,424	\$ 4,655	\$ 3,724	(5%)	19%	\$ 17,025	\$ 13,529	26%
非支配持分に帰属する純利益	27	45	10	(40%)	170%	164	139	18%
モルガン・スタンレーに帰属する純利益	4,397	4,610	3,714	(5%)	18%	16,861	13,390	26%
優先株式配当	147	160	150	(8%)	(2%)	612	590	4%
モルガン・スタンレーの普通株主に帰属する利益	\$ 4,250	\$ 4,450	\$ 3,564	(4%)	19%	\$ 16,249	\$ 12,800	27%

注:

- 一繰延現金報酬制度(以下「DCP」という。)に係る時価評価損益を除く全社の純収益は、非GAAP財務指標であり、2025年度第4四半期:17,895百万ドル、2025年度第3四半期:17,976百万ドル、2024年度第4四半期:16,232百万ドル、2025年12月31日をもって終了した12か月間:70,174百万ドル、2024年12月31日をもって終了した12か月間:61,398百万ドルであった。
- 一DCPを除く全社の報酬費用は、非GAAP財務指標であり、2025年度第4四半期:6,968百万ドル、2025年度第3四半期:7,142百万ドル、2024年度第4四半期:6,197百万ドル、2025年12月31日をもって終了した12か月間:28,452百万ドル、2024年12月31日をもって終了した12か月間:25,506百万ドルであった。
- 一後注は本情報の不可欠な一部である。米国GAAP指標と非GAAP指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、補足財務情報の12-17ページを参照。

モルガン・スタンレー
連結財務指標および比率ならびに統計データ
(無監査)

	四半期			増減率		12か月間			増減率
	2025年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2025年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2025年 9月30日 からの 増減率	2024年 12月31日 からの 増減率	2025年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2024年 12月31日 をもって 終了した 12か月間		
財務指標:									
基本的1株当たり利益	\$ 2.72	\$ 2.83	\$ 2.25	(4%)	21%	\$ 10.32	\$ 8.04	28%	
希薄化後1株当たり利益	\$ 2.68	\$ 2.80	\$ 2.22	(4%)	21%	\$ 10.21	\$ 7.95	28%	
平均普通株主資本利益率	16.9%	18.0%	15.2%			16.6%	14.0%		
平均有形普通株主資本利益率	21.8%	23.5%	20.2%			21.6%	18.8%		
普通株式1株当たり純資産	\$ 64.37	\$ 62.98	\$ 58.98			\$ 64.37	\$ 58.98		
普通株式1株当たり有形純資産	\$ 50.00	\$ 48.64	\$ 44.57			\$ 50.00	\$ 44.57		
財務比率:									
税引前利益率	32%	33%	30%			31%	28%		
純収益に占める人件費の比率	39%	41%	39%			41%	42%		
純収益に占める人件費以外の費用の比率	28%	26%	30%			27%	29%		
全社の費用効率性比率	68%	67%	69%			68%	71%		
実効税率	23.2%	22.8%	24.1%			22.5%	23.1%		
統計データ:									
期末流通普通株式数(単位:百万株)	1,583	1,591	1,607	(1%)	(1%)				
平均流通普通株式数(単位:百万株)									
基本的	1,564	1,571	1,583	-%	(1%)	1,574	1,591	(1%)	
希薄化後	1,586	1,590	1,608	-%	(1%)	1,592	1,611	(1%)	
全世界従業員数	82,992	82,398	80,478	1%	3%				

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、補足財務情報の 12-17 ページを参照。

四半期補足財務情報	ページ
連結財務概要	1
連結財務指標および比率ならびに統計データ	2
連結ベースおよび米国銀行の補足財務情報	3
連結平均普通株主資本および規制自己資本に関する情報	4
法人・機関投資家向け証券業務 損益計算書情報、財務指標および比率	5
ウェルス・マネジメント業務 損益計算書情報、財務指標および比率	6
ウェルス・マネジメント業務 財務情報および統計データ	7
投資運用業務 損益計算書情報、財務指標および比率	8
投資運用業務 財務情報および統計データ	9
連結ベースのローンおよび貸付コミットメント	10
連結ベースのローンおよび貸付コミットメントに係る信用損失引当金	11
米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義	12
業績指標および用語の定義	13 - 14
定量的情報・算定に関する補足資料	15 - 16
法的通知	17

連結財務概要

(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		12か月間			増減率
	2025年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2025年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2025年 9月30日 からの 増減率	2024年 12月31日 からの 増減率	2025年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2024年 12月31日 をもって 終了した 12か月間		
純収益									
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 7,931	\$ 8,523	\$ 7,267	(7%)	9%	\$ 33,080	\$ 28,080	18%	
ウェルス・マネジメント業務	8,429	8,234	7,478	2%	13%	31,754	28,420	12%	
投資運用業務	1,720	1,651	1,643	4%	5%	6,525	5,861	11%	
セグメント間消去	(190)	(184)	(165)	(3%)	(15%)	(714)	(600)	(19%)	
純収益 ⁽¹⁾	<u>\$ 17,890</u>	<u>\$ 18,224</u>	<u>\$ 16,223</u>	(2%)	10%	<u>\$ 70,645</u>	<u>\$ 61,761</u>	14%	
信用損失引当金繰入額	\$ 18	\$ -	\$ 115	*	(84%)	\$ 349	\$ 264	32%	
非金利費用									
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 5,226	\$ 5,340	\$ 4,748	(2%)	10%	\$ 21,541	\$ 19,129	13%	
ウェルス・マネジメント業務	5,810	5,736	5,388	1%	8%	22,414	20,618	9%	
投資運用業務	1,252	1,287	1,229	(3%)	2%	5,047	4,724	7%	
セグメント間消去	(176)	(167)	(163)	(5%)	(8%)	(660)	(570)	(16%)	
非金利費用 ⁽¹⁾⁽²⁾	<u>\$ 12,112</u>	<u>\$ 12,196</u>	<u>\$ 11,202</u>	(1%)	8%	<u>\$ 48,342</u>	<u>\$ 43,901</u>	10%	
法人所得税計上前利益									
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 2,663	\$ 3,182	\$ 2,441	(16%)	9%	\$ 11,237	\$ 8,749	28%	
ウェルス・マネジメント業務	2,643	2,499	2,053	6%	29%	9,293	7,740	20%	
投資運用業務	468	364	414	29%	13%	1,478	1,137	30%	
セグメント間消去	(14)	(17)	(2)	18%	*	(54)	(30)	(80%)	
法人所得税計上前利益	<u>\$ 5,760</u>	<u>\$ 6,028</u>	<u>\$ 4,906</u>	(4%)	17%	<u>\$ 21,954</u>	<u>\$ 17,596</u>	25%	
モルガン・スタンレーに帰属する純利益									
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 2,049	\$ 2,468	\$ 1,891	(17%)	8%	\$ 8,650	\$ 6,666	30%	
ウェルス・マネジメント業務	2,009	1,889	1,514	6%	33%	7,130	5,888	21%	
投資運用業務	349	266	310	31%	13%	1,122	859	31%	
セグメント間消去	(10)	(13)	(1)	23%	*	(41)	(23)	(78%)	
モルガン・スタンレーに帰属する純利益	<u>\$ 4,397</u>	<u>\$ 4,610</u>	<u>\$ 3,714</u>	(5%)	18%	<u>\$ 16,861</u>	<u>\$ 13,390</u>	26%	
モルガン・スタンレーの普通株主に帰属する利益	<u>\$ 4,250</u>	<u>\$ 4,450</u>	<u>\$ 3,564</u>	(4%)	19%	<u>\$ 16,249</u>	<u>\$ 12,800</u>	27%	

注:

- 一繰延現金報酬制度（以下「DCP」という。）に係る時価評価損益を除く全社の純収益は、非 GAAP 財務指標であり、2025 年度第 4 四半期：17,895 百万ドル、2025 年度第 3 四半期：17,976 百万ドル、2024 年度第 4 四半期：16,232 百万ドル、2025 年 12 月 31 日をもって終了した 12 か月間：70,174 百万ドル、2024 年 12 月 31 日をもって終了した 12 か月間：61,398 百万ドルであった。
- 一DCP を除く全社の報酬費用は、非 GAAP 財務指標であり、2025 年度第 4 四半期：6,968 百万ドル、2025 年度第 3 四半期：7,142 百万ドル、2024 年度第 4 四半期：6,197 百万ドル、2025 年 12 月 31 日をもって終了した 12 か月間：28,452 百万ドル、2024 年 12 月 31 日をもって終了した 12 か月間：25,506 百万ドルであった。
- 一後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

連結財務指標および比率ならびに統計データ
(無監査)

	四半期			増減率		12か月間			増減率
	2025年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2025年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2025年 9月30日 からの 増減率	2024年 12月31日 からの 増減率	2025年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2024年 12月31日 をもって 終了した 12か月間		
財務指標:									
基本的1株当たり利益	\$ 2.72	\$ 2.83	\$ 2.25	(4%)	21%	\$ 10.32	\$ 8.04	28%	
希薄化後1株当たり利益	\$ 2.68	\$ 2.80	\$ 2.22	(4%)	21%	\$ 10.21	\$ 7.95	28%	
平均普通株主資本利益率	16.9%	18.0%	15.2%			16.6%	14.0%		
平均有形普通株主資本利益率	21.8%	23.5%	20.2%			21.6%	18.8%		
普通株式1株当たり純資産	\$ 64.37	\$ 62.98	\$ 58.98			\$ 64.37	\$ 58.98		
普通株式1株当たり有形純資産	\$ 50.00	\$ 48.64	\$ 44.57			\$ 50.00	\$ 44.57		
財務比率:									
税引前利益率	32%	33%	30%			31%	28%		
純収益に占める人件費の比率	39%	41%	39%			41%	42%		
純収益に占める人件費以外の費用の比率	28%	26%	30%			27%	29%		
全社の費用効率性比率 ⁽¹⁾	68%	67%	69%			68%	71%		
実効税率	23.2%	22.8%	24.1%			22.5%	23.1%		
統計データ:									
期末流通普通株式数(単位:百万株)	1,583	1,591	1,607	(1%)	(1%)				
平均流通普通株式数(単位:百万株)									
基本的	1,564	1,571	1,583	-%	(1%)	1,574	1,591	(1%)	
希薄化後	1,586	1,590	1,608	-%	(1%)	1,592	1,611	(1%)	
全世界従業員数	82,992	82,398	80,478	1%	3%				

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

連結ベースおよび米国銀行の補足財務情報
(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		12か月間			
	2025年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	増減率	
	12月31日	9月30日	12月31日	2025年	2024年	2025年	2024年		
をもって	をもって	をもって	9月30日	12月31日	をもって	をもって			
	終了した	終了した	終了した	からの	からの	終了した	終了した		
	四半期	四半期	四半期	増減率	増減率	12か月間	12か月間		
連結貸借対照表									
資産合計	\$ 1,420,270	\$ 1,364,806	\$ 1,215,071	4%	17%				
ローン ⁽¹⁾	\$ 289,099	\$ 277,307	\$ 246,814	4%	17%				
預金	\$ 415,523	\$ 405,480	\$ 376,007	2%	11%				
長期債務残高	\$ 341,681	\$ 324,128	\$ 284,307	5%	20%				
長期債務残高の満期到来分 (今後12か月以内)	\$ 26,236	\$ 25,439	\$ 21,924	3%	20%				
平均流動性資金	\$ 385,884	\$ 368,090	\$ 345,440	5%	12%				
普通株主資本	\$ 101,882	\$ 100,212	\$ 94,761	2%	8%				
控除: のれんおよび無形資産	(22,735)	(22,820)	(23,157)	-%	(2%)				
有形普通株主資本	\$ 79,147	\$ 77,392	\$ 71,604	2%	11%				
優先株主資本	\$ 9,750	\$ 9,750	\$ 9,750	-%	-%				
米国銀行の補足財務情報									
資産合計	\$ 487,294	\$ 471,733	\$ 434,812	3%	12%				
ローン	\$ 276,967	\$ 263,296	\$ 232,903	5%	19%				
投資有価証券ポートフォリオ ⁽²⁾	\$ 132,611	\$ 132,627	\$ 124,343	-%	7%				
預金	\$ 408,129	\$ 397,927	\$ 369,730	3%	10%				
地域別収益									
米州	\$ 13,784	\$ 13,663	\$ 12,537	1%	10%	\$ 52,897	\$ 46,929	13%	
EMEA (欧州、中東、アフリカ)	1,956	1,939	1,672	1%	17%	8,328	7,197	16%	
アジア	2,150	2,622	2,014	(18%)	7%	9,420	7,635	23%	
連結純収益	\$ 17,890	\$ 18,224	\$ 16,223	(2%)	10%	\$ 70,645	\$ 61,761	14%	

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

連結平均普通株主資本および規制自己資本に関する情報
(無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率		12か月間		増減率
	2025年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	
	12月31日	9月30日	12月31日	9月30日	12月31日	12月31日	12月31日	
	をもって	をもって	をもって	からの	からの	をもって	をもって	
	終了した	終了した	終了した	増減率	増減率	終了した	終了した	
	四半期	四半期	四半期			12か月間	12か月間	
平均普通株主資本								
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 48.4	\$ 48.4	\$ 45.0	-%	8%	\$ 48.4	\$ 45.0	8%
ウェルス・マネジメント業務	29.4	29.4	29.1	-%	1%	29.4	29.1	1%
投資運用業務	10.6	10.6	10.8	-%	(2%)	10.6	10.8	(2%)
親会社	12.5	10.3	9.0	21%	39%	9.6	6.8	41%
全社	\$ 100.9	\$ 98.7	\$ 93.9	2%	7%	\$ 98.0	\$ 91.7	7%
規制自己資本⁽¹⁾								
普通株式等 Tier 1 自己資本	\$ 83.2	\$ 81.3	\$ 75.1	2%	11%			
Tier 1 自己資本	\$ 92.8	\$ 91.0	\$ 84.8	2%	9%			
標準的手法								
リスク加重資産	\$ 553.4	\$ 539.3	\$ 471.8	3%	17%			
普通株式等 Tier 1 自己資本比率	15.0%	15.1%	15.9%					
Tier 1 自己資本比率	16.8%	16.9%	18.0%					
先進的手法								
リスク加重資産	\$ 515.9	\$ 518.0	\$ 477.3	-%	8%			
普通株式等 Tier 1 自己資本比率	16.1%	15.7%	15.7%					
Tier 1 自己資本比率	18.0%	17.6%	17.8%					
レバレッジ・ベース自己資本								
Tier 1 レバレッジ比率	6.7%	6.8%	6.9%					
補完的レバレッジ比率	5.4%	5.5%	5.6%					

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー

法人・機関投資家向け証券業務

損益計算書情報、財務指標および比率

(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		12か月間			増減率
	2025年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年		
	12月31日	9月30日	12月31日	2025年	2024年	12月31日	12月31日		
	をもって	をもって	をもって	9月30日	12月31日	をもって	をもって		
	終了した	終了した	終了した	からの	からの	終了した	終了した		
	四半期	四半期	四半期	増減率	増減率	12か月間	12か月間	増減率	
収益:									
アドバイザリー業務	\$ 1,133	\$ 684	\$ 779	66%	45%	\$ 2,888	\$ 2,378	21%	
株式	494	652	455	(24%)	9%	1,965	1,599	23%	
債券	785	772	407	2%	93%	2,766	2,193	26%	
引受業務	1,279	1,424	862	(10%)	48%	4,731	3,792	25%	
投資銀行業務	2,412	2,108	1,641	14%	47%	7,619	6,170	23%	
株式	3,666	4,116	3,325	(11%)	10%	15,631	12,230	28%	
債券	1,763	2,169	1,931	(19%)	(9%)	8,716	8,418	4%	
その他	90	130	370	(31%)	(76%)	1,114	1,262	(12%)	
純収益	7,931	8,523	7,267	(7%)	9%	33,080	28,080	18%	
信用損失引当金繰入額	42	1	78	*	(46%)	302	202	50%	
人件費	2,079	2,422	1,764	(14%)	18%	9,785	8,669	13%	
人件費以外の費用	3,147	2,918	2,984	8%	5%	11,756	10,460	12%	
非金利費用合計	5,226	5,340	4,748	(2%)	10%	21,541	19,129	13%	
法人所得税計上前利益	2,663	3,182	2,441	(16%)	9%	11,237	8,749	28%	
モルガン・スタンレーに帰属する純利益	\$ 2,049	\$ 2,468	\$ 1,891	(17%)	8%	\$ 8,650	\$ 6,666	30%	
税引前利益率	34%	37%	34%			34%	31%		
純収益に占める人件費の比率	26%	28%	24%			30%	31%		
純収益に占める人件費以外の費用の比率	40%	34%	41%			36%	37%		
平均普通株主資本利益率	16%	19%	16%			17%	14%		
平均有形普通株主資本利益率 ⁽¹⁾	16%	20%	16%			17%	14%		
トレーディングの VaR (95%/保有期間 1 日の 日次平均 VaR)	\$ 51	\$ 59	\$ 46						

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー

ウェルス・マネジメント業務

損益計算書情報、財務指標および比率

(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		12か月間		増減率
	2025年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	
	12月31日	9月30日	12月31日	9月30日	12月31日	12月31日	12月31日	
	をもって	をもって	をもって	からの	からの	をもって	をもって	
	終了した	終了した	終了した	増減率	増減率	終了した	終了した	
	四半期	四半期	四半期			12か月間	12か月間	
収益:								
資産運用手数料収益	\$ 5,031	\$ 4,789	\$ 4,417	5%	14%	\$ 18,627	\$ 16,501	13%
取引収益	1,143	1,308	973	(13%)	17%	4,588	3,864	19%
純利息収益	2,108	1,991	1,885	6%	12%	7,911	7,313	8%
その他	147	146	203	1%	(28%)	628	742	(15%)
純収益 ⁽¹⁾	8,429	8,234	7,478	2%	13%	31,754	28,420	12%
信用損失引当金繰入額	(24)	(1)	37	*	*	47	62	(24%)
人件費 ⁽¹⁾	4,416	4,388	3,950	1%	12%	16,950	15,207	11%
人件費以外の費用	1,394	1,348	1,438	3%	(3%)	5,464	5,411	1%
非金利費用合計	5,810	5,736	5,388	1%	8%	22,414	20,618	9%
法人所得税計上前利益	2,643	2,499	2,053	6%	29%	9,293	7,740	20%
モルガン・スタンレーに帰属する純利益	\$ 2,009	\$ 1,889	\$ 1,514	6%	33%	\$ 7,130	\$ 5,888	21%
税引前利益率	31%	30%	27%			29%	27%	
純収益に占める人件費の比率	52%	53%	53%			53%	54%	
純収益に占める人件費以外の費用の比率	17%	16%	19%			17%	19%	
平均普通株主資本利益率	27%	25%	20%			24%	20%	
平均有形普通株主資本利益率 ⁽²⁾	48%	45%	38%			43%	37%	

注:

—DCPを除くウェルス・マネジメント業務の純収益は、非GAAP財務指標であり、2025年度第4四半期:8,450百万ドル、2025年度第3四半期:8,028百万ドル、2024年度第4四半期:7,504百万ドル、2025年12月31日をもって終了した12か月間:31,406百万ドル、2024年12月31日をもって終了した12か月間:28,181百万ドルであった。

—DCPを除くウェルス・マネジメント業務の報酬費用は、非GAAP財務指標であり、2025年度第4四半期:4,350百万ドル、2025年度第3四半期:4,166百万ドル、2024年度第4四半期:3,892百万ドル、2025年12月31日をもって終了した12か月間:16,415百万ドル、2024年12月31日をもって終了した12か月間:14,776百万ドルであった。

—後注は本情報の不可欠な一部である。米国GAAP指標と非GAAP指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17ページを参照。

モルガン・スタンレー

ウェルス・マネジメント業務
財務情報および統計データ
(無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率	
	2025年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2025年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2025年 9月30日 からの 増減率	2024年 12月31日 からの 増減率
ウェルス・マネジメント業務の指標					
顧客資産合計	\$ 7,381	\$ 7,054	\$ 6,194	5%	19%
純新規資産	\$ 122.3	\$ 81.0	\$ 56.5	51%	116%
米国銀行のローン	\$ 181.2	\$ 173.9	\$ 159.5	4%	14%
信用取引その他の貸付 ⁽¹⁾	\$ 31.2	\$ 27.9	\$ 28.3	12%	10%
預金 ⁽²⁾	\$ 408	\$ 398	\$ 370	3%	10%
預金の年率加重平均コスト					
期末	2.51%	2.72%	2.73%		
期中平均	2.67%	2.88%	2.94%		
アドバイザー主導チャネル					
アドバイザー主導顧客資産	\$ 5,715	\$ 5,414	\$ 4,758	6%	20%
手数料ベースの顧客資産	\$ 2,753	\$ 2,653	\$ 2,347	4%	17%
手数料ベース資産の流出入	\$ 45.6	\$ 41.9	\$ 35.2	9%	30%
アドバイザー主導顧客資産に占める 手数料ベース資産の割合	48%	49%	49%		
自己主導チャネル					
自己主導顧客資産	\$ 1,667	\$ 1,639	\$ 1,437	2%	16%
日次平均収益取引(単位:千)	1,116	1,012	911	10%	23%
自己主導世帯数(単位:百万)	8.5	8.4	8.3	1%	2%
勤務先チャネル					
株式報酬制度の権利未確定資産	\$ 534	\$ 534	\$ 475	—%	12%
株式報酬制度加入者数(百万人) ⁽³⁾	6.5	6.6	6.6	(2%)	(2%)

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー

投資運用業務

損益計算書情報、財務指標および比率
(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		12か月間		増減率
	2025年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2025年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2025年 9月30日 からの 増減率	2024年 12月31日 からの 増減率	2025年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2024年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	
収益:								
資産運用および関連手数料	\$ 1,649	\$ 1,534	\$ 1,555	7%	6%	\$ 6,068	\$ 5,627	8%
実績収益およびその他	71	117	88	(39%)	(19%)	457	234	95%
純収益	1,720	1,651	1,643	4%	5%	6,525	5,861	11%
人件費	568	632	575	(10%)	(1%)	2,481	2,302	8%
人件費以外の費用	684	655	654	4%	5%	2,566	2,422	6%
非金利費用合計	1,252	1,287	1,229	(3%)	2%	5,047	4,724	7%
法人所得税計上前利益	468	364	414	29%	13%	1,478	1,137	30%
モルガン・スタンレーに帰属する純利益	\$ 349	\$ 266	\$ 310	31%	13%	\$ 1,122	\$ 859	31%
税引前利益率	27%	22%	25%			23%	19%	
純収益に占める人件費の比率	33%	38%	35%			38%	39%	
純収益に占める人件費以外の費用の比率	40%	40%	40%			39%	41%	
平均普通株主資本利益率	13%	10%	11%			11%	8%	
平均有形普通株主資本利益率 ⁽¹⁾	138%	105%	109%			111%	76%	

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー

投資運用業務

財務情報および統計データ

(無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率		12か月間		
	2025年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	増減率
	12月31日	9月30日	12月31日	9月30日	12月31日	12月31日	12月31日	
	をもって	をもって	をもって	からの	からの	をもって	をもって	
	終了した	終了した	終了した	増減率	増減率	終了した	終了した	
	四半期	四半期	四半期			12か月間	12か月間	
運用・管理資産 (AUM)								
資産クラス別の純流出入								
株式	\$ (11.1)	\$ (6.1)	\$ (6.7)	(82%)	(66%)	\$ (24.7)	\$ (27.0)	9%
債券	8.0	8.4	8.0	(5%)	—%	26.2	16.2	62%
オルタナティブおよびソリューション	4.8	14.2	3.0	(66%)	60%	32.9	28.8	14%
長期純流出入	1.7	16.5	4.3	(90%)	(60%)	34.4	18.0	91%
流動性およびオーバーレイ・サービス	68.0	24.8	66.8	174%	2%	46.5	64.5	(28%)
純流出入合計	<u>\$ 69.7</u>	<u>\$ 41.3</u>	<u>\$ 71.1</u>	69%	(2%)	<u>\$ 80.9</u>	<u>\$ 82.5</u>	(2%)
資産クラス別の運用・管理資産								
株式	\$ 314	\$ 329	\$ 312	(5%)	1%			
債券	234	224	192	4%	22%			
オルタナティブおよびソリューション	703	683	593	3%	19%			
長期運用・管理資産	1,251	1,236	1,097	1%	14%			
流動性およびオーバーレイ・サービス	644	571	569	13%	13%			
運用・管理資産合計	<u>\$ 1,895</u>	<u>\$ 1,807</u>	<u>\$ 1,666</u>	5%	14%			

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

連結ベースのローンおよび貸付コミットメント
(無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率	
	2025年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2025年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2025年 9月30日 からの 増減率	2024年 12月31日 からの 増減率
法人・機関投資家向け証券業務					
ローン:					
企業向け	\$ 14.2	\$ 15.9	\$ 15.9	(11%)	(11%)
担保付貸付枠	70.8	66.1	51.2	7%	38%
商業用および住宅用不動産	12.0	12.2	11.1	(2%)	8%
有価証券に基づく貸付およびその他	10.7	9.2	8.9	16%	20%
ローン合計	107.7	103.4	87.1	4%	24%
貸付コミットメント	188.9	183.7	157.2	3%	20%
法人・機関投資家向け証券業務のローンおよび貸付コミットメント	\$ 296.6	\$ 287.1	\$ 244.3	3%	21%
ウェルス・マネジメント業務					
ローン:					
有価証券に基づく貸付およびその他	\$ 109.0	\$ 103.1	\$ 92.9	6%	17%
住宅用不動産	72.3	70.8	66.6	2%	9%
ローン合計	181.3	173.9	159.5	4%	14%
貸付コミットメント	20.3	18.4	19.3	10%	5%
ウェルス・マネジメント業務のローンおよび貸付コミットメント	\$ 201.6	\$ 192.3	\$ 178.8	5%	13%
連結ベースのローンおよび貸付コミットメント⁽¹⁾	\$ 498.2	\$ 479.4	\$ 423.1	4%	18%

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー

連結ベースのローンおよび貸付コミットメント
2025年12月31日現在の信用損失引当金(ACL)
(無監査、単位:百万ドル)

	ローンおよび 貸付コミット メント (総額)	信用損失 引当金 ⁽¹⁾	信用損失引当金 %	第4四半期 引当金繰入額
ローン:				
投資目的保有 (HF1)				
企業向け	\$ 7,277	\$ 260	3.6%	\$ 34
担保付貸付枠	69,149	201	0.3%	4
商業用および住宅用不動産	8,039	283	3.5%	(8)
その他	3,780	20	0.5%	1
法人・機関投資家向け証券業務 - 投資目的保有	\$ 88,245	\$ 764	0.9%	\$ 31
ウェルス・マネジメント - 投資目的保有	181,604	368	0.2%	(26)
投資目的保有	\$ 269,849	\$ 1,132	0.4%	\$ 5
売却目的保有	9,435			
公正価値	10,853			
ローン合計	290,137	1,132		5
貸付コミットメント	209,205	798	0.4%	13
連結ベースのローンおよび貸付コミットメント	\$ 499,342	\$ 1,930		\$ 18

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

後注

米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義

- (a) 当社は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国 GAAP」という。）を適用して連結財務諸表を作成している。当社は、本書において、また、決算リリース、決算およびその他の電話会議、財務情報の表示、最終委任状説明書、ならびにその他の公的開示において、一定の「非 GAAP 財務指標」を開示する場合がある。「非 GAAP 財務指標」とは、米国 GAAP に準拠して算定および表示された最も直接的に比較可能な指標から金額を除外または算入調整したものである。当社は、当社が開示する非 GAAP 財務指標は、当社の財政状態、経営成績および自己資本の透明性を一層高めるため、またその評価や比較を行う代替的な手段を提供するため、当社、投資家、アナリスト、およびその他の利害関係者にとって有益であると考えている。これらの指標は米国 GAAP に準拠したものまたは米国 GAAP に代替するものではなく、他社が使用している非 GAAP 財務指標と異なる場合や整合しない場合がある。当社が非 GAAP 財務指標に言及する場合は、当社は通常、それを定義するか、米国 GAAP に準拠して算定および表示された最も直接的に比較可能な財務指標を提示するとともに、米国 GAAP 財務指標と非 GAAP 財務指標との差異の調整も提示している。当社は、DCP 投資に係る時価評価損益の影響を純収益および報酬費用から除外した一定の非 GAAP 財務指標を表示している。DCP の影響は主に、ウェルス・マネジメント業務セグメントの業績に反映されている。これらの指標により、特にウェルス・マネジメント業務セグメントにおける、基礎となる業績および収益の趨勢の期間毎の比較可能性を高めることができる。これらの項目の影響を除外することで、当社は、事業の推進要因、ならびにそれに伴う純収益への影響および関連する報酬費用の対応する変動をより明確に説明することができる。詳細については、2024 年度様式 10-K の「経営者による財政状態および経営成績の検討および分析—エグゼクティブ・サマリー」を参照。
- (b) 以下は、非 GAAP 財務指標とみなされている。
- 有形普通株主資本は、のれんおよび無形資産（算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後）を除外した普通株主資本を表している。加えて、当社は、平均有形普通株主資本利益率（以下「ROTCE」という。）および普通株式 1 株当たり有形純資産（これらも非 GAAP 財務指標である。）等の有形普通株主資本を利用した一定の比率は、期間毎の事業の業績および自己資本の評価にそれぞれ有益であると考えている。
 - ROTCE は、モルガン・スタンレーの普通株主に帰属する年換算した利益の、平均有形普通株主資本に対する比率を表している。
 - 普通株式 1 株当たり有形純資産は、有形普通株主資本を流通普通株式数で除したものを表している。
 - セグメントの平均普通株主資本利益率および平均有形普通株主資本利益率は、セグメント別のモルガン・スタンレーに帰属する純利益（各セグメントへの優先配当金の配分額を控除後）を、それぞれ各セグメントに配分された平均普通株主資本および平均有形普通株主資本に対する比率として年率換算したものである。事業セグメントに配分される資本の金額は、通常は各年度の期首に決定され、重要な事業上の変更（例えば、事業の取得または処分）が生じた場合を除き、次の年次改定時まで当該年度を通じて固定される。
 - 純収益（DCP を除く）は、一定の従業員繰延現金報酬制度に関連した経済的ヘッジに係る時価評価損益の影響について調整後の純収益を表している。
 - 報酬費用（DCP を除く）は、投資パフォーマンスに連動した一定の従業員繰延現金報酬制度に関連した影響について調整後の報酬を表している。

後注

業績指標および用語の定義

当社の決算リリース、決算電話会議、財務情報の表示およびその他のコミュニケーションには、当社の財政状態および経営成績の透明性を高め、またその評価を行う代替的な手段を提供することから当社、投資家、アナリストおよびその他利害関係者にとって有用であると当社が考える一定の指標も含まれる場合がある。

1 ページ：

- (a) 信用損失引当金繰入額は、投資目的保有のローンおよび未実行貸付コミットメントに対する信用損失引当金繰入額を示している。
- (b) モルガン・スタンレーに帰属する純利益は、純利益から償還不能非支配持分に帰属する純利益を控除した金額である。
- (c) モルガン・スタンレーの普通株主に帰属する利益は、モルガン・スタンレーに帰属する純利益から優先配当金を控除した金額である。

2 ページ：

- (a) 平均普通株主資本利益率は、モルガン・スタンレーの普通株主に帰属する年換算した利益の、平均普通株主資本に対する比率を表している。
- (b) 平均有形普通株主資本利益率は、非 GAAP 財務指標である。
- (c) 普通株式 1 株当たり純資産は、普通株主資本を期末流通普通株式数で除したものを表している。
- (d) 普通株式 1 株当たり有形純資産は、非 GAAP 財務指標である。
- (e) 税引前利益率は、純収益に対する法人所得税計上前利益の比率を表している。
- (f) 全社の費用効率性比率は、純収益に対する非金利費用合計の比率を表している。

3 ページ：

- (a) 親会社およびその主要な事業子会社が主に保有する流動性資金は、適格流動資産（以下「HQLA」という。）および銀行預け金から構成されている。当社は、流動性資金の合計金額を、無担保債務の満期プロファイル、貸借対照表の規模および構成、偶発的なキャッシュ・アウトフローを含むストレス環境下での資金需要、法人、地域およびセグメントごとの流動性要件、規制上の要求事項ならびに担保要件といった要素を考慮したうえで、積極的に管理している。平均流動性資金は、2025 年 12 月 31 日、2025 年 9 月 30 日および 2024 年 12 月 31 日をもって終了した 3 か月間の平均日次残高を表している。
- (b) 当社の有形普通株主資本の計算に使用されるのれんおよび無形資産の残高は、算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後のものである。
- (c) 有形普通株主資本は、非 GAAP 財務指標である。
- (d) 米国銀行は、当社の米国銀行子会社であるモルガン・スタンレー・バンク・エヌ・エイおよびモルガン・スタンレー・プライベート・バンク・ナショナル・アソシエーションを指しており、銀行子会社間の取引ならびに親会社および関係会社からの預金は除いている。
- (e) 当社全体の地域別収益は、当社の管理ベースの連結純収益を反映している。純収益の地域別の分析方法の詳細については、当社の 2024 年度様式 10-K に記載する連結財務諸表に対する注記 22 に開示している。

4 ページ：

- (a) 当社による平均普通株主資本の事業セグメントへの配分は、社内の自己資本の測定尺度である所要自己資本の枠組みに基づいている。この枠組みは、リスク・ベースおよびレバレッジ・ベースの自己資本の測定尺度であり、該当する場合、ある時点でストレス事象による潜在的損失を負担した後に当社が継続企業資本の金額を維持することを確保するため、当社の規制上の自己資本と比較される。事業セグメントに配分される資本の金額は、通常は各年度の期首に決定され、重要な事業上の変更（例えば、事業の取得または処分）が生じた場合を除き、次の年次改定時まで当該年度を通じて固定される。当社は、平均普通株主資本の合計と、事業セグメントに配分された平均普通株主資本の合計との差額を親会社普通株主資本と定義している。所要自己資本の枠組みは、当社の自己資本の規制上の要求事項に基づいている。当社は、変化する規制上の要求事項による影響について、必要に応じて、所要自己資本の枠組みの評価を続けている。当該枠組みの詳細については、当社の 2024 年度様式 10-K の「経営者による財政状態および経営成績の検討および分析—流動性および資本の源泉—規制上の要求事項」を参照。
- (b) 当社のリスク・ベース自己資本比率は、(i) 信用リスクおよび市場リスクのリスク加重資産（以下「RWA」という。）を計算する標準的手法（以下「標準的手法」という。）および(ii) 信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクの RWA の計算に適用される先進的手法（以下「先進的手法」という。）の各手法に基づき計算されている。規制自己資本および比率の計算ならびに関連する規制上の要求事項の詳細については、当社の 2024 年度様式 10-K の「経営者による財政状態および経営成績の検討および分析—流動性および資本の源泉—規制上の要求事項」を参照。
- (c) 補完的レバレッジ比率は、Tier1 自己資本を、補完的レバレッジ・エクスポージャー全額で除したものに相当する。

5 ページ：

- (a) 法人・機関投資家向け証券業務の株式および債券の純収益には、トレーディング、純利息収益（受取利息から支払利息を差し引いた金額）、資産運用業務、委託手数料、投資およびこれらの事業に直接起因するその他の収益が含まれている。
- (b) 税引前利益率は、純収益に対する法人所得税計上前利益の比率を表している。
- (c) VaR は、過去に観測された市場リスク要因の動向に基づいて、ポートフォリオを 1 日保有した場合に、5%の頻度（すなわち、100 取引日につき 5 回）で超えたであろう、ポートフォリオの価額における未実現損失を表す。VaR の計算方法および当社の VaR の手法の限界に関する詳細については、当社の 2024 年度様式 10-K の「リスクに関する定量的および定性的情報の開示」に開示している。

6 ページ：

- (a) ウェルス・マネジメント・セグメントの取引収益には、投資銀行業務、トレーディングおよび委託手数料による収益が含まれている。
- (b) 純利息収益は、受取利息から支払利息を差し引いた金額である。
- (c) ウェルス・マネジメント・セグメントのその他の収益には、投資およびその他の収益が含まれている。
- (d) 税引前利益率は、純収益に対する法人所得税計上前利益の比率を表している。

後注

業績指標および用語の定義

当社の決算リリース、決算電話会議、財務情報の表示およびその他のコミュニケーションには、当社の財政状態および経営成績の透明性を高め、またその評価を行う代替的な手段を提供することから当社、投資家、アナリストおよびその他利害関係者にとって有用であると当社が考える一定の指標も含まれる場合がある。

7 ページ：

- (a) 顧客資産は、ウェルス・マネジメント業務がサービスを提供している資産を表しており、当該サービスにはファイナンシャル・アドバイザー主導型の仲介、保管、事務管理および投資アドバイザー・サービス、自己主導型の仲介および投資アドバイザー・サービス、ファイナンシャル・プランニングおよびウェルス・プランニングのサービス、ならびに株式報酬制度の管理を含む職場サービスおよび退職制度サービスが含まれる。
- (b) 純新規資産は、顧客資産の流入額（利息、配当、および資産の取得を含む）から顧客資産の流出額を差し引いたものであり、企業結合/事業分離による影響および委託手数料の影響を除外している。
- (c) 信用取引その他の貸付は、信用取引貸付契約（適格有価証券の価額を担保に顧客が借入を行うことを可能とする契約）、およびその他の貸付（非銀行事業体に係る目的自由型の有価証券担保貸付を含む）を表している。
- (d) 預金は、ウェルス・マネジメント業務の顧客預金および米国銀行子会社に係るその他の資金源を源泉とする債務を反映している。預金には、スイープ預金プログラム、貯蓄およびその他の預金ならびに定期預金が含まれている。
- (e) 預金の年率加重平均コストは、関連するヘッジ・デリバティブの影響を含む、さまざまな預金商品の年率加重平均コストの合計を表している。期末の預金コストは 2025 年 12 月 31 日、2025 年 9 月 30 日および 2024 年 12 月 31 日現在の残高および金利に基づいている。期中平均は、当該期間の日次残高と金利に基づいている。
- (f) アドバイザー主導顧客資産は、ウェルス・マネジメント業務の営業員を割り当てている口座内の顧客資産を表している。
- (g) 手数料ベースの顧客資産は、サービスに対する支払が顧客口座の資産により計算される手数料を基礎とする場合の当該資産の金額を表している。
- (h) 手数料ベース資産の流出入には、新規の手数料ベース資産（純額）（資産の取得を含む。）、口座振替額（純額）、配当、利息および顧客手数料が含まれるが、法人・機関投資家向けの現金管理関連活動は除かれている。手数料ベース資産の流出入に含まれる流入額および流出額の説明については、2024 年度様式 10-K の「手数料ベースの顧客資産」を参照。
- (i) 自己主導顧客資産は、稼働口座のうちアドバイザー主導ではないものを示している。稼働口座は 25 ドル以上の資産がある口座と定義されている。
- (j) 日次平均収益取引（DARTs）は、一定期間における自己主導取引件数の合計を、当該期間中の取引日の日数で除したものに相当する。
- (k) 自己主導世帯数は、自己主導資産がある稼働口座を 1 口座以上保有する世帯数の合計である。当社のウェルス・マネジメント業務のチャネルの 1 つ以上に関する個人世帯または加入者は、それぞれのチャネルの件数に含まれている。
- (l) 勤務先チャネルの資産には、企業ならびにその管理職および従業員を対象とした株式報酬ソリューションが含まれている。株式報酬制度の権利未確定資産は、期末現在の公開企業有価証券の市場価額を反映している。
- (m) 株式報酬制度加入者数は、勤務先チャネルにおいて、権利確定済および／または権利未確定の株式報酬制度資産を有する口座の合計を表している。複数の制度に口座を持つ個人については、各制度において加入者として数えられている。

8 ページ：

- (a) 資産運用および関連手数料は、資産運用および事務管理手数料、販売手数料ならびに成功報酬の形式によらない実績に基づく報酬を反映している。資産運用および関連手数料は、当社の連結損益計算書に報告されている資産運用業務を反映している。
- (b) 実績収益およびその他には、成功報酬の形式による実績に基づく報酬、投資損益、シード資金および一定の従業員繰延報酬制度に係るヘッジ損益、純利息ならびにその他の収益が含まれている。実績収益およびその他は、当社の連結損益計算書に報告されている投資、投資銀行業務、トレーディング、純利息およびその他の収益を反映している。
- (c) 税引前利益率は、純収益に対する法人所得税計上前利益の比率を表している。

9 ページ：

- (a) 投資運用業務のオルタナティブおよびソリューションの資産クラスには、ファンド・オブ・ファンズ、不動産、プライベート・エクイティ、クレジット・ストラテジーズ、マルチ・アセット・ポートフォリオならびに分別勘定ポートフォリオにおける商品が含まれている。
- (b) 投資運用業務の純流出入には、新規の契約、投資または再投資（顧客による償還、資金投資期間後の資本払戻および再投資されていない分配金を控除後）が含まれており、約定期間から資本投資期間への資金の移行の影響は除かれる。
- (c) オーバーレイ・サービスは、バシブ・エクスポージャー商品を使用して、ファンドの基礎となる保有商品によって提供されるエクスポージャーを上回る特定のポートフォリオのエクスポージャーを取得、相殺または代替する投資戦略を反映している。
- (d) 少数株主の資産持分は、運用・管理資産合計から除外されている。少数株主の資産持分は、当社が投資を有し持分法で会計処理している第三者資産運用会社によって運用される資産に対する投資運用事業セグメントの比例持分を表している。

10 ページおよび 11 ページ：

- (a) 企業向けローンにはリレーションシップ・ローンおよびイベント・ドリブン・ローンが含まれており、これらは一般的にリボルビング与信枠、ターム・ローンおよびブリッジ・ローンからなる。
- (b) 担保付貸付枠には、顧客に提供したローンが含まれており、これらは主に、住宅用不動産、商業用不動産、企業資産および金融資産を含む様々な資産を担保とするローンにより担保されている。
- (c) 有価証券に基づく貸付およびその他には、セールス&トレーディング顧客への融資および流通市場で購入した企業向けローンが含まれている。
- (d) 法人・機関投資家向け証券業務の貸付コミットメントには、主に企業向け貸付業務が含まれている。

後注

定量的情報・算定に関する補足資料

1 ページ:

(1) 以下は、DCP に関連した投資に係る時価評価損益の純収益への影響および DCP に関連した報酬費用への影響を示している。

	2025 年度 第 4 四半期	2025 年度 第 3 四半期	2024 年度 第 4 四半期	2025 年 12 月 31 日をもって 終了した 12 か月間	2024 年 12 月 31 日をもって 終了した 12 か月間
純収益	\$ 17,890	\$ 18,224	\$ 16,223	\$ 70,645	\$ 61,761
DCP に係る時価評価に関する調整	5	(248)	9	(471)	(363)
調整後の純収益—非 GAAP	\$ 17,895	\$ 17,976	\$ 16,232	\$ 70,174	\$ 61,398
報酬費用	\$ 7,063	\$ 7,442	\$ 6,289	\$ 29,216	\$ 26,178
DCP に係る時価評価に関する調整	(95)	(300)	(92)	(764)	(672)
調整後の報酬費用—非 GAAP	\$ 6,968	\$ 7,142	\$ 6,197	\$ 28,452	\$ 25,506

- 線延現金報酬制度の報奨に関する報酬費用は、従業員が選択した参照投資の公正価値における変動につき調整した、付与された報奨の想定元本に基づき算定される。報酬費用は、繰り延べられた報奨の個別の各権利確定部分に関連する権利確定期間にわたり認識される。上表には、非 GAAP 指標である調整後の報酬費用が表示されている。これは、一定の線延現金報酬制度に関連して報酬費用に認識された金額を除外したものである。
- 当社は、線延現金報酬制度による一定の債務を経済的にヘッジするために、金融商品およびその他の投資に自己勘定取引として直接投資している。これらの投資の公正価値の変動（金融費用控除後）は、純収益に計上され、ウェルス・マネジメント事業セグメントの取引収益に含まれる。通常、参照投資の公正価値の変動から生じる報酬費用の変動は、純収益に認識される投資の公正価値の変動と相殺されるが、当社の投資に係る損益の即時の認識と、関連する報酬費用の権利確定期間にわたる線延認識との間には、一般的に期間的な差異が生じる場合がある。この期間的な差異は、いずれの個々の期間においても当社の法人所得税計上前利益にとって重要ではないものの、純収益および報酬費用に対して潜在的に重要な影響を及ぼすことから、ウェルス・マネジメント事業セグメントの特定の期間における報告比率および営業指標に影響を与える可能性がある。上表には、非 GAAP 指標である調整後の純収益が表示されている。これは、一定の線延現金報酬制度に関連した投資に係る時価評価損益（金融費用控除後）に関連して純収益に認識された金額を除外したものである。

(2) 当社の費目別の非金利費用は以下のとおりである。

	2025 年度 第 4 四半期	2025 年度 第 3 四半期	2024 年度 第 4 四半期	2025 年 12 月 31 日をもって 終了した 12 か月間	2024 年 12 月 31 日をもって 終了した 12 か月間
人件費	\$ 7,063	\$ 7,442	\$ 6,289	\$ 29,216	\$ 26,178
人件費以外の費用:					
仲介、決済および取引手数料	1,128	1,141	1,180	4,679	4,140
情報処理および通信費	1,160	1,119	1,059	4,418	4,088
専門家役員報酬	769	685	798	2,839	2,901
事務所設備関連費用	491	473	527	1,872	1,905
マーケティングおよび事業開拓費	358	280	279	1,173	965
その他	1,143	1,056	1,070	4,145	3,724
人件費以外の費用合計 ^(a)	5,049	4,754	4,913	19,126	17,723
非金利費用合計	\$ 12,112	\$ 12,196	\$ 11,202	\$ 48,342	\$ 43,901

- (a) 2025 年 12 月 31 日、2025 年 9 月 30 日および 2024 年 12 月 31 日をもって終了した四半期、ならびに 2025 年および 2024 年 12 月 31 日をもって終了した 12 か月間において、全社の業績には、FDIC の特別賦課金がそれぞれ (32) 百万ドル、(8) 百万ドル、(4) 百万ドル、(40) 百万ドルおよび 36 百万ドル含まれている。当該 FDIC の特別賦課金は、各事業セグメントの業績に以下のように報告されている：法人・機関投資家向け証券業務：2025 年度第 4 四半期：(14) 百万ドル、2025 年度第 3 四半期：(3) 百万ドル、2024 年度第 4 四半期：(2) 百万ドル、2025 年 12 月 31 日をもって終了した 12 か月間：(17) 百万ドル、2024 年 12 月 31 日をもって終了した 12 か月間：15 百万ドル、ウェルス・マネジメント業務：2025 年度第 4 四半期：(18) 百万ドル、2025 年度第 3 四半期：(5) 百万ドル、2024 年度第 4 四半期：(2) 百万ドル、2025 年 12 月 31 日をもって終了した 12 か月間：(23) 百万ドル、2024 年 12 月 31 日をもって終了した 12 か月間：21 百万ドル。

2 ページ:

(1) 上記の後注 1 ページ (2) を参照。

3 ページ:

- (1) 投資目的保有ローン（引当金控除後）および売却目的保有ローンに加え、貸借対照表上トレーディング資産に含まれる公正価値で測定するローンが含まれている。
- (2) 2025 年 12 月 31 日、2025 年 9 月 30 日および 2024 年 12 月 31 日現在の米国銀行の投資有価証券ポートフォリオには、満期保有目的の投資有価証券がそれぞれ 442 億ドル、452 億ドルおよび 478 億ドル含まれていた。

4 ページ:

(1) 自己資本比率は、プレス・リリースの発行日 (2026 年 1 月 15 日) 現在の推定値である。

5 ページ:

- (1) 法人・機関投資家向け証券業務の平均有形普通株主資本は、のれんおよび無形資産（算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後）を除外して調整した平均普通株主資本を示している。この調整額は、2025 年度第 4 四半期：457 百万ドル、2025 年度第 3 四半期：457 百万ドル、2024 年度第 4 四半期：482 百万ドル、2025 年 12 月 31 日をもって終了した 12 か月間：457 百万ドル、2024 年 12 月 31 日をもって終了した 12 か月間：482 百万ドルである。

後注

定量的情報・算定に関する補足資料

6 ページ:

(1) 以下は、DCPに関連した投資に係る時価評価損益の純収益への影響およびDCPに関連した報酬費用への影響を示している。

	2025 年度 第 4 四半期	2025 年度 第 3 四半期	2024 年度 第 4 四半期	2025 年 12 月 31 日をもって 終了した 12 か月間	2024 年 12 月 31 日をもって 終了した 12 か月間
純収益	\$ 8,429	\$ 8,234	\$ 7,478	\$ 31,754	\$ 28,420
DCPに係る時価評価に関する調整	21	(206)	26	(348)	(239)
調整後の純収益—非 GAAP	\$ 8,450	\$ 8,028	\$ 7,504	\$ 31,406	\$ 28,181
報酬費用	\$ 4,416	\$ 4,388	\$ 3,950	\$ 16,950	\$ 15,207
DCPに係る時価評価に関する調整	(66)	(222)	(58)	(535)	(431)
調整後の報酬費用—非 GAAP	\$ 4,350	\$ 4,166	\$ 3,892	\$ 16,415	\$ 14,776

(2) ウェルス・マネジメント業務の平均有形普通株主資本は、のれんおよび無形資産（算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後）を除外して調整した平均普通株主資本を示している。この調整額は、2025 年度第 4 四半期：13,088 百万ドル、2025 年度第 3 四半期：13,088 百万ドル、2024 年度第 4 四半期：13,582 百万ドル、2025 年 12 月 31 日をもって終了した 12 か月間：13,088 百万ドル、2024 年 12 月 31 日をもって終了した 12 か月間：13,582 百万ドルである。

7 ページ:

(1) ウェルス・マネジメント業務のその他の貸付には、2025 年 12 月 31 日、2025 年 9 月 30 日および 2024 年 12 月 31 日をもって終了した各期間において、非銀行事業体に係る目的自由型の有価証券担保貸付がそれぞれ 20 億ドル含まれている。

(2) 2025 年 12 月 31 日、2025 年 9 月 30 日および 2024 年 12 月 31 日をもって終了した四半期におけるウェルス・マネジメント業務の預金の詳細は、以下のとおりである。

	2025 年度 第 4 四半期	2025 年度 第 3 四半期	2024 年度 第 4 四半期
証券スweep預金	\$ 142	\$ 136	\$ 140
その他の預金	266	262	230
預金合計	\$ 408	\$ 398	\$ 370

(3) 株式報酬制度加入者数は 2025 年度下半期において僅かに減少している。これは主に、以前に公表済みの EMEA における当社の株式報酬制度事業の売却によるものである。

8 ページ:

(1) 投資運用業務の平均有形普通株主資本は、のれんおよび無形資産（算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後）を除外して調整した平均普通株主資本を示している。この調整額は、2025 年度第 4 四半期：9,557 百万ドル、2025 年度第 3 四半期：9,557 百万ドル、2024 年度第 4 四半期：9,676 百万ドル、2025 年 12 月 31 日をもって終了した 12 か月間：9,557 百万ドル、2024 年 12 月 31 日をもって終了した 12 か月間：9,676 百万ドルである。

10 ページ:

(1) 投資運用業務は、2025 年 12 月 31 日、2025 年 9 月 30 日および 2024 年 12 月 31 日をもって終了した四半期において、ローン残高をそれぞれ 93 百万ドル、49 百万ドルおよび 204 百万ドル反映した。

11 ページ:

(1) 2025 年 12 月 31 日をもって終了した四半期における、ローンおよび貸付コミットメントに係る引当金のロールフォワードは以下のとおりである。

	法人・機関投資 家向け証券業務	ウェルス・ マネジメン ト 業務	合計
ローン			
信用損失引当金			
期首残高、2025 年 9 月 30 日	\$ 822	\$ 391	\$ 1,213
純償却額	(87)	-	(87)
繰入額	31	(26)	5
その他	(2)	3	1
期末残高、2025 年 12 月 31 日	\$ 764	\$ 368	\$ 1,132
貸付コミットメント			
信用損失引当金			
期首残高、2025 年 9 月 30 日	\$ 769	\$ 15	\$ 784
純償却額	-	-	-
繰入額	11	2	13
その他	-	1	1
期末残高、2025 年 12 月 31 日	\$ 780	\$ 18	\$ 798
ローンおよび貸付コミットメント			
信用損失引当金			
期首残高、2025 年 9 月 30 日	\$ 1,591	\$ 406	\$ 1,997
純償却額	(87)	-	(87)
繰入額	42	(24)	18
その他	(2)	4	2
期末残高、2025 年 12 月 31 日	\$ 1,544	\$ 386	\$ 1,930

本補足財務情報は、財務、統計および事業に関連する情報、ならびに事業およびセグメントの趨勢を含んでいる。
本情報は、2026年1月15日に公表された当社の第4四半期決算プレス・リリースと合わせて読まれるべきものである。

以下は、2024年12月31日に終了した年度に関して2025年6月30日に関東財務局に提出した有価証券報告書の提出日以降の主な後発事象であり、2025年12月31日に終了した年度に関して2026年2月19日に米国証券取引委員会に提出した当社の様式10-Kによる年次報告書から抜粋している。

偶発事象

訴訟

以下に記載する事件に加えて、当社は随時、グローバルで多様な総合金融サービス機関としての通常の事業活動に関連して各種の訴訟(仲裁および集団訴訟等を含む。)の被告とされており、これらの係属中または提起されるおそれのある訴訟のなかには多額の補償的または懲罰的損害賠償、あるいは不特定額の損害賠償が請求されているものもある。また主な被告となっているまたは本来は主な被告となるべき第三者事業体がすでに破産していたり、財政危機に直面していたりする事例や、適用ある補償義務を履行することができない事例もある。これらの訴訟には、反トラストに関する請求、各種の虚偽請求取締法に基づく請求、ならびに当社のウェルス・マネジメント業務、セールス・トレーディング業務および資本市場における活動に起因する事件等が含まれる。

加えて当社は随時、当社の事業、特にセールス、トレーディング、ファイナンス、プライム・ブローカレッジ、マーケットメイク業務、投資銀行助言業務、資本市場活動、当社が出資、引受けまたは販売を行う金融商品または募集、ウェルス・マネジメント業務および投資運用業務、ならびに税務、会計および営業上の事項を対象として政府機関またはその他の規制機関が行う他の公式・非公式の精査、調査および手続に関与しており、これらが最終的に不利益な決定、和解、罰金、反則金、不当利得の返還、原状回復、没収、差止め、一定の業務を行う当社の能力に対する制限その他による処分の結果をもたらす可能性がある。

当社は、係属中の各事件において、責任または損害賠償の金額について適宜争っている。入手された情報により財務諸表の日付において債務が発生している可能性が示され、当社が損失の金額または損失の範囲を合理的に見積もることができる場合には、以下に記載する個別の手続または調査の一部に関するものを含め、利益に対し見積損失予想額を費用計上している。

単位：百万ドル	2025年	2024年	2023年
訴訟費用	137	106	488

当社の訴訟費用は、当社を含むグローバル金融サービス企業に影響を及ぼす政府機関または規制機関による調査や民事訴訟の現状に鑑みて、期間毎に変動する場合があります、今後もその可能性がある。

多くの訴訟手続および調査において、損失が生じるかまたはその合理的な可能性があるかを判断したり、あるいは損失額を見積もったりすることは本質的に困難である。加えて、損失が生じるかまたはその合理的な可能性があるかと判断しても、あるいは損失エクスポージャーまたは損失の範囲が従前に認識した偶発損失に対する計上済み負債を超過すると判断しても、損失額または損失の範囲を合理的に見積もることは不可能な場合がある。特に、事実関係が解明中または係争中である場合や、原告または政府機関が多額または不特定額の損害賠償、原状回復、没収、不当利得の返還または反則

金を請求している場合には、損失が生じうるかまたはその合理的な可能性があるかを判断したり、あるいは損失額を見積もったりすることは困難である。係属中の手続または調査に関して損失もしくは追加的な損失(または損失の範囲もしくは追加的な損失の範囲)が生じうるかまたはその合理的な可能性があるかを判断したり、あるいは損失額を見積もったりすることができるようになる前に、長期にわたる可能性のある証拠開示手続や重要な事実の判断、クラスの認定に関連する問題の判断、損害賠償その他の救済に係る金額の算定、および当該手続または調査に関連のある新規または未解決の法的な問題の検討等により、多くの問題が解決される必要があるであろう。

当社は以下に重大な損失が生じる合理的な可能性があると考えざるすべての個々の手続または調査を特定した。当社は、重大な損失が生じる合理的な可能性があるかと判断した一部の訴訟手続において、損失または損失の範囲を合理的に見積もることができない。損失または損失の範囲が生じる合理的な可能性があるかと当社が判断した事件は他にも存在するが、当社は、現時点で知る限りにおいてかつ顧問との協議のうえ、かかる手続および調査の結果が、ある特定の報告期間における当社の事業または経営成績に重大な影響を及ぼすか、または当社の評判を著しく毀損する可能性はあるものの、当該損失が当社の財務諸表全体に重大な悪影響を及ぼすおそれはないと考えている。

なお、当社が個別または集会的に重大と確信する一定の手続または調査を下記で特定してはいるものの、現時点では提起されていない請求、または潜在的損失が生じうるかもしくはその合理的な可能性があるとの判断に至っていない請求により、重大な損失を被らないという保証はない。

反トラストに関する事件

当社および他の金融機関は、金融サービス業界の様々な局面において反競争的行為に従事した疑いに関して、以下に記載する事件を含め、複数の政府当局による調査および民事訴訟事件に対応している。

2016年2月以降、当社は、反トラスト集団訴訟を意図した複数の訴訟の被告とされ、当該訴訟は現在、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所(「SDNY」)において「金利スワップ反トラスト訴訟」と題する単一の手続に併合されている。原告らは、当社およびその他複数の被告金融機関が、2008年から2016年12月までの間に、金利スワップ取引の取引所ベースの電子プラットフォームの整備を妨害しようとした疑いに関して米国連邦およびニューヨーク州の反トラスト法に違反した等と主張している。当該訴訟は、被告らから金利スワップを購入した投資家らのクラス(認定前)およびかかるプラットフォームを整備する取組みを被告らに妨害されたとされる3つのスワップ執行ファシリティの運営者を代表して提起された。併合後の訴状においては、とりわけ、原告らの投資家クラスの認定および三倍賠償が求められている。2017年7月28日、裁判所は、被告らによる訴状却下申立ての一部を認容し、一部を否認した。2023年12月15日、裁判所は、クラス認定を求めるクラスの原告らによる申立てを否認した。2023年12月29日、クラスの原告らは、当該決定を不服として米国第2巡回控訴裁判所に上訴の許可を求めた。2024年2月28日、当事者らは、当該クラスの請求を和解することで原則合意に達した。2025年7月17日、裁判所は、和解を最終承認した。3つのスワップ執行ファシリティの運営者によって提起された請求は、引き続き係属中である。

当社は、3件の反トラスト集団訴訟の被告とされており、当該訴訟は、SDNYにおいて「フィラデルフィア市ほか対バンク・オブ・アメリカ・コーポレーションほか」と題する単一の手続に併合されて

いる。原告らは、当社およびその他複数の被告金融機関が、変動金利要求払債（「VRDO」）の金利を人為的に上げようとした疑いに関して米国の反トラスト法および関連州法に違反した等と主張している。併合後の訴状においては、とりわけ、原告らのクラスの認定および三倍賠償が求められている。当該訴訟は、被告らが再販売代理人を務めたVRDOを発行した地方自治体のクラスを代表して提起された。2020年11月2日、裁判所は、州法上の請求を却下する一方、米国の反トラスト法上の請求については却下を否認することで、被告らによる併合訴状却下の申立ての一部を認容し、一部を否認した。2023年9月21日、裁判所は、原告らのクラス認定の申立てを認容した。2024年2月5日、米国第2巡回控訴裁判所は、当該決定に係る上訴の許可を認容し、2025年8月1日、裁判所の決定を支持した。2025年12月1日、被告らは、米国第2巡回控訴裁判所の2025年8月の決定に関し、合衆国最高裁判所に裁量上訴令状を求める申立てを行った。

欧州に関する事件

税務

事件番号15/3637および事件番号15/4353と題する事件において、オランダ税務当局（「オランダ当局」）は、オランダの裁判所において、当社が過去に約124百万ユーロ（約146百万ドル）および経過利息の所得税額控除をもって2007年から2012年までの課税年度に係る当社の法人所得税債務と相殺したことと異議を申し立てた。オランダ当局は、当社の子会社が関連する日において源泉徴収税の対象となる一部の有価証券に対する法的所有権を有していなかったこと等を根拠に、当社が所得税額控除を受ける権利を有していなかったと主張した。2018年4月26日、アムステルダムの地方裁判所は、係争中の課税年度の一部に関するオランダ当局の申立てを却下する決定を下した。2020年5月12日、アムステルダム控訴裁判所は、オランダ当局による事件番号18/00318および事件番号18/00319と改題された事件に関する上訴を認容した。2024年1月19日、オランダ最高裁判所は、当社による事件番号20/01884と改題された事件に関する上訴を認容し、ハーグの控訴裁判所に本件を付託した。2024年11月11日、当社は、2007年から2012年までの課税年度に係るオランダ当局による異議申立ての和解に合意し、過去に相殺した上記の金額および利息の支払いを行い、当該訴訟は取り下げられた。

2021年6月22日、オランダ刑事当局は、2007年から2012年までの当社の子会社の税務申告書の正確性に関して、オランダ当局が提起した民事請求に関する当社の調査に関連して各種の書類を請求した。2025年9月30日、オランダの検察官は、2007年から2012年にかけて虚偽の税務申告書を提出したとして、当社の子会社であるモルガン・スタンレー・デリバティブズ・プロダクツ（ネザーランド）ビー・ヴィーおよびモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーに起訴状を送達した。本件は、2025年11月27日、オランダの検察官が、モルガン・スタンレー・デリバティブズ・プロダクツ（ネザーランド）ビー・ヴィーおよびモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーに対し、総額101百万ユーロ（約117百万ドル）の罰金命令を科すと公表し、当該罰金が2025年第4四半期に支払われたことで解決した。

英国債に関する事件

2025年2月21日、英国競争・市場庁は、特に2009年から2012年までの間における一定の流動性債券商品に関する当社の活動に関して金融サービス分野において反競争的な取決めを行った疑いに係る調

査について、当社およびその他の金融機関との和解を発表した。これとは別に、2023年6月16日、当社は、SDNYにおいて「オクラホマ州消防士退職年金基金対ドイチェバンク・アクチエンゲゼルシャフトほか」と題する反トラスト集団訴訟を意図した訴訟の被告とされた。原告らは、とりわけ、当社およびその他複数の被告金融機関が、2009年から2013年の間に米国で取引された英国債の価格を操作しようとした疑いに関して米国の反トラスト法に違反した等と主張している。訴状においては、とりわけ、原告らのクラス認定および三倍賠償が求められている。2024年9月16日、裁判所は、被告らによる訴状却下の共同申立てを認容し、訴状は再訴可能性のあるものとして却下された。2024年10月、当社および他の一部の被告らは、当該米国訴訟において和解することで原則合意に達した。2025年3月17日、裁判所は、和解を仮承認した。

その他

2013年5月17日、「清算手続中のアイケービー・インターナショナル・エスアーほか対モルガン・スタンレーほか」の原告は、当社および一部の関連会社を相手取り、ニューヨーク州高位裁判所ニューヨーク郡支部に訴状を提出した。訴状においては、被告らが、住宅担保ローンを組み込む証券化信託に裏付けられた一定のモーゲージ・パススルー証券を原告に販売するにあたり、重大な不実表示および不作為を行ったと主張されている。当社が出資し、引き受けまたは原告に販売したとされる証券の総額は、約133百万ドルであった。訴状では、当社に対する訴訟原因として、コモンロー上の詐欺、詐欺的隠蔽、詐欺の幫助および教唆ならびに過失による不実表示が主張されており、特に、補償的・懲罰的損害賠償が求められている。2014年10月29日、裁判所は、当社による却下申立ての一部を認容し、一部を否認した。4つの証券に関する請求は、すべて却下された。当社が発行しまたは原告に販売したとされる証券の当該請求却下後の残額は、約116百万ドルであった。2016年8月11日、上訴部は、当社による訴状却下の申立てを一部否認する第一審裁判所の命令を支持した。2022年7月15日、当社は、残存するすべての請求に関する略式判決を求める申立てを行った。2023年3月1日、裁判所は、当社による略式判決の申立ての一部を認容し、一部を否認して、本件において争点となっている、不実表示とされる範囲を限定した。2024年3月26日、上訴部は、第一審裁判所の略式判決命令を支持した。2024年8月27日、原告は、審理において特定の証拠を排除する決定を裁判所が下したことに鑑みて、審理における自らの請求の立証が不可能であると裁判所に通知し、証拠に関する決定について上訴権を認めることを条件として、裁判所に本訴訟を却下するよう求めた。2024年8月28日、裁判所は本訴訟を却下し、当社勝訴の判決が登録されたが、原告は、これを不服として上訴した。

2024年2月以降、モルガン・スタンレー・スミス・バーニー・エルエルシー(「MSSB」)およびE*TRADEセキュリティーズ・エルエルシー(「E*TRADEセキュリティーズ」)等は、ニュージャージー州米国連邦地方裁判所およびSDNYにおいて係属中の複数の推定集団訴訟の被告とされている。当該集団訴訟は、証券取引口座、アドバイザー口座および退職年金口座の保有者を代表して提起され、MSSBまたはE*TRADEセキュリティーズが、現金スイープ商品について合理的な利率の金利を支払わなかったとして、様々な契約上、信認上および制定法上の請求(威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法(合衆国法典第18編第1962条第(c)項から第(d)項)に基づくものを含む。)が主張されている。SDNYにおいて係属中のすべての訴訟(いずれもMSSBの現金スイープ・プログラムにのみ焦点を当てたもの)は、「エステート・オブ・シェルリップほか対モルガン・スタンレーほか」と題する単一の訴訟に併合された。2025年8月15日、修正集団訴訟訴状が提出された。2025年9月12日、MSSBは、訴状却下の申立てを行った。ニ

ユージージョージ州米連邦地方裁判所において係属中の訴訟(MSSBおよびE*TRADEセキュリティーズの双方に対する請求を含む。)は、「E*TRADEキャッシュ・スイープ訴訟(事件番号2:24-cv-00603)」と題する単一の訴訟に併合された。当社は、当該訴訟における主任弁護士の選任およびその後の併合訴状の提出を待っている。これらの訴訟においては、とりわけ、原告らのクラスの認定、不特定額の補償的損害賠償、エクイティに基づく救済および差止めによる救済ならびに三倍賠償が請求されている。当社はまた、関連会社の銀行預金プログラムにスイープされた証券取引口座の現金残高に関して、州証券規制当局からの情報提供要請を受け、これに対応している。

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

以下の情報は、2026年2月19日に米国証券取引委員会(「SEC」)に提出した当社の2025年12月31日終了年度の様式10-Kによる年次報告書を出典としている。

概説

モルガン・スタンレーは、法人・機関投資家向け証券業務、ウェルス・マネジメント業務および投資運用業務のいずれの事業セグメントにおいても、市場で重要な地位を維持するグローバルな金融サービス会社である。モルガン・スタンレーは、法人、政府機関、金融機関および個人を含む広く多様な取引先および顧客に対し、各子会社および関連会社を通じて広範な商品とサービスを提供している。モルガン・スタンレーは、全社一体型企業(Integrated Firm)として運営しており、その事業セグメント全体で顧客に包括的なサービスを提供している。文脈により別の解釈が必要な場合を除き、「モルガン・スタンレー」または「当社」とは、モルガン・スタンレー(「親会社」)とその連結子会社を指す。

当社の各事業セグメントの顧客ならびに主要な商品およびサービスの内容は次のとおりである。モルガン・スタンレーの一部の顧客は、全社一体型企業(Integrated Firm)を通じて、モルガン・スタンレーの複数の事業セグメントの製品およびサービスを利用している場合がある。

法人・機関投資家向け証券業務

法人、政府機関、金融機関および超富裕層の個人顧客に対し、様々な商品およびサービスを提供する。投資銀行業務には、資本調達およびファイナンシャル・アドバイザー業務(債券、持分証券およびその他の商品の引受けや、合併および買収、リストラクチャリングならびにプロジェクト・ファイナンスに関する助言の提供等)が含まれる。当社の株式および債券で構成されるマーケット業務では、セールス、ファイナンシング、プライム・ブローカレッジ、マーケットメイクおよびアジアのウェルス・マネジメント業務を提供しており、一定の事業関連投資が含まれる。貸付業務には、企業向けローンおよび商業用不動産ローンのオリジネーション、有担保貸付ファシリティの提供ならびに顧客に対する有価証券担保融資およびその他の融資が含まれる。その他業務にはリサーチが含まれる。

ウェルス・マネジメント業務

個人投資家(富裕層および超富裕層を含む。)、事業者および機関に対して、広範囲にわたる金融サービスおよび金融ソリューションを提供する。ウェルス・マネジメント業務は、3つのチャンネル(アドバイザー主導型、自己指図型および職域関連型)を通じて顧客をサポートしている。ウェルス・マネジメント業務には、ファイナンシャル・アドバイザー主導の仲介・投資助言・証券保管・現金管理・証券管理業務、自己指図型ブローカレッジ業務、資産運用・財形プランニング業務、ストック・プランの管理を含む職域関連業務、有価証券担保貸付、住宅・商業用不動産ローンおよびその他の貸付商品、銀行業務、ならびに退職制度関連業務が含まれる。

投資運用業務

法人・機関投資家および仲介機関全般にわたる各種の顧客グループに対し、各地域、各資産クラスおよび各公開・未公開市場に及ぶ多岐にわたる投資戦略および投資商品を提供する。戦略および商品は、様々な投資ビークルを通じて提供され、株式、債券、オルタナティブおよびソリューションならびに流動性商品およびオーバーレイ業務を含む。法人・機関投資家顧客には、確定給付制度／確定拠出制度、財団、寄付基金、政府機関、ソブリン・ウェルス・ファンド、保険会社、第三者ファンドのスポンサーおよび法人が含まれる。個人顧客は、通常、仲介機関(関連販売業者およびそれ以外の販売業者を含む。)を通じてサービスを受ける。

2. 主要な経営指標等の推移

以下の情報は、2026年2月19日にSECに提出した当社の2025年12月31日終了年度の様式10-Kによる年次報告書からの抜粋である。

	2025年	2024年	2023年	2022年 ⁽²⁾	2021年 ⁽¹⁾
損益計算書データ					
<i>(単位：百万ドル)</i>					
収益					
非金利収益合計(3)	60,599	53,150	45,913	44,341	51,710
受取利息(4)	59,063	54,135	45,849	21,595	9,411
支払利息(4)	49,017	45,524	37,619	12,268	1,366
純利息	10,046	8,611	8,230	9,327	8,045
純収益(3)	70,645	61,761	54,143	53,668	59,755
貸倒引当金繰入額(3)	349	264	532	280	4
非金利費用					
人件費	29,216	26,178	24,558	23,053	24,628
非報酬費用(3)	19,126	17,723	17,240	16,246	15,455
非金利費用合計(3)	48,342	43,901	41,798	39,299	40,083
税引前利益	21,954	17,596	11,813	14,089	19,668
法人所得税費用	4,929	4,067	2,583	2,910	4,548
純利益	17,025	13,529	9,230	11,179	15,120
非支配持分に帰属する純利益	164	139	143	150	86
モルガン・スタンレーに帰属する純利益	16,861	13,390	9,087	11,029	15,034
優先株配当等	612	590	557	489	468
モルガン・スタンレー普通株主に帰属する利益	16,249	12,800	8,530	10,540	14,566
法人所得税実効税率	22.5%	23.1%	21.9%	20.7%	23.1%
財務指標					
平均普通株主資本利益率(「ROE」)(5)	16.6%	14.0%	9.4%	11.2%	15.0%
平均有形普通株式株主資本利益率(「ROTCE」)(5)(6)	21.6%	18.8%	12.8%	15.3%	19.8%
普通株式関連データ					
普通株式1株当たり					
利益(基本的)	10.32	8.04	5.24	6.23	8.16
利益(希薄化後)	10.21	7.95	5.18	6.15	8.03
簿価(7)	64.37	58.98	55.50	54.55	55.12
有形普通株式の簿価(6)(7)	50.00	44.57	40.89	40.06	40.91
宣言済み配当	3.85	3.55	3.25	2.95	2.10
流通普通株式数					
<i>(単位：百万ドル)</i>					
12月31日現在	1,583	1,607	1,627	1,675	1,772
平均：					
基本的	1,574	1,591	1,628	1,691	1,785
希薄化後	1,592	1,611	1,646	1,713	1,814
貸借対照表データ					

(単位：百万ドル)

流動性リソース(第4四半期平均)	385,884	345,440	314,504	312,250	345,049
ローン(8)	289,038	246,814	226,828	222,182	200,761
総資産	1,420,270	1,215,071	1,193,693	1,180,231	1,188,140
預金	415,523	376,007	351,804	356,646	347,574
借入債務	348,935	288,819	263,732	238,058	233,127
モルガン・スタンレー株主資本	111,632	104,511	99,038	100,141	105,441
普通株主資本	101,882	94,761	90,288	91,391	97,691
有形普通株式株主資本(6)	79,147	71,604	66,527	67,123	72,499

- (1) 2021年の数値については、2024年2月22日にSECに提出した当社の2023年12月31日終了年度の様式10-Kによる年次報告書から抜粋している。
- (2) 2022年の数値については、2025年2月21日にSECに提出した当社の2024年12月31日終了年度の様式10-Kによる年次報告書から抜粋している。
- (3) 2021年の金額については、以下の影響を連結財務諸表に反映している。ローンおよび貸付コミットメントに係る貸倒引当金繰入額は、損益計算書において独立した項目として表示されている。従前は、ローンに係る貸倒引当金繰入額は「その他の収益」に、貸付コミットメントに係る貸倒引当金繰入額は「その他の費用」に含まれていた。また、従前はトレーディング収益に計上されていた一定の売却目的保有および投資目的保有ローンの経済的ヘッジは、「その他の収益」に計上されている。
- (4) 2023年の金額は、当期の表示に合わせて調整されている。
- (5) ROEおよびROTCは、それぞれ平均普通株主資本および平均有形普通株式株主資本に対するモルガン・スタンレー普通株主に帰属する利益(年換算)の割合を表す。
- (6) 一般に公正妥当と認められる会計原則によらない財務指標を表す。
- (7) 普通株式1株当たり簿価および有形普通株式1株当たり簿価は、それぞれ普通株主資本および有形普通株式株主資本を流通普通株式数で除して得られる。
- (8) 投資目的保有ローン(貸倒引当金相殺後)および売却目的保有ローンを含み、貸借対照表上のトレーディング資産に含まれる公正価値のローンも含む。